

平成 2 8 年度版

# 業 務 概 況

平成 2 8 年 7 月

福島県県中保健福祉事務所

## はじめに

近年の少子高齢と人口減少の進行、さらには、東日本大震災及び原発事故の影響により保健・医療・福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、中東呼吸器症候群(MERS)やデング熱等の新たな感染症の発生、放射性物質による健康や食の安全性への影響の懸念により、安全・安心への関心がより一層高まっています。

このため、県では、「福島県保健医療福祉復興ビジョン」において、子どもたちが親の世代となる30年ほど先を視野に入れ、8年をめぐりに本県が東日本大震災や原子力災害を克服し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により将来の本県社会が支えられている「めざす将来の姿」を実現するために、6つの基本方針を掲げ、施策を展開していくこととしております。

県中保健福祉事務所では、計画に示された県の方向性を踏まえ、県中地域の復興へ向けた保健・医療・福祉施策の推進のために、「県中地域保健医療福祉推進計画」を平成25年7月に策定しました。

これら計画の着実な推進により東日本大震災及び原子力災害からの復興を後押しするため、管内市町村、被災市町村や関係機関・団体との緊密な連携を図りながら、地域の実情に応じた健康づくりや子育て環境づくり、さらには健康危機管理対策、食品の安全性確保等の重点施策を積極的かつ、効果的に展開してまいります。

この「業務概況」は、管内の保健・医療・福祉を取り巻く現状や課題を踏まえた当所の平成28年度の基本方針及び新規重点施策と平成27年度の事業実績等をまとめたものです。

保健・医療・福祉に関する参考資料として、多くの方々に利用していただきますとともに、当事務所が実施する事業等に対し、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年7月

福島県県中保健福祉事務所  
所長 山口靖明

# 目 次

はじめに

## I 県中保健福祉事務所の概況

1 県中地域の概況 .....	1
2 県中保健福祉事務所の概要 .....	3
3 平成27年度決算概要 .....	8
4 管内人口動態データ .....	10

## II 平成28年度県中保健福祉事務所基本方針及び重点施策

1 基本方針 .....	16
2 重点施策 .....	16
3 平成28年度県中保健福祉事務所新規重点事業等 .....	20
4 県中地域保健医療福祉推進計画進行管理指標 .....	25

## III 総務企画部の業務

### 第1 総務企画課の業務

1 庶務・経理 .....	27
2 財産管理 .....	27
3 表彰 .....	27
4 保健・医療・福祉の総合的な推進 .....	27
5 地域保健等推進体制の整備 .....	27
6 保健・福祉宅配講座 .....	29
7 社会福祉法人 .....	30
8 民生児童委員 .....	30
9 部創意事業 .....	30
10 福祉避難所の指定促進 .....	30
11 各種統計調査 .....	30
12 戦傷病者援護 .....	31
13 日本赤十字社・共同募金会 .....	31

## IV 健康福祉部の業務

### 第1 保健福祉課の業務

#### 第1-1 高齢者支援チームの業務

1 高齢者福祉 .....	32
2 介護保険 .....	33
3 長寿社会対策・人にやさしいまちづくり .....	34

#### 第1-2 児童家庭支援チームの業務

1 母子保健 .....	40
2 児童の福祉 .....	45

#### 第1-3 障がい者支援チームの業務

1 身体障がい者（児）の状況 .....	51
2 身体障がい者（児）の福祉 .....	51
3 知的障がい者（児）の状況 .....	55
4 知的障がい者（児）の福祉 .....	55
5 精神保健福祉 .....	57

<b>第2 生活保護課の業務</b>	
1 生活保護業務の概況 .....	66
2 管内の状況 .....	66
<b>第3 健康増進課の業務</b>	
1 健康づくりの推進 .....	73
2 歯科保健対策の推進 .....	69
3 原爆被爆者対策の推進 .....	79
4 難病対策の推進 .....	79
<b>V 生活衛生部の業務</b>	
<b>第1 医療薬事課の業務</b>	
<b>第1-1 医事薬事チームの業務</b>	
1 医 務 .....	81
2 救急医療 .....	83
3 薬 事 .....	84
4 毒物劇物 .....	87
5 麻薬・覚せい剤・大麻・向精神薬 .....	87
6 薬物乱用防止事業 .....	88
<b>第1-2 感染症予防チームの業務</b>	
1 感染症・感染症患者の発生状況 .....	89
2 予防接種実施状況（定期） .....	89
3 結核予防対策 .....	91
4 エイズ予防対策 .....	93
5 ウイルス性肝炎対策 .....	94
6 新型インフルエンザ等対策 .....	94
7 高病原性鳥インフルエンザ対策 .....	95
<b>第2 衛生推進課の業務</b>	
<b>第2-1 環境衛生チームの業務</b>	
1 環境衛生 .....	96
2 水 道 .....	98
3 温 泉 .....	100
<b>第2-2 食品衛生チームの業務</b>	
1 食品衛生 .....	101
2 狂犬病予防・動物の愛護及び管理 .....	105
<b>VI 東日本大震災等被災者支援</b>	
1 概要 .....	114
2 健康サポート事業 .....	114
3 被災者の心のケア、心の健康推進事業 .....	115
4 妊産婦、母子への健康支援事業 .....	116
5 東日本大震災における高齢者への支援事業 .....	116

# I 県中保健福祉事務所の概況

## 1 県中地域の概況

### (1) 管轄区域

県中保健福祉事務所は、県中地域（12市町村：郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡）の保健、医療、福祉及び衛生に関する業務を行っています。

また、当所は、地域保健法に基づく県中保健所でもあります。

このため、当所の管轄区域は関係業務により異なっており、行政全般については、郡山市、須賀川市、田村市を含む12市町村ですが、生活保護業務については、郡山市、須賀川市、田村市を除く、岩瀬郡、石川郡、田村郡の6町3村です。

また、薬務、救急医療、水道等の業務については、中核市である郡山市が所管する一部を除き、12市町村を管轄区域としています。

### (2) 県中地域の特性

#### ア 地 勢

県中地域は、県の中央に位置し、東側には阿武隈高地、西側には奥羽山脈が連なり、中央の平坦部には阿武隈川が北流するなど、変化に富んだ自然によって形成されており、面積は、2406.29平方キロメートルで県土の17.5%を占めています。

#### イ 人 口

平成28年4月1日現在の県中地域の人口は、537,919人で、県全体の28.3%を占めています。都市部への人口集中が続く反面、中山間地域では人口の減少が進んでいます。

#### ウ 交 通

県中地域は福島空港をはじめ、東北新幹線、東北自動車道、磐越自動車道に加え、あぶくま高原道路などの整備により、高速交通ネットワークが形成されています。

#### エ 産 業

県中地域の平成26年の製造品出荷総額は県内の約26%を占めるとともに、年間商品販売額でも県内の35.9%を占めており、農業面では米・野菜・畜産を中心に本県生産額の約25%を占めるなど、本県経済の中心的な役割を担っています。

(3) 県中地域の市町村の概況(平成28年4月1日現在)

※年齢(3区分)別人口構成比(%)は平成27年9月1日現在

地域	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人口 (人)	年齢(3区分)別人口構成比(%)				人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	
				年少人口 0~14歳	生産年齢人口 15~64歳	老年人口 65歳以上			
						75歳以上			
須賀川市	279.55	26,459	77,181	13.6	61.0	25.4	12.8	276.1	
田村市	458.30	12,683	38,130	11.5	56.6	31.9	18.5	83.2	
岩瀬郡	鏡石町	31.25	4,235	12,480	14.4	60.7	24.9	12.4	399.4
	天栄村	225.56	1,642	5,566	11.6	58.2	30.1	17.0	24.7
岩瀬郡	256.81	5,877	18,046	13.5	59.9	26.5	13.8	70.3	
石川郡	石川町	115.71	5,210	15,641	10.8	57.4	31.8	17.7	135.2
	玉川村	46.56	1,990	6,745	13.1	60.2	26.7	14.8	144.9
	平田村	93.53	1,992	6,409	12.2	59.2	28.6	17.0	68.5
	浅川町	37.43	2,056	6,503	13.4	57.3	29.2	16.2	173.7
	古殿町	163.47	1,677	5,330	11.4	55.1	33.4	21.5	32.6
石川郡	456.70	1,295	40,628	11.9	57.8	30.3	17.4	89.0	
田村郡	三春町	72.76	6,240	18,179	11.3	58.3	30.4	16.2	249.8
	小野町	125.11	3,405	10,360	11.6	57.0	31.4	18.7	82.8
田村郡	197.87	9,648	28,539	11.4	57.8	30.8	17.1	144.2	
県中管内	1,649.23	65,592	202,524	12.6	59.0	28.4	15.5	122.8	
郡山市	757.06	138,950	335,395	12.9	62.9	24.1	11.8	443.0	
県中地域	2,406.29	206,542	537,919	12.8	61.4	25.8	13.2	223.5	
福島県	13,782.75	1,902,950	1,926,961	12.4	59.1	28.5	15.0	139.8	

※上表の「県中管内」とは、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡の11市町村である。

※上表の「県中地域」は、県中管内に郡山市を加えた12市町村である。

※平成27年10月1日～平成28年9月1日までの年齢5歳階級別人口は平成27年国勢調査の集計結果を待って推計し、平成28年10月公表予定のため、「年齢(3区分)別人口構成比(%)」は平成27年9月1日現在の値である。

#### (4) 管内地図



## 2 県中保健福祉事務所の概要

### (1) 沿革

平成14年4月、保健と福祉の連携を強化し、地域への行政サービス提供の向上を図るため、県中保健所と県中社会福祉事務所を統合し、3部7グループ体制で構成する県中保健福祉事務所を須賀川市に設置しました。

#### ア 県中保健福祉事務所の沿革

平成14年 4月 機構改革により、県中保健所、県中社会福祉事務所を統合し、須賀川市旭町153番地1に「県中保健福祉事務所」を設置

事務所内に中央児童相談所須賀川相談室を設置

課・係制を廃止し、県の出先機関として初のグループ制を導入

平成16年 4月 機構改革により、医療薬事グループ検査チームの業務を衛生研究所県中支所に移管

平成19年 4月 機構改革により、中央児童相談所須賀川相談室を廃止し、業務を県中児童相談所に移管

平成20年 4月 機構改革により、グループ制を廃止し、課・チーム制を導入。

平成23年 6月 機構改革により、総務課と地域支援課を統合し、総務企画課とする。

## イ 参考

### ①統合前の県中保健所の沿革

#### (旧郡山保健所)

- 昭和19年 4月 郡山市稲荷町30番地に設置
- 昭和19年11月 昭和20年7月、昭和21年5月、昭和23年3月と4度移転
- 昭和25年 7月 郡山市堂前56番地に新築移転
- 昭和44年 5月 郡山市麓山一丁目1番1号に新築移転
- 平成 9年 3月 郡山市の中核市移行に伴う市独自の保健所設置により廃止

#### (旧須賀川保健所)

- 昭和19年 9月 須賀川町(現須賀川市)六丁目18番地に設置
- 昭和26年 5月 須賀川町瀬戸堀に新築移転
- 昭和56年 8月 須賀川市旭町153番地1に新築移転
- 平成 9年 3月 地域保健法の改正に伴う県の保健所再編統合により廃止

#### (旧石川保健所)

- 昭和23年 5月 石川町字南町14番地に設置
- 昭和25年 1月 石川町字南町35番地に新築移転
- 昭和60年 4月 石川町字渡里沢37番地5に新築移転
- 平成 9年 3月 地域保健法の改正に伴う県の保健所再編統合により廃止

#### (旧三春保健所)

- 昭和19年10月 三春町字尼ヶ谷2番地に設置
- 昭和25年 4月 小野町大字小野新町字本町32番地に小野分室を設置
- 昭和26年 8月 三春町字荒町50番地に新築移転
- 昭和44年 4月 小野分室を廃止
- 昭和50年 4月 三春町字六升蒔50番地に新築移転
- 平成 9年 3月 地域保健法の改正に伴う県の保健所再編統合により廃止

#### (県中保健所)

- 平成9年4月 機構改革により、郡山・須賀川・石川・三春の4保健所が統合し、須賀川市旭町153番地1(旧須賀川保健所所在地)に「県中保健所」を設置

### ②統合前の県中社会福祉事務所の沿革

- 昭和26年 3月 社会福祉事業法の制定
- 昭和26年10月 安積、田村、岩瀬、石川(東白川郡古殿町を舍む。)の4郡及び郡山市に福祉事務所を設置
- 昭和29年 3月 合併による須賀川市の誕生により、当該町村だった区域が須賀川市福祉事務所に事務を移管
- 昭和40年 3月 安積福祉事務所管内町村と郡山市の合併により、安積福祉事務所廃止
- 昭和44年 4月 機構改革により従来の福祉地区が統合され、郡山社会福祉事務所が設置されるとともに、田村、岩瀬、石川の各福祉事務所は出張所として位置づけられた
- 昭和48年 4月 機構改革により、田村、岩瀬、石川の各福祉事務所の生活保護法事務を郡山社会福祉事務所に統合
- 昭和50年11月 事務所を郡山合同庁舎北庁舎に移転
- 平成 6年 4月 機構改革により、名称を郡山社会福祉事務所から県中社会福祉事務所に変更

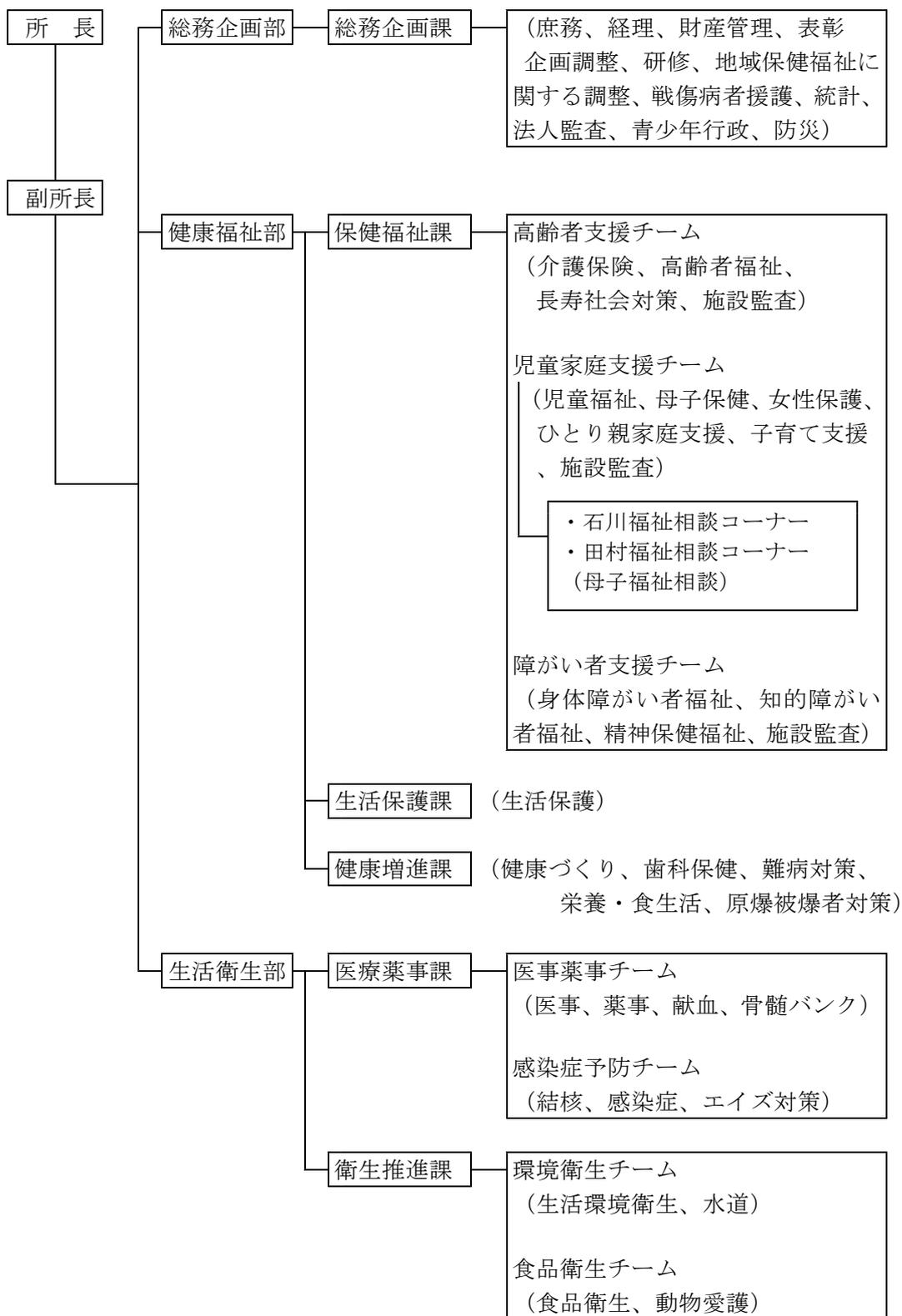
岩瀬、石川、田村の3出張所を廃止し、同所に福祉相談コーナーを設置

平成 9年 4月 郡山市の中核市移行に伴い、母子・寡婦福祉資金貸付等の事務を移譲

(2) 歴代所長 (近年)

県中保健所長	埴 義 郎	平成 9年4月～平成11年3月
	鈴木 美保子	平成11年4月～平成14年3月
県中社会福祉事務所長	川 島 一 雄	平成10年4月～平成13年3月
	井 上 秀 之	平成13年4月～平成14年3月
県中保健福祉事務所長	鈴木 美保子	平成14年4月～平成16年3月
	遠 藤 幸 男	平成16年4月～平成16年6月
	柳 澤 正 信	平成16年7月～平成24年3月
	山 口 靖 明	平成24年4月～現在

(3) 組織図 (平成 28 年 4 月 1 日現在)



## (4) 職員配置状況 (平成28年5月1日現在)

(人)

組織	職 種	事 務			技 術							技能労務		常勤職員計	専門員	嘱託員	計
		一般事務	社会福祉主事	専門員	医師	技師	獣医師	薬剤技師	栄養技師	医療技師	保健技師	技師	運転手				
所 長					1									1			1
副所長(兼)総務企画部長		1												1			1
総務企画部		6								1		1		8			8
総務企画課	課 長	1												1			1
	課 員	5								1		1		7			7
健康福祉部		2	14	1					2	1	12			32	3	8	43
部 長										1				1			1
副 部 長		1												1			1
保健福祉課 課長(※)																	
高齢者支援チーム	チーム員		2								1			3	1		4
児童家庭支援チーム	チーム員		3								2			5		3	8
石川福祉相談コーナー																1	1
田村福祉相談コーナー																1	1
障がい者支援チーム	チーム員		2	1							5			8			8
生活保護課	課 長	1												1			1
	課 員		7											7	1	3	11
健康増進課	課 長									1				1			1
	課 員							2	1	2				5	1		6
生活衛生部					8	3	4			6	1			22	1	1	24
部 長							1							1			1
医療薬事課	課 長									1				1			1
	医事薬事チーム	チーム員					3			1				4			4
	感染症予防チーム	チーム員								4				4			4
衛生推進課	課 長				1									1			1
	環境衛生チーム	チーム員				3								3			3
	食品衛生チーム	チーム員				4	3				1			8	1	1	10
合 計		9	14	1	1	8	3	4	2	1	19	1	1	64	4	9	77

※健康福祉部副部長は、保健福祉課長を兼務している。

### 3 平成27年度決算概要

(1) 一般会計

(歳入)

(単位：円)

款	項	目	節	決算額
分担金及び負担金				3,808,401
	負担金			3,808,401
		民生費負担金		3,808,401
			児童福祉施設入所費負担金	3,808,401
		衛生費負担金		0
			公衆衛生総務費負担金	0
使用料及び手数料				491,800
	使用料			19,900
		行政財産使用料		19,900
			土地使用料	19,900
	手数料			471,900
		衛生手数料		471,900
			環境衛生手数料	471,900
財産収入				209,138
	財産運用収入			181,058
		財産貸付収入		181,058
			建物貸付料	181,058
	財産売払収入			28,080
		物品売払収入		28,080
			自動車売払代金	28,080
諸収入				59,017,599
	雑入			59,017,599
		雑入		59,017,599
			雑入	59,017,599
歳入合計				63,526,938

## (1) 一般会計

(歳出 2-1)

(単位：円)

款	項	目	決算額
総務費			724,498
	総務管理費		577,548
		一般管理費	174,258
		人事管理費	365,540
		職員研修費	0
		諸費	37,750
	防災費		0
		消防指導費	0
	統計調査費		146,950
		厚生統計調査費	146,950
民生費			3,121,770,304
	社会福祉費		2,325,266,062
		社会福祉総務費	21,390,469
		障がい福祉総務費	2,293,641,027
		高齢福祉総務費	9,022,170
		介護保険費	1,137,654
		精神障がい者福祉費	74,742
	児童福祉費		504,295,713
		児童福祉総務費	34,933,097
		児童措置費	460,232,111
		母子福祉費	9,130,505
	生活保護費		292,208,529
		扶助費	284,225,330
		生活保護総務費	7,983,199

(歳出 2-2)

(単位：円)

款	項	目	決算額
衛生費			50,752,768
	公衆衛生費		26,853,303
		公衆衛生総務費	6,452,813
		結核対策費	4,599,325
		予防費	2,583,019
		精神保健費	13,210,874
		衛生研究所費	7,272
	環境衛生費		3,287,596
		環境衛生費	2,279,743
		食品衛生費	1,007,853
	保健福祉事務所費		18,286,822
		保健福祉事務所費	18,286,822
	医薬費		2,325,047
		医薬総務費	92,366
		医務費	751,853
		保健師等指導養成費	8,000
		薬務費	1,472,828
労働費			7,339,131
	雇用対策費		7,339,131
		緊急雇用対策費	7,339,131
	歳出合計		3,180,586,701

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計  
(歳出)

(単位：円)

款	項	目	決算額
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費			9,402,450
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		9,402,450
		貸付金	9,382,600
		事務費	19,850

#### 4 管内人口動態データ

##### (1) 人口動態総覧

(平成26年)

区 分	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	管内計	郡山市	福島県	全 国
出生数	619	260	105	30	98	40	37	55	32	100	59	1,435	2,702	14,517	1,003,539
出生率	8.0	6.9	8.3	5.1	5.8	5.8	5.7	8.3	5.8	5.8	5.6	7.1	8.2	7.5	8.0
死亡数	796	531	135	90	235	81	99	93	91	239	154	2,544	3,119	23,495	1,273,004
死亡率	10.3	14.0	10.7	15.4	14.0	11.7	15.4	14.1	16.4	13.8	14.7	12.5	9.5	12.2	10.1
自然増減数	△ 177	△ 271	△ 30	△ 60	△ 137	△ 41	△ 62	△ 38	△ 59	△ 139	△ 95	△ 1,109	△ 417	△ 8,978	△ 269,465
自然増減率	△ 2.3	△ 7.2	△ 2.4	△ 10.3	△ 8.2	△ 5.9	△ 9.6	△ 5.8	△ 10.6	△ 8.0	△ 9.1	△ 5.5	△ 1.3	△ 4.7	△ 2.1
(再掲) 乳児死亡数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4	27	2,080
乳児死亡率	0	0	0	0	10.2	0	0	0	0	0	0	0.7	1.5	1.9	2.1
(再掲) 新生児死亡数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10	952
新生児死亡率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	0.7	2.1
死産数	16	4	3	2	5	0	0	0	0	4	1	35	75	344	23,524
死産率	25.2	15.2	27.8	62.5	48.5	0	0	0	0	38.5	16.7	23.8	27	23.1	22.9
(再掲) 自然死産数	10	2	0	1	2	0	0	0	0	1	0	16	44	222	10,905
(再) 自然死産率	15.7	7.6	0	31.3	19.4	0	0	0	0	9.6	0	10.9	10.8	12.0	10.6
(再掲) 人工死産数	6	2	3	1	3	0	0	0	0	3	1	19	35	163	12,619
(再) 人工死産率	9.2	7.6	27.8	31.3	29.1	0	0	0	0	28.8	16.7	12.9	16.2	11.1	12.3
周産期死亡数	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	8	49	3,750
周産期死亡率	6.4	0.0	0.0	32.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	3.0	3.4	3.7
婚姻数	335	147	63	22	66	23	21	29	12	75	35	828	1,698	8,711	643,749
婚姻率	4.4	3.9	5.0	3.8	3.9	3.3	3.3	4.4	2.2	4.3	3.4	4.1	5.2	4.5	5.1
離婚数	129	43	22	7	20	7	11	8	9	17	14	287	577	3,165	222,107
離婚率	1.68	1.14	1.75	1.20	1.19	1.01	1.71	1.21	1.62	0.98	1.34	1.41	1.75	1.64	1.77

※上段は実数、下段は人口動態率。

※人口動態率のうち、出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚は人口千人に対する割合、死産は出産（出生＋死産）千人に対する割合、周産期死亡は出産千人に対する割合、ほかは出生千人に対する割合。

## (2) 死因別死亡者数

(平成26年)

市町村 /死因	総死亡数	結核	悪性 新生物	糖尿病	高血圧 性疾患	心疾患	脳血管 疾患	大動脈瘤 及び解離	肺炎	慢性閉塞 性肺疾患	喘息	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の 事故	自殺
須賀川市	796	0	209	8	9	144	86	11	63	14	1	4	19	56	39	20
	1034.6	0	271.6	10.4	11.7	187.2	111.8	14.3	81.9	18.2	1.3	5.2	24.7	72.8	50.7	26
田村市	531	0	126	6	0	111	71	3	46	13	1	4	9	27	8	14
	1403.5	0	333.0	15.9	0	293.4	187.7	7.9	121.6	34.4	2.6	10.6	23.8	71.4	21.1	37
鏡石町	135	0	47	3	3	27	7	2	7	0	0	0	3	3	8	5
	1073.3	0	373.7	23.9	23.9	214.7	55.7	15.9	55.7	0	0	0	23.9	23.9	63.6	39.8
天栄村	90	0	21	0	1	11	15	1	11	2	0	1	2	7	1	2
	1543.7	0	360.2	0	17.2	188.7	257.3	17.2	188.7	34.3	0	17.2	34.3	120.1	17.2	34.3
石川町	235	0	59	5	3	31	35	2	12	6	1	6	7	16	9	4
	1398.6	0	351.1	29.8	17.9	184.5	208.3	11.9	71.4	35.7	6	35.7	41.7	95.2	53.6	23.8
玉川村	81	0	22	0	0	9	6	0	9	0	0	1	1	8	1	8
	1172.6	0	318.5	0	0	130.3	86.9	0	130.3	0	0	14.5	14.5	115.8	14.5	115.8
平田村	99	0	27	3	0	22	9	1	6	1	0	0	2	4	3	2
	1538.2	0	419.5	46.6	0	341.8	139.8	15.5	93.2	15.5	0	0	31.1	62.2	46.6	31.1
浅川町	93	0	22	1	2	16	6	2	9	0	0	0	3	7	4	1
	1408	0	333.1	15.1	30.3	242.2	90.8	30.3	136.3	0	0	0	45.4	106.0	60.6	15.1
古殿町	91	0	18	2	0	17	19	0	11	0	0	0	1	4	1	2
	1636.1	0	323.6	36	0	305.6	341.6	0	197.8	0	0	0	18	71.9	18	36
三春町	239	0	65	4	4	46	24	23	26	1	1	0	1	3	10	1
	1382.9	0	376.1	23.1	23.1	266.2	138.9	17.2	150.4	5.8	5.8	0.0	5.8	17.4	57.9	5.8
小野町	154	0	38	3	1	31	14	0	13	3	0	1	1	15	4	2
	1474.5	0	363.8	28.7	9.6	296.8	134	0	124.5	28.7	0	9.6	9.6	143.6	38.3	19.1
管内計	2,544	0	654	35	23	465	292	45	213	40	4	17	49	150	88	61
	1251.8	0.0	321.8	17.2	11.3	228.8	143.7	12.8	104.8	19.7	2.0	8.4	24.1	73.8	43.3	30.0
郡山市	3,119	3	833	50	16	487	300	46	243	52	2	50	69	163	96	71
	948.6	0.9	253.3	15.2	4.9	148.1	91.2	14	73.9	15.8	1.8	15.2	21	49.6	29.2	21.6
福島県	23,495	20	6,128	295	114	4,151	2,528	317	1,994	332	46	239	439	1,581	772	421
	1218.6	1.0	317.8	15.3	5.9	215.3	131.1	16.4	103.4	17.2	2.4	12.4	22.8	82.0	40.0	21.8
全国	1,273,004	2,100	368,103	13,669	6,932	196,925	114,207	16,423	119,650	16,184	1,550	15,692	24,776	75,389	39,029	24,417
	1014.9	1.7	293.5	10.9	5.5	157	91.1	13.1	95.4	12.9	1.2	12.5	19.8	60.1	31.1	19.5

※上段は死亡者数、下段は死亡率（人口10万対）。

### (3) 市町村死因別標準化死亡比（SMR）＜全国との比較＞【男性】

1 標準化死亡比は、性、地域ごとに「全国の年齢階級別死亡率で死亡するとしたときのその地域の期待死亡数」に対する「実際の死亡数」の比を100倍して算出している。したがって、年齢構成の違いの影響を除いて死亡状況を表すものであり、地域比較に用いている。

標準化死亡比が100より大きい場合、その地域の死亡率は全国より高いと判断され、100より小さい場合は、全国より低いと判断される。

2 平成22年を中心とした平成20年～平成24年のデータについて、死亡に関する指標である標準化死亡比について市町村別に取りまとめている。

	福島県	管内	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町
	SMR												
総死亡数	106.3	108.4	109.3	104.0	114.1	127.3	102.9	105.9	131.7	111.7	108.3	103.9	107.4
悪性新生物	99.3	101.6	103.2	96.2	114.8	111.6	97.1	91.7	136.3	85.6	87.5	106.7	100.2
(胃)	105.6	112.2	120.6	93.0	145.3	61.5	113.5	116.2	119.4	179.9	99.9	95.0	126.7
(大腸)	105.0	105.7	107.2	95.5	169.9	98.2	136.2	66.1	121.8	81.6	75.4	96.4	98.5
(肝及び肝内胆管)	80.6	80.1	76.3	39.7	…	96.6	60.8	181.1	420.1	…	85.7	66.4	95.6
(気管・気管支・肺)	97.3	100.3	95.3	105.5	107.8	133.3	89.6	75.3	91.3	85.1	70.0	127.9	103.3
心疾患	119.8	124.9	126.6	115.9	119.9	168.0	132.5	111.3	179.9	120.6	127.6	91.4	148.4
(急性心筋梗塞)	184.6	182.7	162.2	148.9	110.3	206.2	285.0	196.5	427.1	231.1	232.6	104.1	229.9
(心不全)	109.6	128.8	145.4	134.1	154.0	203.4	74.3	157.2	115.4	71.8	150.0	66.6	154.9
脳血管疾患	117.5	122.1	114.6	133.0	137.3	116.3	114.3	97.2	155.0	158.8	111.5	105.6	130.5
(脳内出血)	106.5	108.1	105.7	101.5	115.7	89.3	118.7	…	138.0	122.9	80.1	110.8	154.7
(脳梗塞)	124.5	131.0	125.5	149.6	151.6	131.7	106.7	121.4	138.8	205.1	136.3	96.6	121.4
肺炎	96.7	87.6	92.2	73.0	101.9	130.7	69.6	65.8	96.2	113.9	114.5	75.9	109.8
肝疾患	90.2	94.3	105.0	75.7	118.7	…	…	…	156.6	…	…	104.9	…
腎不全	106.5	117.3	151.8	116.0	123.0	…	118.1	135.7	…	…	…	103.8	73.2
老衰	123.4	104.6	108.0	90.8	…	…	171.2	234.7	…	170.6	144.4	109.7	…
不慮の事故	145.8	132.0	116.7	146.3	136.9	189.1	147.4	126.8	155.4	118.6	197.0	93.4	124.8
自殺	112.0	124.0	115.5	136.8	79.0	188.9	113.8	183.2	187.6	…	97.1	132.7	129.4

※出典：厚生労働省 人口動態保健所・市町村別統計 標準化死亡比、主要死因・性・都道府県・保健所・市区町村別（平成20年～平成24年）

( )内は再掲

#### (4) 市町村死因別標準化死亡比 (SMR) <全国との比較> 【女性】

1 標準化死亡比は、性、地域ごとに「全国の年齢階級別死亡率で死亡するとしたときのその地域の期待死亡数」に対する「実際の死亡数」の比を100倍して算出している。したがって、年齢構成の違いの影響を除いて死亡状況を表すものであり、地域比較に用いている。

標準化死亡比が100より大きい場合、その地域の死亡率は全国より高いと判断され、100より小さい場合は、全国より低いと判断される。

2 平成22年を中心とした平成20年～平成24年のデータについて、死亡に関する指標である標準化死亡比について市町村別に取りまとめている。

	福島県	管内	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町
	SMR												
総死亡数	104.8	104.9	110.2	100.9	99.7	111.9	94.3	109.8	111.5	111.6	97.5	106.7	100.1
悪性新生物	95.3	90.2	93.4	83.5	86.0	98.1	89.8	96.6	121.2	80.9	74.6	93.6	84.8
(胃)	101.5	117.1	120.8	112.1	98.8	145.6	116.2	237.6	140.4	88.6	117.0	88.1	96.2
(大腸)	101.4	84.3	106.0	66.5	113.7	91.7	75.9	...	73.7	...	...	102.3	72.6
(肝及び肝内胆管)	82.6	118.1	127.1	83.3	...	...	88.1	226.3	564.6	...	...	124.2	73.6
(気管・気管支・肺)	88.9	70.3	54.1	58.9	98.5	80.9	57.7	...	126.5	79.6	89.6	84.7	121.3
心疾患	112.6	116.4	133.8	120.9	127.0	116.4	82.1	96.0	90.9	117.5	119.0	107.3	93.4
(急性心筋梗塞)	175.1	186.4	202.3	212.6	211.8	137.7	152.1	139.3	221.9	285.2	287.2	104.7	79.1
(心不全)	106.2	111.8	131.8	123.6	124.7	146.1	69.1	80.4	89.1	101.1	77.0	88.2	94.5
脳血管疾患	119.7	122.9	104.0	138.4	109.2	150.0	115.7	145.7	160.8	174.5	125.1	109.7	124.8
(脳内出血)	107.0	107.9	103.0	125.0	98.9	158.7	113.5	140.8	116.1	117.4	...	52.7	114.8
(脳梗塞)	126.4	129.5	109.9	136.6	115.0	138.2	134.1	168.2	187.4	179.7	134.1	110.2	141.9
肺炎	97.0	91.6	85.1	94.3	80.4	86.0	73.7	53.9	137.4	84.9	80.4	91.7	151.5
肝疾患	86.5	102.5	122.7	51.0	223.1	...	...	...	...	...	...	187.4	...
腎不全	89.9	93.1	98.8	70.9	121.8	210.9	115.6	...	111.7	...	103.5	80.0	105.4
老衰	116.1	118.6	131.6	86.8	60.3	122.9	136.3	209.5	101.2	293.9	133.6	135.4	50.7
不慮の事故	155.1	111.1	166.9	61.3	93.1	...	121.9	...	...	100.9	141.3	57.7	125.4
自殺	106.3	157.6	153.2	129.0	145.5	...	163.0	...	...	...	385.3	190.6	128.1

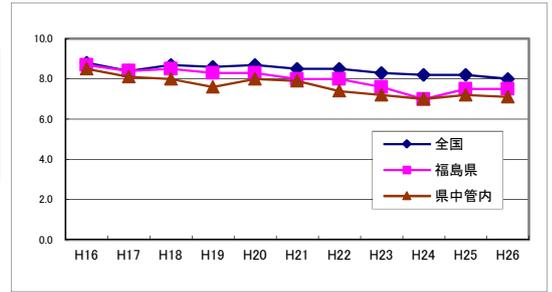
※出典：厚生労働省 人口動態保健所・市町村別統計 標準化死亡比、主要死因・性・都道府県・保健所・市区町村別 (平成20年～平成24年)

( )内は再掲

(5) 人口動態年次推移

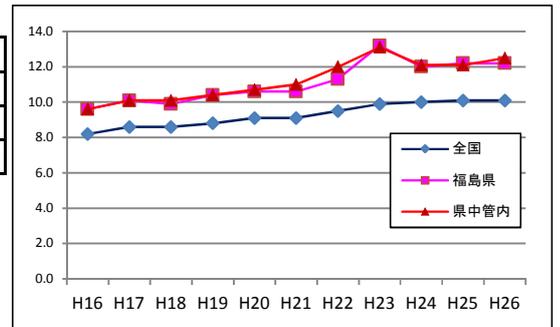
ア 出生率（人口千対）年次推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0
福島県	8.7	8.4	8.5	8.3	8.3	8.0	8.0	7.6	7.0	7.5	7.5
県中管内	8.5	8.1	8.0	7.6	8.0	7.9	7.4	7.2	7.0	7.2	7.1



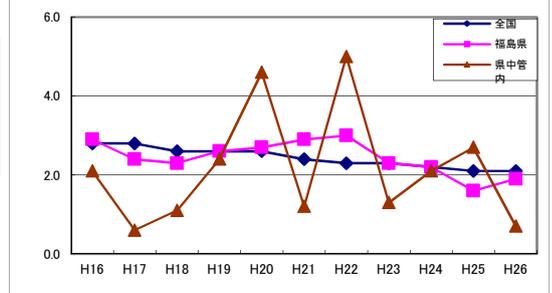
イ 死亡率（人口千対）年次推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国	8.2	8.6	8.6	8.8	9.1	9.1	9.5	9.9	10.0	10.1	10.1
福島県	9.6	10.1	9.9	10.4	10.6	10.6	11.3	13.2	12.0	12.2	12.2
県中管内	9.6	10.1	10.1	10.4	10.7	11.0	12.0	13.1	12.1	12.1	12.5



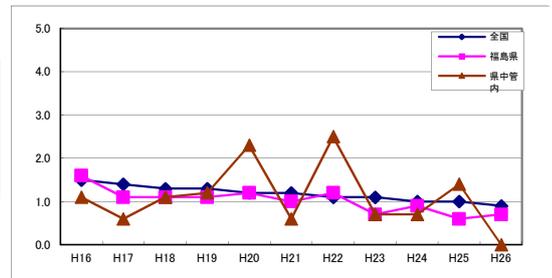
ウ 乳児死亡率（出生千対）年次推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.4	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1
福島県	2.9	2.4	2.3	2.6	2.7	2.9	3.0	2.3	2.2	1.6	1.9
県中管内	2.1	0.6	1.1	2.4	4.6	1.2	5.0	1.3	2.1	2.7	0.7



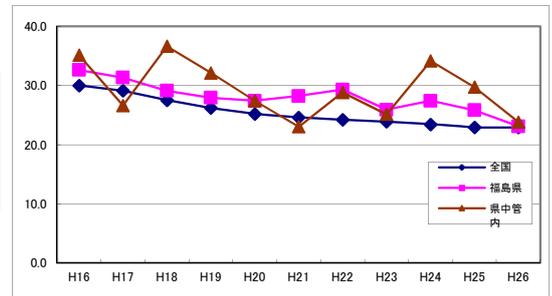
エ 新生児死亡率（出生千対）年次推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9
福島県	1.6	1.1	1.1	1.1	1.2	1.0	1.2	0.7	0.9	0.6	0.7
県中管内	1.1	0.6	1.1	1.2	2.3	0.6	2.5	0.7	0.7	1.4	0.0



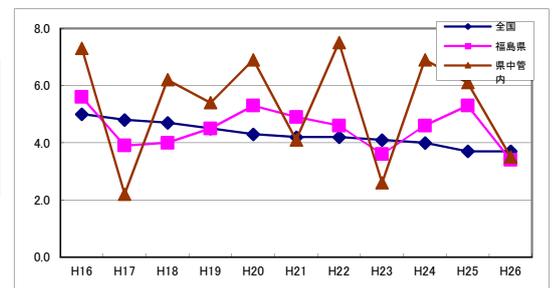
オ 死産率（出生千対）年次推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国	30.0	29.1	27.5	26.2	25.2	24.6	24.2	23.9	23.4	22.9	22.9
福島県	32.6	31.3	29.1	27.9	27.4	28.2	29.3	25.9	27.4	25.8	23.1
県中管内	35.1	26.6	36.6	32.1	27.4	23.0	28.8	25.1	34.1	29.7	23.8



カ 周産期死亡率（出産千対）年次推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国	5.0	4.8	4.7	4.5	4.3	4.2	4.2	4.1	4.0	3.7	3.7
福島県	5.6	3.9	4.0	4.5	5.3	4.9	4.6	3.6	4.6	5.3	3.4
県中管内	7.3	2.2	6.2	5.4	6.9	4.1	7.5	2.6	6.9	6.1	3.5



# 平成28年度県中保健福祉事務所基本方針及び重点施策

## 1 基本方針

「福島県保健医療福祉復興ビジョン」において、子どもたちが親の世代となる30年ほど先を視野に入れ、8年をめどに本県が東日本大震災や原子力災害を克服し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により将来の本県社会が支えられている「めざす将来の姿」を実現するために、6つの基本目標を掲げ、施策を展開していくこととしております。

平成28年度における当所の施策については、この6つの基本目標ごとに、福島県復興計画や人口減少・高齢化対策を総合的に進めるための「ふくしま創生総合戦略」の着実な実行を目指しながら、本県の保健・医療・福祉を取り巻く課題の解決に向けて、積極的かつ効果的な事業の展開を図ります。

## 2 重点施策

### (1) 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

ア 災害時に何らかの特別な配慮を要する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者が避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された福祉避難所の運営整備等に向けた市町村の取組を支援します。

なお、特に難病患者要支援者の避難及び適切な医療・療養の確保ができるよう、市町村や関係機関等と連携し、支援体制を整備します。

イ 東日本大震災及び原子力発電所事故に伴う被災者の健康状態の悪化予防及び健康不安の解消を図るため、仮設住宅や借上げ住宅、復興公営住宅入居者等に対する健康支援活動に取り組むほか、様々な悩みを抱える被災者の心のケアに取り組みます。

また、避難生活をしている子どもを持つ家庭を訪問し、生活・育児相談等に対応することにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。

さらに、被災市町村が本来実施すべき保健事業に取り組めるよう、その体制整備に向けた支援を行います。

ウ 食品中の放射性物質の基準値又は暫定規制値を超過した加工食品の流通を未然に防止し、食品の安全確保と消費者の安心の実現を図るため、県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に放射性物質検査を実施します。

また、飲料水の放射性物質による汚染に対する安全と安心を確保するため、水道水等の放射性物質の定期的なモニタリング検査を実施します。

### (2) 全国に誇れる健康長寿の県づくり

ア 震災後、県民の生活習慣が変化し、顕在化している健康課題を改善するために、

口腔衛生の面から子どもたちの健康を促すとともに、望ましい食生活の実践による生活習慣病の発症予防・重症化予防を図り、県民の健康回復・健康増進を推進します。

イ 自殺予防に対する普及啓発や人材の育成、うつ病を中心とした本人・家族等への相談支援について、関係機関と連携した自殺対策事業を強化し、自殺者数の減少を図ります。

ウ 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、介護を要する状態になった場合の不安が高まっていることから、健康で自立した生活が長く続けられるよう市町村で実施する介護予防事業の推進を支援します。

エ 結核等の感染症に対する知識の普及や予防対策を推進し、発生時には適切かつ速やかな対応により、感染拡大防止に努めるとともに早期回復に向け療養生活上の支援をします。また、新型インフルエンザ等感染症対策については、県の行動計画に基づき、医療体制等の整備を推進します。

### (3) 地域医療の推進

ア 医療介護総合確保促進法に基づき、「地域医療構想（ビジョン）」を策定し、医療計画へ反映させるとともに、ビジョンの実現をめざすため、関係機関と連携し、地域医療介護総合確保基金の活用により医療施設の整備を支援するなど、在宅医療を推進します。

イ 医療法に基づく立入検査（医療監視）を通じて、各医療機関における医療安全に関する体制を確認するとともに、必要に応じて助言や指導を行います。

また、医療安全に関する研修会の開催等により、各医療機関における医療安全対策の充実を支援します。

ウ がん医療について在宅緩和ケアを中心とした地域がん医療推進に係る連携体制構築を支援します。

エ 事業所献血の減少及び若年層の献血率の低下等による血液不足が懸念されていることから、市町村及び血液センターと連携して献血思想の普及活動を推進し、安定的な血液の確保に取り組みます。

### (4) 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり

ア 出生率の低下や核家族世帯の増加に加え震災による影響等、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、社会全体で子育て・子育てを支援し安心して子どもを育てられる環境づくりを進めるため、市町村の子育て支援施策を積極的に支援します。

イ 長期療養児や発達障がい児等の適切な療育について、指導・相談・助言を行うとともに、市町村母子保健事業の円滑な実施を支援します。

ウ 不妊や不育症に悩む夫婦の相談に対応するとともに、不妊・不育治療に要する負担軽減を図ります。

エ 貧困の世代間連鎖の解消を図るために生活保護世帯・生活困窮者世帯の中学生・高校生を対象に高校進学支援・高校中退防止等の取組みを行う「子どもの学習支援事業」の事業受託機関と連携・協力して、事業の円滑かつ効果的な展開を

図ります。

#### (5) ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

ア 地域医療介護総合確保基金を活用し、必要となる医療介護施設の整備及び医療福祉人材の育成・確保、在宅医療における多職種連携の推進を図るとともに、市町村の地域福祉計画の策定支援など地域福祉を推進するための各種事業に取り組みます。

イ 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、市町村における地域包括ケアシステムの構築を推進します。

ウ 第七次福島県高齢者福祉計画・第六次福島県介護保険事業支援計画の円滑な実施を推進するとともに、介護保険の円滑な制度管理を行います。

エ 市町村が行う地域支援事業や地域包括支援センターの運営を支援するため、市町村に対する適切な助言を行います。

オ 障がいのある人もない人も、お互いに人格、人権、個性を尊重し、ともに家庭や身近な地域の中で日常生活を営むことができる地域社会の構築をめざし、障がい者自身のニーズに対応しながら、ライフステージに応じた支援を行います。

また、県中地域での検討の場を新たに設置し、地域での受入条件を整えば退院可能な精神障がい者に対する退院促進と地域移行を図るとともに、精神障がい者の地域定着の促進により、本人の望む地域で安心した生活ができるよう支援します。

カ 児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者等からの暴力（DV）など、虐待を防止するため、保健福祉事務所が有する総合的な機能の活用を図り、地域の実情に応じた市町村の横断的なネットワークの構築及び運用を支援します。

キ 要保護者の生活の支援と円滑な自立を促進するため、関係機関との連携を強化しながら、生活保護を適正に実施するとともに、生活困窮者の自立支援のため設置される自立相談支援機関と連携して、住宅確保給付金等の支援を行います。

キ 要保護者の生活支援と円滑な自立促進のため、管内町村・ハローワーク等の関係機関との連携を強化しながら、生活保護を適正に実施します。

ク 生活困窮者の自立支援のため設置された自立相談支援機関の業務に協力して、事業のPR、委託業務遂行状況確認、支援調整会議参加・指導、生活保護事業との調整、住居確保給付金支給等の支援を行います。

#### (6) 誰もが安全で安心できる生活の確保

ア おもいやり駐車場を利用できる者を明確にし、おもいやり駐車場で利用できる共通の利用証を交付することにより、おもいやり駐車場の適正利用を図ります。

イ 安全な飲料水が安定的に供給されるよう、水道施設等の立入検査を行い、適正な水質管理や施設の維持管理について指導助言を行うとともに、水道施設等の計画的な整備促進を支援します。

また、飲用井戸等設置者からの水質管理等に関する相談等に対し、必要な指導助言等を行います。

ウ 食中毒の発生及び不良食品の流通を防止するための食品等事業者に対する監視指導や食品の検査を実施するとともに、講習会等で、食品衛生知識の普及啓発を通して自主的衛生管理の向上を図ります。

また、一般消費者や小中学生を対象に家庭での食中毒予防に関する情報提供を行うとともに、消費者の食品等に対する不安や不信を払拭するため、保健・福祉宅配講座等の講習会を通じて食の安全等に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

エ 狂犬病の発生と犬による危害を防止するため、飼育者及び地域住民に対し、動物の適正飼養の啓発及び指導を行います。

また、犬及び猫の譲渡事業、飼い犬のしつけ方教室及び小学校への獣医師派遣事業を通じて動物愛護に対する理解と関心を深め、人と動物の調和ある共生を推進します。

さらに、ペットショップ等で取り扱われている動物の健康及び安全等を確保するため、動物取扱業者に対する監視指導の強化を図ります。

オ 危険ドラッグの乱用が社会問題化しているのに加え、県内の覚せい剤事犯検挙者数が依然として高水準で推移していることから、薬物乱用防止を図るため、より一層の普及啓発活動に取り組みます。

カ 災害時の保健・医療・福祉の専門職チーム等の派遣体制の検討や、医療機関や福祉施設での利用者等受入の促進など関係団体との災害時連携体制の強化に取り組みます。

### 3 平成28年度県中保健福祉事務所新規重点事業等

#### 1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

事業名	事業の概要
<b>福祉避難所の指定促進事業</b> (重点事業)  [総務企画課]	<p>災害時、自力で迅速な避難行動をとることが困難な要配慮者に対する避難支援等を強化する観点から、市町村が指定する福祉避難所の必要性や運営方法等について、管内市町村や関係団体との情報交換の場を持つなどして福祉避難所に対する理解を深め、管内における福祉避難所の指定施設の充実と、必要に応じて増加を図る。</p> <p>また、福祉避難所に避難する避難行動要支援者名簿や個別計画作成等を促進するため、県中地方振興局と連携し、市町村の共通課題を把握し、助言を行う。</p>
<b>災害等緊急時の難病患者に対する支援事業</b> (新規事業) (重点事業) [健康増進課]	<p>災害等の緊急時において、難病患者要支援者の避難と適切な医療・療養が確保できるよう、市町村や関係機関等と連携し、支援体制を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 難病患者要支援者の把握</li> <li>2 難病患者要支援者の名簿作成及び市町村への提供</li> <li>3 緊急時要支援者の個別計画作成支援</li> </ol>
<b>子ども健やか訪問事業</b> (重点事業) [保健福祉課] [児童家庭支援チーム]	<p>避難の長期化等に伴う新たな課題に対応するため、県中地域に避難している子育て世帯を訪問し、心身の健康に関する相談、生活・育児に関する相談等に対応し、不安の軽減を図る。</p>
<b>被災者健康サポート事業</b> (重点事業)  [健康増進課]	<p>県中地域に居住する被災者の心身の健康状態の悪化予防や健康不安の解消、孤立化予防に向けた住民の交流等を促進するために、被災市町村、関係機関等と現状や課題について情報交換を行うとともに、仮設住宅・借上住宅・復興公営住宅入居者等に対する健康相談や保健指導、栄養食生活指導を始めとする様々な支援活動の総合調整を行う。</p> <p>また、避難市町村が本来実施すべき保健事業に取り組めるよう、その体制整備に向けた支援を行う。</p>
<b>飲料水及び食品等の放射性物質対策の推進</b> (重点事業) [衛生推進課] [環境衛生チーム] [食品衛生チーム]	<p>東京電力福島第一原子力発電所の事故により、飲料水や食品等が放射性物質に汚染され、これらを摂取することによる内部被ばくを県民は懸念している。このため、飲料水や食品の放射性物質による汚染状況を確認し、検査結果を速やかに情報提供することにより、飲料水や食品に対する県民等の不安の払拭を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の放射性物質モニタリング検査の実施</li> <li>2 加工食品の放射性物質検査の実施</li> </ol>

## 2 全国に誇れる健康長寿の県づくり

事業名	事業の概要
<b>健康長寿ふくしま推進事業</b> (新規事業) (重点事業) [総務企画課] [健康増進課]	<p>震災以降、避難生活の長期化に伴い、各種健康指標の悪化や要介護者が増加するなど健康に関するリスクが増大していることから、健康長寿社会に向け、運動・栄養・社会参加を柱とする効果的な生活習慣病予防や介護予防の推進を図り、住民の生活習慣の改善につながる効果的な健康づくりを地域全体で進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健・医療・福祉データ分析事業</li> <li>2 健康長寿サポーターの育成</li> <li>3 【健】民パスポート事業の推進</li> </ol>
<b>地域自殺対策強化事業</b> (重点事業) [保健福祉課] [障がい者支援チーム]	<p>福島県自殺対策推進行動計画及び福島県自殺対策緊急強化基金事業実施要綱に基づいた地域における自殺対策を強化し、自殺者数の減少を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村等関係機関会議の開催 市町村等関係機関との連携調整により、効果的な自殺予防事業を推進する。</li> <li>2 普及啓発活動の実施</li> <li>3 市町村人材育成（ゲートキーパーの育成）</li> <li>4 本人や家族等への相談や教室・講演会の開催</li> <li>5 市町村計画策定等への支援</li> </ol>
<b>生活習慣改善による健康長寿推進事業</b> (新規事業) (重点事業) [健康増進課]	<p>震災後、県民の生活習慣が変化し、顕在化している健康課題を改善するために、口腔衛生の切り口から子どもたちの健康を促すとともに、望ましい食生活の実践による生活習慣病の発症予防・重症化予防を図り、県民の健康回復・健康増進を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どものむし歯緊急対策事業</li> <li>2 健康長寿のための減塩&amp;野菜を食べよう大作戦</li> </ol>
<b>感染症対策事業</b> (一部新規) (重点事業) [医療薬事課] [感染症予防チーム]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 結核患者発生の情報等を迅速に把握し、療養支援とまん延防止を図る。</li> <li>2 HIV感染に関する正しい知識の普及啓発及び検査・相談体制を充実させ、感染予防対策を推進する。</li> <li>3 肝炎検査の受検機会の拡大を図るとともに、医療費助成による患者の経済的負担を軽減することにより治療を促進させ、将来の肝硬変、肝がんの発症予防を図る。さらに、肝炎に対する正しい理解と普及啓発を図るためのキャンペーン、相談活動を行う。</li> <li>4 麻しんの排除を達成するため、MRワクチン定期接種率の向上を支援し、発生時には速やかに調査等を行い、感染拡大防止を図る。</li> <li>5 新型インフルエンザ等感染症対策については、県の行動計画に基づき、県中地域における医療体制等の整備を推進する。</li> </ol>

## 3 地域医療の推進

事業名	事業の概要
-----	-------

<p><b>地域医療構想策定事業</b> (重点事業) [医療薬事課] [医事薬事チーム]</p>	<p>医療介護総合確保促進法に基づき、「地域医療構想（ビジョン）」を策定し、医療計画へ反映させるとともに、関係者との協議の場を設置し、ビジョンの実現を図る。</p>
<p><b>献血推進事業</b> (重点事業) [医療薬事課] [医事薬事チーム]</p>	<p>県内で必要とする血液を県民の献血により確保するため、市町村及び血液センターと連携して献血思想の普及や広報活動を行い、血液の確保を図る。</p> <p>愛の血液助け合い運動（7月1～31日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭献血キャンペーン（須賀川市、田村市）</li> <li>・事業所に対する協力依頼</li> </ul>

#### 4 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり

事業名	事業の概要
<p><b>小児慢性特定疾病医療費助成事業、慢性疾患児地域支援事業</b> (重点事業) [保健福祉課] [児童家庭支援チーム]</p>	<p>小児慢性特定疾病の治療を行う児童等に対し、医療費の支給を行い、患者家族の医療費の負担軽減、治療法の確立と普及を図る。</p> <p>また、慢性疾患等により長期にわたり療養を必要とする児童の自立、成長および家族の負担軽減を図るため、適切な療養相談事業、家庭訪問指導事業、交流支援事業を行う。</p>
<p><b>特定不妊治療費等助成事業、女性の健康支援事業</b> (重点事業) [保健福祉課] [児童家庭支援チーム]</p>	<p>高度生殖医療（体外受精・顕微授精）による不妊治療や不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成する。</p> <p>また、不妊・不育症等、妊娠・出産に関する悩み等の相談に対応するため、電話・来所による相談を随時受け付けるとともに、不妊・不育症に関する相談会を開催する。</p>
<p><b>子ども・子育て支援新制度推進事業</b> (新規事業) (重点事業) [保健福祉課] [児童家庭支援チーム]</p>	<p>社会全体で子育て・子育てを支援し、安心して子どもを育てられる環境づくりを進めるため、平成27年度より本格施行された「子ども・子育て支援新制度」の着実な実施に向け、積極的に県中地域の子育て支援を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の「県中地域子育て支援連絡会議」の開催</li> <li>・「子ども・子育て支援新制度」や本県子育て支援施策等について周知を図るとともに、市町村の子育て支援の現況や課題を共有し、意見交換を行う。</li> </ul>

<p>子どもの学習 支援事業 (新規事業) (重点事業) [生活保護課]</p>	<p>生活保護受給者世帯を含む生活困窮者世帯の中学生及び高校生が、生まれ育った環境に左右されず、希望を持ってそれぞれの人生を送っていただけるよう支援することを目的とし、適切な進路を選択できるよう、家庭訪問による学習支援等を行う。</p>
--	--

## 5 とともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

事業名	事業の概要
<p>地域包括ケアシステム構築支援事業 (一部新規) (重点事業) [保健福祉課] [高齢者支援チーム]</p>	<p>介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築について、市町村を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第七次福島県高齢福祉計画・第六次福島県介護保険事業支援計画(平成27～29年度)の推進</li> <li>・市町村に対する助言及び研修事業等を実施する。</li> </ul>
<p>精神障がい者地域移行・地域定着推進事業 (一部新規) (重点事業) [保健福祉課] [障がい者支援チーム]</p>	<p>関係機関と連携しながら、退院可能な精神障がい者に対する退院促進と地域移行を図るとともに、地域定着の促進により、本人の望む地域で安心した生活ができるよう支援する。</p> <p>地域移行・地域定着推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修会の開催</li> <li>・地域移行圏域ネットワーク強化研修会の開催</li> <li>・精神障がい者地域移行促進検討会への参加</li> <li>・精神障がい者ピアサポーター活用事業の実施</li> <li>・地域移行に係る圏域での検討の場の設置</li> </ul>
<p>自立支援プログラム策定実施推進事業 (重点事業) [生活保護課]</p>	<p>被保護者の状況や自立阻害要因を把握・分析して、これに対応する支援の具体的な内容や実施手順を定めたプログラムにより、必要な支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 若年者・中高年者就労支援プログラム活用による就労支援</li> <li>2 長期入院患者退院促進プログラム活用による地域生活移行支援</li> </ol>
<p>生活困窮者自立支援事業(住宅確保給付金の支給等) (重点事業) [生活保護課]</p>	<p>生活困窮者の自立支援のため設置される自立相談支援機関と連携して、住宅確保給付金(就労能力及び意欲のある離職者のうち、住宅を喪失又はおそれのある者に対して、住宅扶助相当分を支給)等の支援を行う。</p>

## 6 誰もが安全で安心できる生活の確保

事業名	事業の概要
<b>安全な水の安定的な確保</b> (重点事業)  [衛生推進課] [環境衛生チーム]	<p>安全な飲料水が安定的に供給されるよう、水道施設等の立入検査を行い、水道事業者等に対し適正な水質管理や水道施設の維持管理の徹底を図るよう指導助言を行うとともに、水道施設等の計画的な整備促進を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設等の立入検査の実施</li> <li>2 国庫補助等の活用による水道施設等の計画的な整備促進の支援</li> <li>3 飲用井戸等の衛生対策指導</li> </ol>
<b>食の安全性の確保</b> (重点事業)  [衛生推進課] [食品衛生チーム]	<p>食品等の安全確保と消費者の安心を実現するため、福島県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設等への監視指導を重点的、効率的かつ効果的に実施するほか、流通食品等の各種検査を実施するとともに、講習会等を通じて食の安全に関する正しい知識の普及啓発及び情報提供を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品営業施設等への計画的な監視指導</li> <li>2 流通食品等の収去検査の実施</li> <li>3 消費者や食品等事業者に対する食の安全等に関する情報の提供</li> </ol>
<b>人と動物の調和ある共生の推進</b> (重点事業)  [衛生推進課]	<p>狂犬病の発生と犬による危害を防止するため、飼育者及び地域住民に対し、動物の適正飼養の啓発及び指導を行うほか、動物取扱業者への指導を強化し、取り扱っている動物の健康及び安全を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 犬の適正飼養管理に関する啓発及び指導</li> <li>2 無登録犬の解消と狂犬病予防注射実施率向上に関する市町村への指導助言</li> </ol>
<b>薬物乱用防止啓発等事業</b> (重点事業)  [医療薬事課] [医事業事チーム]	<p>若年層の薬物乱用防止を図るための普及啓発を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(国連薬物乱用根絶宣言支援事業)・6・26ヤング街頭キャンペーンの実施            薬物乱用防止指導員、高校生及び大学生等とともに、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」を県民に周知し、若年層に対して薬物乱用防止を啓発する。            郡山、田村、須賀川、石川地区：6～7月に開催予定。</li> <li>2 薬物乱用防止教室の開催            管内(郡山市を除く。)の小・中学校からの講師派遣要請により薬物乱用防止指導員等が啓発のための講話を行う。</li> <li>3 麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施            麻薬・覚せい剤等の事犯が青少年に浸透していることから、特に中学生や高校生などを対象に、昨年度育成した危険ドラッグ撲滅活動の高校生ボランティアリーダー等とともに、ポスターやチラシなどの啓発資材を配布するなど薬物乱用防止の普及啓発を行う。</li> <li>4 不正大麻・けし撲滅運動            不正大麻・けし撲滅の普及啓発を行うとともに、5/15～7/31の運動月間中に、不正に栽培されているけし等の発見・抜去を行う。</li> </ol>

#### 4 県中地域保健医療福祉推進計画進行管理指標

##### 【進行管理指標】

主要 施策	指 標 名	現況値		目 標 値		最終目標値	
		24年度	26年度	28年度	30年度	32年度	
1	放射性物質の基準値 を超えて出荷流通した 不良食品数(管内)	0	0	0	0	0	
	福祉避難所を指定して いる市町村数 (県中地域)	3町村 (25.0%)	12市町村 (100.0%)	12市町村 (100.0%)	12市町村 (100.0%)	12市町村 (100.0%)	
2	がん検診受診率 (管内)	(23年度)	(25年度)			(29年度)	
	[市町村が 実施する 集団検診 +施設検 診]	胃がん	22.6%	26.6%	44.5%		50.0% 以上
		子宮がん	31.8%	46.4%	46.3%		50.0% 以上
		肺がん	33.2%	41.5%	46.6%		50.0% 以上
		乳がん	28.6%	53.1%	53.7%		60.0% 以上
		大腸がん	22.8%	32.9%	52.5%		60.0% 以上
	特定健診実施率 [市町村国保](管内)	37.3%	38.4%	55.8%		60.0%	
	うつくしま健康応 援店普及店舗数 (管内)	95店舗	100店舗	115店舗	125店舗	135店舗	
麻しん予防接種 率(管内)	第1期96.7% 第2期93.8%	第1期93.0% 第2期93.2%	ともに 95.0%以上		ともに 95.0%以上		
3	献血者目標達成率 (赤血球換算数)(管内) ※1	94.3%	84.1%	100%	100%	100%	
4	一時預かり施設数 (管内)	14施設	16施設	増加を 目指す		(31年度) 24施設	
	延長保育実施施 設数(管内)	22施設	31施設	増加を 目指す		(31年度) 51施設	
	病児・病後児保育 実施施設数(管内)	0施設	0施設	増加を 目指す	26年度以降 に設定	(31年度) 8施設	
5	市町村地域福祉計 画策定率(県中地域)	66.6%	66.6%	83.3% 以上	83.3% 以上	83.3% 以上	
	介護保険の要介 護(要支援)に該当 する高齢者の割合 (県中地域)	17.6%	17.7%	18.0% 以下	29年度に 設定	29年度に 設定	

主要 施策	指 標 名	現 況 値		目 標 値		最 終 目 標 値
		24年度	26年度	28年度	30年度	32年度
5	地域生活に移行 した障がい者数 〔身体障がい者及び 知的障がい者〕 (県中地域)	39人 (累計)	46人 (累計)	202人 (累計) (29年度)	29年度 に設定	29年度 に設定
	地域生活に移行 した障がい者数 〔精神障がい者〕 (県中地域)  ア：入院3カ月時 点の退院率 イ：入院1年時点 の退院率 ウ：長期在院者数 ※2	ア 58% イ 86% ウ 997人	ア 57.9% イ 91.4% ウ 995人	ア 764%以上 イ 191%以上 ウ 814人 (29年度)	29年度 に設定	29年度 に設定
6	不良食品件数 (管内)	11	10	0	0	0

※1 平成25年度までは献血者目標に対する実績を指標としたが、県ビジョンにおいて平成26年度から「人数」を「量」に変更し、人数の指標は削除した。平成24年度は人数の指標である。

※2 平成27年3月に策定した第4期福島県障がい者福祉計画の指標において、国の指標に合わせたア～ウを指標としたため。

### Ⅲ 総務企画部の業務

#### 第1 総務企画課の業務

##### 1 庶務・経理

所の予算・決算事務を総括し、各種事業や所内運営に必要な経費の支出や負担金等の収入事務を行っています。

##### 2 財産管理

所が所管する県有財産の維持管理及び庁舎の維持管理や防火管理を行っています。

##### 3 表彰

叙勲及び褒章、厚生労働大臣表彰、知事表彰・感謝状、各種団体表彰の推薦を行っています。

##### 4 保健・医療・福祉の総合的な推進

少子・高齢化の進行、生活習慣病の増加等による疾病構造の変化、ノーマライゼーションの意識の高まりなど、保健・医療・福祉を取り巻く情勢の変化に伴い、高度化・多様化する県民ニーズに的確に対応するため、以下の会議等を通じて、市町村、関係機関等との協議や連携を深め、各種施策や事業を積極的かつ、効果的に推進しています。

##### 【開催状況】

会議名	開催日	主な協議内容
県中地域保健医療福祉協議会(平成21年～)	平成28年 1月14日	1 会長の選出について 2 県中地域保健医療福祉推進計画の進行状況について 3 県中保健福祉事務所の取り組みについて
管内市町村保健福祉衛生担当課長会議	平成27年 5月21日	1 平成27年度県中保健福祉事務所基本方針及び新規・重点施策について 2 管内市町村の平成27年度重点事業等について
県中地域在宅医療・介護連携推進会議	第1回 平成27年 5月21日 第2回 平成27年 8月27日	1 県における医療介護総合確保の方向性及び推進体制について 2 医療介護総合確保促進法に基づく県計画について

## 5 地域保健等推進

### (1) 保健師・栄養士の配置状況

市町村の保健部門、福祉部門等に配置状況。

(人)

職種	区分	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	管内計	郡山市	県中地域
保健師	保健	15	15	4	3	5	2	3	3	3	6	4	63	24	87
	福祉	2	2	-	-	-	1	-	-	1	-	1	7	18	25
	他	-	1	-	-	2	1	1	-	-	2	-	7	29	36
	計	17	18	4	3	7	4	4	3	4	8	5	77	71	148
栄養士	保健	2①	3	1①	1	1	1①	1	1	1	2	-	14③		
	福祉	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2		
	他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2		
	計	4①	3	1①	1	2	1①	1	1	1	3	0	14③		

※保健師数：「平成27年度保健師等活動領域調査：厚生労働省（H27.5.1現在）」

※栄養士数：「平成27年度行政栄養士等の調査：福島県（H27.4.1現在）」

※丸数字の数は嘱託職員数を表します。（2①は2人のうち1人が嘱託職員）

### (2) 地域保健福祉活動推進研修

地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図るための研修会を開催し、地域保健福祉対策の推進に努めています。

#### 【開催状況】

(平成27年度)

回	研修会名	開催日・開催会場	参加者数
1	地域保健担当職員ネットワーク推進研修会	平成28年2月15日 県中保健福祉事務所	27名
2	難病患者支援職員研修 ～神経難病療養者のよりよい支援のために～	平成27年8月3日 県中保健福祉事務所	50名
3	認知症の中核症状に視点をおいた認知症ケアを学ぶ	平成27年9月30日 県中保健福祉事務所	49名
4	障害福祉サービス事業所における感染症予防対策研修	平成27年9月1日 県中保健福祉事務所	26名
5	結核を知ろう！ ～高齢者福祉施設における結核対策	平成27年9月30日 県中保健福祉事務所	49名

### (3) 各種学生等実習状況（保健・福祉）

保健・医療・福祉の各分野からの実習生を受け入れて、これらの分野の人材育成を支援しています。

養成施設名（実習分野等）	人数(人)	日数(日)
県立医科大学看護学部 2年生（地域を理解する実習）	14	5
ポラリス保健看護学院（地域看護学実習） 一斉講義	24	1
事業参加見学	3	2



## 9 保健福祉部創意事業

厳しい財政状況の中にあっても、私たちは、保健・医療・福祉サービスの充実・向上を図り、県民の安全、安心を確保していくため、事業としての予算措置はなくとも、職員の創意工夫と行動力により各種の取り組みを進めて来ており、保健福祉部創意事業として実施しております。

県中保健福祉事務所においても、次の3事業を創意事業として積極的に取り組んできました。

- 1 子どもたちのための保健・福祉学習応援事業
- 2 保健・福祉宅配講座
- 3 障がい者虐待対応に係る市町村支援事業
- 4 受動喫煙防止対策推進事業
- 5 県中地域感染症サーベイランスエリア別情報発信事業

## 10 福祉避難所の指定促進

災害時の要援護者への支援体制を整備するため、管内市町村及び関係団体等に対して、福祉避難所の協力を依頼するとともに、福祉避難所の必要性や指定方法等に関する研修会に参加することで情報を共有し、管内における福祉避難所の指定数の増加を図りました。

- (1) 平成27年度末現在、12市町村で89箇所の福祉避難所を指定しました。
- (2) 県主催の研修会に参加し、福祉避難所の必要性や指定方法、運営方法等に関して理解を深めています。

## 11 各種統計調査

### (1) 人口動態統計

人口動態調査は、国勢調査と並ぶ国の主要統計で、統計法に基づく指定統計です。

人口動態調査資料は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚について、市町村長が調査票を作成し、その調査票は、保健福祉事務所長、都道府県知事を経由し、厚生労働省に提出されます。

これらの調査結果は、衛生行政施策を企画するための科学的な基礎資料として活用されています。

### (2) その他

各種統計調査の実施年度は、管内の調査結果について取りまとめを行っています。

## 12 戦傷病者援護

- (1) 軍人軍属等であった方々の公務上の傷病に関して国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行う戦傷病者援護法により、戦傷病者手帳の交付を受けている方々に対して、戦傷病者乗車券引換証を市町村を通じて交付しています。

なお、この法律に基づく各種請求についての窓口は、請求者の居住している市町村となっています。

- (2) 管内にある遺族会との連絡調整を行っています。

### 13 日本赤十字社・共同募金会

#### (1) 日本赤十字社

日本赤十字社は、「人道的任務を達成する」ことを目的に組織され、赤十字募金、災害救助、病院経営、赤十字奉仕団や青少年赤十字の組織活動、社会事業など、多岐にわたる活動を行っています。

これらの活動は、社員等が納入する社資によって実施されています。

#### (2) 共同募金会

“赤い羽根”で親しまれてきた全国規模による共同募金運動は、人間本来の社会連帯相互扶助精神に基づく住民の自発的寄付金により社会全体のしあわせを達成しようとする国民たすけあい運動です。

共同募金を実施する機関は、都道府県単位に組織している都道府県共同募金会であり、市町村に置かれている支（分）会が募金活動を展開しています。

募金は、毎年10月1日から12月末日までの3か月間に行われています。

募金による寄付金は、社会福祉施設の整備や地域福祉の充実のほか、災害時の緊急援護等の経費に充てられています。

## IV 健康福祉部の業務

### 第 1 保健福祉課の業務

#### 第1-1 高齢者支援チームの業務

##### 1 高齢者福祉

本県における65歳以上の高齢者人口の割合は、平成27年9月1日現在28.5%と、4人に1人以上が高齢者という状況にあり、今後、人口減少していく中、高齢者人口の割合はさらに上昇し続けるものと見込まれています。

また、今後、認知症を有する高齢者、医療ニーズの高い高齢者、重度の要介護者、そして、単身・高齢者のみ世帯の増加が見込まれるなど、総合的な高齢社会対策の推進が必要となっています。

このような状況を踏まえて、本県では「第七次福島県高齢者福祉計画及び第六次福島県介護保険事業支援計画【うつくしま高齢者いきいきプラン】」（計画期間：平成27～29年度）（以下「うつくしま高齢者いきいきプラン」という。）に基づき、国や市町村等と連携を図りながら、高齢者一人ひとりが大切にされ、いきいきと、健やかに、安心して生活できる、地域で支え合う「ふくしま」の実現を基本とした施策を展開しています。

##### (1) 「うつくしま高齢者いきいきプラン」の策定及び推進

当所においては、管内の保健医療福祉関係者、市町村担当課長等で構成する「県中地域高齢者福祉施策推進会議」を開催して、「うつくしま高齢者いきいきプラン」の策定時には、計画における介護保険対象サービスの見込量や施設整備量の設定にあたって、管内市町村の計画における数値をもとに、市町村や関係団体の意見を踏まえながら、広域的な調整を図ります。

また、「うつくしま高齢者いきいきプラン」の策定後は、管内における計画の進捗状況の管理、課題の調整及び施策の推進方策の検討などを行います。

平成27年度は、管内の既存計画の進行管理や地域包括ケアシステムの構築等に関する協議を行うため、上記会議を平成27年9月及び平成28年2月に開催しました。

##### (2) 施設福祉対策（参照：p 39資料(1)）

市町村、社会福祉法人、医療法人等が、「うつくしま高齢者いきいきプラン」に基づき実施する、高齢者の福祉施設等整備のための補助金の要望、協議、申請等の取りまとめや助言等を行います。

平成28年度においても、計画的な施設の整備を進めます。

##### ○社会福祉施設整備事業

社会福祉法人、市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費に対して補助を行います。

##### ○介護老人保健施設整備事業

医療法人等による介護老人保健施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費に対して補助を行います。

##### ○地域医療介護総合確保基金事業

国の交付金等による福島県地域医療介護総合確保基金を活用して、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため、施設建設や施設開設準備に要する経費等に対し補助を行います。

## 2 介護保険（参照：p40資料(3)）

平成12年度から導入された介護保険制度について、「うつくしま高齢者いきいきプラン」に基づき、保険者である市町村を支援しながら、介護保険全般に関する施策の推進を図っています。

### (1) 県事業の推進（参照：p41資料(4)）

介護保険制度が普及定着するとともに、サービス提供事業所も増加しているため、適切な指定申請受付事務を行っています。

また、適正な介護サービスが提供されるよう、サービス提供事業所に対する実地指導等を強化するとともに、指定地域密着型サービス事業者に対する市町村の指導を支援します。

さらに、介護保険に関する不服申し立てを審査するための機関である「介護保険審査会」の設置、運営を行っています。

＜サービス提供事業所に対する事業実績＞（単位：事業所数）

年 度	新規指定申請	実地指導	集団指導
平成25年度	23	41	18
平成26年度	25	49	26
平成27年度	28	55	221

### (2) 市町村事業の支援

平成18年4月から介護保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、保険者である市町村の介護保険事業が適正に運営されるよう、必要な助言、研修等を実施します。

＜平成27年度事業実績＞

実 施 事 業	実 績	備 考
介護保険市町村事務技術的助言	1市	須賀川市
介護認定審査会委員研修	138人参加	2月2日開催
介護認定調査員研修	428人参加	2月17日開催

### (3) 地域包括ケアシステム構築に向けた支援

高齢者が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築のため、市町村を支援しています。

平成26年の介護保険法改正による、市町村は地域包括ケアシステム構築実現に向けた、地域支援事業を充実・強化のための市町村の取組を支援しています。

＜平成27年度事業実績＞

実 施 事 業	実 施 状 況
① 県中地域高齢者福祉施策推進会議	○平成27年9月29日開催・平成28年2月書面開催 県中地域における高齢者福祉施策の総合的な推進を図るため、下記について協議・情報交換を行った。 ・高齢者福祉計画等に関すること ・地域包括ケアシステムの構築に関すること ・福祉・介護分野での人材の育成・確保に関すること

実施事業	実施状況
② 県中圏域医療介護連携調整実証事業	<p>市町村における「在宅医療・介護連携推進事業」の取組を支援するため、厚労省のモデル事業「都道府県医療介護連携調整実証事業」に郡山市保健所と共同で取り組み、「県中医療圏退院調整ルール」の策定を行った。</p> <p>県中医療圏内の病院関係者、ケアマネジャー、市町村、地域包括支援センター、関係団体などが1年間にわたり、検討・協議を行い、病院とケアマネジャーが連携を取りやすくするための退院調整ルールを策定した。</p> <p>このルールを地域全体で運用することにより、介護を必要とする患者が退院する際に、必要な介護サービスがタイムリーに受けられ、安心して在宅生活に戻ることができるようにすることを目指している。そのため、「県中医療圏退院調整ルールの手引き」を作成し、退院調整ルールの普及・活用にも努めている。</p>
③ 介護予防事業等情報交換会	<p>○平成27年7月14日開催 16名参加</p> <p>高齢者が健康で生きがいや役割を持って生活できる地域づくりによる介護予防事業を市町村が実施できるよう「住民主体の通いの場」をテーマに情報交換をした。</p> <p>○平成27年11月27日開催 22名参加</p> <p>新しい介護予防・日常生活支援総合事業においても国保連合会の審査支払を活用することから、必要な事務や留意点を国保連合会から市町村が説明を受け、円滑に移行できるように開催した。</p>
④ 認知症施策情報交換会	<p>○平成27年6月2日開催 16名参加</p> <p>地域における認知症施策を進めるため、認知症医療センターと管内市町村がお互いの役割や期待することについて情報交換を行った。</p>
⑤ 地域支援事業に係る技術的助言	<p>○平成27年10月30日 須賀川市に実施</p> <p>介護保険市町村事務技術的助言に併せて、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業への移行に係る助言を行った。</p>

### 3 長寿社会対策・人にやさしいまちづくり

本県では、平成10年3月に策定された「新潟県高齢社会対策総合指針」、平成7年3月に制定された「人にやさしいまちづくり条例」及び【うつくしま高齢者いきいきプラン】に基づき、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、社会参加活動、そして、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を促進し、豊かで明るい長寿社会づくりを進めています。

当所では、以下の事業等により、長寿社会対策・人にやさしいまちづくりを推進しています。

(1) 生きがい対策、敬老対策（参照：p 39資料(2)）

ア 老人クラブ活動等社会活動促進事業（国・県補助）

高齢者の自主的な組織である老人クラブが、高齢社会、地域社会を支える担い手として、地域でいきいきと活躍できるよう、老人クラブの活動費の一部に対し市町村（中核市を除く）を通じて補助します。

平成27年度は、263単位老人クラブ、11市町村老人クラブ連合会に対して、8,547千円を助成しました。

イ 百歳高齢者知事賀寿贈呈

高齢者の百歳の誕生日に長寿をお祝いするため、知事賀寿、記念品を贈呈します。

<百歳高齢者知事賀寿贈呈の状況>

	男	女	計
平成25年度	16	73	89
平成26年度	17	71	88
平成27年度	19	107	126

(2) やさしいまちづくりの推進（参照：p 42資料(5)）

ア やさしさマークの交付

「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、すべての県民が安心して利用できるよう配慮された建築物を広く県民にお知らせするため、条例の整備基準に適合する施設に対し、「やさしさマーク」を交付します。

イ 人にやさしいまちづくり支援事業

県では、「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準に適合する施設整備を実施する民間建築物等に対し、整備に必要な資金の融資を行っています。

当所では、当該融資の申込みがあった場合、その内容を審査し、適格認定を行います。

(3) おもいやり駐車場利用制度推進事業

「おもいやり駐車場」を利用することができる方を明確にした上で、その方からの申請に基づき県が利用証を交付します。

駐車施設管理者の協力の下、駐車時に利用証の掲示を求めることにより、この駐車施設の適正利用を図ります。

<年度別交付実績>

	交付件数
平成25年度	712
平成26年度	620
平成27年度	806

資 料

(1) 市町村別、施設別入所者状況

(平成28年4月1日現在) ※暫定値

市町村名	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設
郡山市	1,250	714
須賀川市	426	207
田村市	273	181
鏡石町	143	0
天栄村	51	0
石川町	77	108
玉川村	56	0
平田村	51	106
浅川町	81	0
古殿町	50	29
三春町	51	92
小野町	83	0
合 計	2,592	1,437

(2) 長寿社会対策・やさしいまちづくり

市町村名	平成27年度 百歳高齢者 知事賀寿 贈呈者数	老人クラブ (H27.4.1現在)		やさしさマーク 交付件数 (施設数) (H28.3.31現在)
		単位老人 クラブ数	市町村連合会 加入会員数	
郡山市	59	194	10,033	43
須賀川市	16	67	3,211	14
田村市	16	75	5,947	3
鏡石町	1	12	1,014	2
天栄村	4	3	72	0
石川町	4	22	1,044	3
玉川村	1	9	444	1
平田村	2	12	468	0
浅川町	3	8	381	2
古殿町	3	11	457	1
三春町	8	22	1,282	5
小野町	9	22	1,163	1
合 計	126	457	25,516	75

(注) 単位老人クラブ数及び市町村連合会加入会員数は、補助対象クラブ数及び会員数。

(3) 市町村別高齢者の人口、介護保険認定者数

区分 市町村	総人口	65歳以上人口	高齢化率 %	75歳以上人口	後期高齢化率 %	65歳以上高齢者の要支援及び要介護認定状況																認定率 %
						要支援1		要支援2		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		合計		
						認定者	構成比 %	認定者	構成比 %	認定者	構成比 %	認定者	構成比 %	認定者	構成比 %	認定者	構成比 %	認定者	構成比 %			
郡山市	329,368	78,465	24.1	38,527	11.8	1,726	13.21%	1,621	12.40%	3,046	23.31%	2,395	18.33%	1,424	10.89%	1,771	13.55%	1,082	8.28%	13,065	17.3	
須賀川市	76,724	19,365	25.4	9,805	12.8	258	7.37%	484	13.84%	673	19.25%	657	18.79%	541	15.47%	542	15.50%	341	9.75%	3,496	18.5	
田村市	37,233	11,848	31.9	6,896	18.5	166	7.49%	276	12.46%	360	16.25%	408	18.41%	394	17.78%	340	15.34%	271	12.23%	2,215	18.6	
鏡石町	12,567	3,126	24.9	1,555	12.4	47	9.41%	82	16.43%	103	20.64%	67	13.42%	67	13.42%	74	14.82%	59	11.82%	499	16.3	
天栄村	5,719	1,723	30.1	973	17.0	9	2.85%	31	9.84%	50	15.87%	61	19.36%	60	19.04%	50	15.87%	54	17.14%	315	18.4	
石川町	16,536	5,236	31.8	2,910	17.7	61	6.60%	125	13.54%	129	13.97%	175	18.95%	169	18.30%	109	11.80%	155	16.79%	923	17.8	
玉川村	6,861	1,833	26.7	1,015	14.8	39	13.26%	46	15.64%	40	13.60%	41	13.94%	46	15.64%	36	12.24%	46	15.64%	294	16.3	
平田村	6,359	1,820	28.6	1,081	17.0	81	7.64%	27	7.94%	61	17.94%	64	18.82%	46	13.52%	44	12.94%	72	21.17%	340	19.5	
浅川町	6,555	1,917	29.2	1,061	16.2	20	7.60%	32	12.16%	36	13.68%	45	17.11%	46	17.49%	39	14.82%	45	17.11%	263	13.8	
古殿町	5,464	1,827	33.4	1,174	21.5	42	13.20%	23	7.23%	53	16.66%	56	17.61%	41	12.89%	41	12.89%	62	19.49%	318	16.8	
三春町	17,018	5,180	30.4	2,754	16.2	102	11.67%	108	12.35%	205	23.45%	144	16.47%	112	12.81%	97	11.09%	106	12.12%	874	16.9	
小野町	10,271	3,227	31.4	1,924	18.7	29	4.34%	75	11.24%	128	19.19%	162	24.28%	88	13.19%	109	16.34%	76	11.39%	667	20.3	
県中圏域	530,675	135,567	25.8	69,675	13.2	2,595	10.83%	2,988	12.48%	5,055	21.11%	4,429	18.50%	3,126	13.05%	3,372	14.08%	2,375	9.92%	23,940	17.8	
県計	1,926,425	545,455	28.5	287,228	15.0	11,288	10.91%	13,560	13.11%	19,240	18.60%	19,234	18.60%	14,809	14.32%	13,906	13.44%	11,357	10.98%	103,394	19.0	

注 1 総人口・65歳以上人口・75歳以上人口は、平成27年9月1日現在(福島県現住人口調査による)

2 高齢化率及び後期高齢化率は、総人口から年齢不詳者数を除いた数値を分母として算出(福島県現住人口調査による)

3 要介護認定者数と認定率は、平成27年9月末現在の数(介護保険事業状況報告による)

4 要支援・要介護の状態像

要支援1:日常生活上の基本動作は、ほぼ自立。要介護状態への予防のため手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態

要支援2:要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態

要介護1:要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態

要介護2:要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態

要介護3:要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態

要介護4:要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態

要介護5:要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

## (4) 市町村別介護保険指定サービス事業者数等一覧(平成28年4月1日現在)

## ア 指定居宅サービス及び指定居宅介護支援事業所

市町村名	指定居宅介護支援事業	指定居宅サービス事業											合計	
		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入所者生活介護	福祉用具貸与		福祉用具販売
郡山市	90	57	7	31	2	4	58	8	30	14	9	36	36	382
須賀川市	31	21	3	5		3	11	3	6	3		6	7	99
田村市	8	8	1	2		1	9	2	5	2		3	3	44
鏡石町	2	1					2		2			1	1	9
天栄村	3	1	1				1		1					7
石川町	7	3		1		1	3	1	1	2		4	4	27
玉川村	1	1					1		1					4
平田村	2	1		1			2	1	1	2				10
浅川町	2	1					1		1					5
古殿町	1	1					1	1	1	1		1	1	8
三春町	5	2		2	1	1	5	1	1	1		1	1	21
小野町	4	2		1			3		3			2	2	17
計	156	99	12	43	3	10	97	17	53	25	9	54	55	633

(注) 保険医療機関のみなし指定を除く。

## イ 施設サービス

市町村名	指定介護老人福祉施設			介護老人保健施設				指定介護療養型医療施設					合計	
	社会福祉法人	その他	小計	医療法人	社会福祉法人	社団・財団法人	その他(市町村・農協等)	小計	医療法人	社団・財団法人	その他の法人(市町村・農協等)	個人		小計
郡山市	15		15	6	1	3		10	3	1	1		5	30
	1,094		1,094	469	20	300		789	44	50	80		174	2,057
須賀川市	6		6	3				3					0	9
	430		430	250				250					0	680
田村市	4		4	1	1			2					0	6
	280		280	100	100			200					0	480
鏡石町	2		2					0					0	2
	140		140					0					0	140
天栄村	1		1					0					0	1
	50		50					0					0	50
石川町	1		1	2				2					0	3
	80		80	129				129					0	209
玉川村	1		1					0					0	1
	56		56					0					0	56
平田村	1		1	1				1	1				1	3
	50		50	100				100	20				20	170
浅川町	1		1					0					0	1
	80		80					0					0	80
古殿町	1		1	1				1					0	2
	50		50	29				29					0	79
三春町	1		1			1		1					0	2
	50		50			100		100					0	150
小野町	1		1					0					0	1
	50		50					0					0	50
計	35		35	14	2	4	0	20	4	1	1		6	61
	2,410		2,410	1,077	120	400	0	1,597	64	50	80		194	4,201

(注) 上段:事業者数 下段:定員数

## (5) 福島県やさしさマーク交付先一覧(県中管内)

No.	市町村別	分類	建築物名称	建築物所在地	交付年度
1	郡山市	医療施設	針生ヶ丘病院診療管理棟	郡山市大槻町字天正坦11番地	5年度
2	郡山市	医療施設	南東北病院	郡山市富久山町人山田字前林18番地	5年度
3	郡山市	物品販売業	ヨークベニマル台新店	郡山市台新一丁目30番9号	5年度
4	郡山市	官公庁舎	郡山市役所分庁舎	郡山市朝日一丁目23番7号	5年度
5	郡山市	官公庁舎	郡山市水道局	郡山市豊田町1番1号	5年度
6	郡山市	文化施設	郡山市中央図書館	郡山市麓山一丁目5番25号	5年度
7	郡山市	文化施設	郡山市立美術館	郡山市安原町字大谷地130番地の2	5年度
8	郡山市	集会場等	郡山市民文化センター	郡山市堤下町1番2号	5年度
9	郡山市	官公庁舎	福島県ハイテクプラザ	郡山市片平町字山神館7の2	5年度
10	須賀川市	物品販売業	ヨークベニマル須賀川西店	須賀川市山寺道14番5号	5年度
11	郡山市	医療施設	桑野協立病院	郡山市島二丁目9番18号	6年度
12	郡山市	医療施設	今泉西病院	郡山市朝日二丁目18番8号	6年度
13	玉川村	公共交通機関	福島空港ビル	石川郡玉川村大字北須釜字 田21番地	6年度
14	浅川町	体育館等	浅川町勤労者体育センター	石川郡浅川町大字薬輪字山敷田56の1	6年度
15	郡山市	医療施設	原内科医院	郡山市芳賀一丁目16番1号	7年度
16	郡山市	飲食・料理店等	仕出し弁当清水屋	郡山市桑野清水台49番地の6	7年度
17	須賀川市	集会場等	須賀川アリーナ	須賀川市牛袋町5番地	7年度
18	浅川町	文化施設	吉田富三記念館	石川郡浅川町大字袖山字森下287	7年度
19	田村市	官公庁舎	田村市都路行政局	田村市都路町古道字本町33-4	7年度
20	郡山市	医療施設	五十嵐内科医院	郡山市小原田2丁目306-2他	8年度
21	郡山市	薬局	大学堂薬局	郡山市麓山1丁目204番の一部	8年度
22	郡山市	事務所	東邦銀行郡山北支店	郡山市富久山町久保田字上野56-5他	8年度
23	郡山市	学校等	郡山経済専門学校	郡山市芳賀2丁目2番地	8年度
24	石川町	事務所	東邦銀行石川支店	石川郡石川町字南町28-1他	8年度
25	三春町	医療施設	原歯科病院	田村郡三春町熊耳字下荒井190-1	9年度
26	郡山市	薬局	桑野ひかり調剤薬局	郡山市島二丁目101番	9年度
27	石川町	物品販売業	高橋写真館	石川郡石川町字石田6-1の一部	9年度
28	郡山市	医療施設	うさみ内科	郡山市大槻町字三角田88-2他	9年度
29	郡山市	医療施設	たるかわクリニック	郡山市大槻町字御前25-1	9年度
30	須賀川市	薬局	チェリー調剤薬局	須賀川市西川字後田78番8	9年度
31	郡山市	集会場等	郡山斎場	郡山市方八町二丁目89他	9年度
32	郡山市	医療施設	てちがわら内科	郡山市島一丁目185他	9年度
33	須賀川市	理容・美容所	inguz(イングズ)美容室	須賀川市芦田塚71-1	9年度
34	郡山市	社会福祉施設等	深沢デイサービスセンター	郡山市深沢2丁目217-2	10年度
35	郡山市	集会場等	大平町自治集会所	郡山市大平町字後田87-3	10年度
36	三春町	事務所	JAたむら三春支店	田村郡三春町大字大町129-1他	10年度
37	郡山市	薬局	そのべ調剤薬局	郡山市島一丁目187番3	10年度
38	須賀川市	医療施設	ふるさわ整形外科	須賀川市大字前田川字宮の前166-140他	10年度

No.	市町村別	分類	建築物名称	建築物所在地	交付年度
39	須賀川市	薬局	コスモ調剤薬局牡丹台店	須賀川市前田川字宮の前166-147他	10年度
40	郡山市	複合施設	福島県産業交流館 (ビッグバレットふくしま)	郡山市安積町日出山字北千保19番8	10年度
41	郡山市	物品販売業	郡山中町第一地区第一種市街地再開発事業施設建築物	郡山市中町7番~16番	11年度
42	郡山市	物品販売業	カインズホーム郡山富田店	郡山市富田町字上田向22-1	11年度
43	郡山市	医療施設	渡邊歯科クリニック	郡山市安積二丁目18	11年度
44	郡山市	学校等	学校法人成田学園希望ヶ丘幼稚園	郡山市富田町十文字31他	11年度
45	田村市	薬局	わたなべ調剤薬局	田村市船引町船引字卯田ヶヶ59他	12年度
46	鏡石町	官公庁舎	須賀川警察署鏡石交番	岩瀬郡鏡石町大字鏡田字牛池207-3他	12年度
47	郡山市	宿泊施設	郡山簡易保険保養センター	郡山市熱海町熱海3丁目198	12年度
48	郡山市	物品販売業	福島トヨタ自動車(株) 郡山並木店	郡山市並木3丁目1-11他	12年度
49	郡山市	医療施設	根本クリニック	郡山市咲田1-82-2他	12年度
50	郡山市	官公庁舎	郡山北警察署	郡山市富田町字下曲田2-8	13年度
51	須賀川市	官公庁舎	須賀川警察署岩瀬駐在所	須賀川市桂田字長井132番	13年度
52	田村市	薬局	げんじろう調剤薬局船引店	田村市船引町船引字源次郎125-31	13年度
53	三春町	事務所	JAたむら桜支店	田村郡三春町大字鷹巣字瀬山356-1	13年度
54	郡山市	官公庁舎	郡山北警察署日和田駐在所	郡山市日和田町北ノ入56-1	13年度
55	須賀川市	社会福祉施設等	松南ホーム	須賀川市滑川字池田87-3他	13年度
56	郡山市	社会福祉施設等	希望ヶ丘ホーム	郡山市希望ヶ丘31-26	14年度
57	郡山市	学校等	郡山光風学園	郡山市大槻町西ノ宮西6-2	14年度
58	須賀川市	学校等	福島学園	須賀川市森宿字中新田128	14年度
59	郡山市	医療施設	あさかストレスクリニック	郡山市安積三丁目341	14年度
60	須賀川市	医療施設	森宿歯科医院	須賀川市森宿字御膳田38-15	14年度
61	郡山市	社会福祉施設等	福島県総合療育センター	郡山市富田町字上の台4-1	14年度
62	古殿町	官公庁舎	福島県石川警察署古殿駐在所	石川郡古殿町大字松川字桑原177-1	14年度
63	郡山市	医療施設	栗原歯科医院	郡山市久留米6丁目85-4	17年度
64	鏡石町	物品販売業	イオンスーパーセンター鏡石店	岩瀬郡鏡石町桜岡375-9	17年度
65	郡山市	官公庁舎	郡山警察署	郡山市字城清水23	18年度
66	須賀川市	医療施設	(仮称)関根医院	須賀川市影沼町226-3	18年度
67	須賀川市	薬局	さくら調剤薬局	須賀川市影沼町226-4	18年度
68	郡山市	事務所	みずほ銀行郡山支店	郡山市中町7-19	18年度
69	須賀川市	薬局	つばさ調剤薬局	須賀川市森宿字横見根13-86	19年度
70	小野町	官公庁舎	小野警察署	田村郡小野町大字小野新町字小太内13番地	20年度
71	郡山市	事務所	秋田銀行郡山南支店	郡山市安積町荒井字石樋83-4	20年度
72	三春町	官公庁舎	福島県三春警察署中妻駐在所	田村郡三春町大字下舞木字岩本81-42	21年度
73	須賀川市	社会福祉施設等	特別養護老人ホームいわき長寿苑	須賀川市矢沢字明池158	22年度
74	三春町	官公庁舎	福島県田村警察署	田村郡三春町大字熊耳字下荒井194	23年度
75	石川町	薬局	サンキュー薬局石川町本店	石川郡石川町大字双里字本宮71番1	24年度

## 第 1-2 児童家庭支援チームの業務

### 1 母子保健

母子保健は生涯にわたる健康づくりの基盤となるものであり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが重要な課題となっています。県は、慢性疾患等により長期にわたり療養を必要とする児及びその家族の相談支援を行うとともに、特定不妊・不育症治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するための医療費一部助成事業や相談を実施しています。

また、市町村が行う基本的母子保健サービスが円滑に推進できるよう、市町村事業の実態に応じた支援を行います。

#### (1) 小児慢性特定疾病対策事業

##### ア 小児慢性特定疾病医療費助成事業

小児慢性特定疾病の治療を行う児童等に対し、患児家庭の医療費の負担を軽減し、児童の健全な育成を図ることを目的として医療給付を行います。

なお、対象疾病は 704 疾病となっています。

また、児童の病状を正しく理解し適切に対応してもらうことを目的に、「福島県小児慢性特定疾患児手帳（ひまわり手帳）」を交付しています。

○小児慢性特定疾病医療費助成事業認定状況（年度末現在の受給者数）

疾病群	悪性 新生 物	慢性 腎疾 病群	慢性 呼吸 器疾 病群	慢性 心疾 病群	内分 泌疾 病群	膠 原 病	糖 尿 病	先天 性代 謝異 常	血液 疾病 群	免疫 疾病 群	神経 ・ 筋 疾病 群	慢性 消化 器疾 病群	染色体 又は 遺伝子 に変化 を伴う 疾病群	皮膚 疾病 群	計
市町村															
須賀川市	7		1	7	11		4		3	1	3	2			39
田村市	5	2		4	3		1		1	2					18
鏡石町		1	1		1	1	1				1	1			7
天栄村					3				1						4
石川町				1	1		1								3
玉川村		1		1	1			1			1				5
平田村				3	3				1						7
浅川町		1													1
古殿町		2		1				1							4
三春町	3				2		1		1						7
小野町				4		1	2		1						8
管外							1								1
<b>27年度計</b>	<b>15</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>21</b>	<b>25</b>	<b>2</b>	<b>11</b>	<b>2</b>	<b>8</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>104</b>
<b>26年度計</b>	<b>21</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>20</b>	<b>33</b>	<b>2</b>	<b>17</b>	<b>4</b>	<b>14</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>127</b>

○福島県小児慢性特定疾患児手帳（ひまわり手帳）交付件数：3件

イ 慢性疾患児地域支援事業

慢性疾患等により、長期にわたり療養が必要な子どもや障がいのある子を持つ家族等が交流し、相互の体験から療養上の工夫などを学び合い情報を得ることにより、安心して子どもの成長を見守る事業を実施します。

○病気や障がいのあるお子さんの成長を見守る家族交流会の開催

対象者：小児慢性特定疾病医療受給者証の認定を受けている児、育成医療の給付を受けた児、身体障害者手帳を所持している児、市町村の福祉サービス等を利用している児

開催月日	内 容	参加者
平成 27 年 7 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講話及び実技：フットケア・ハンドケア「体を癒そう」 講 師：一般社団法人福島県助産師会 助産師 横田仁子氏 助産師 川崎友子氏</li> <li>・ 交流会 進 行：臨床心理士 富森崇氏</li> </ul>	8 名 [内訳]児 4 名 保護者 3 名 関係職員 1 名
平成 27 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講話及び実技：音楽療法「音楽を楽しもう」 講 師：福島県音楽療法士協会 音楽療法士 高田真紀子氏 音楽療法士 鈴木みどり氏</li> <li>・ 交流会 進 行：臨床心理士 富森崇氏</li> </ul>	5 名 [内訳]児 3 名 保護者 2 名
平成 27 年 9 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講話及び実技：タッピングタッチ「心と体のリラックス」 講 師：臨床心理士 富森崇氏</li> <li>・ 交流会 進 行：臨床心理士 富森崇氏</li> </ul>	6 名 [内訳]児 3 名 保護者 3 名

(2) 発達障がい児支援者スキルアップ事業

発達障がい児とその保護者が、地域で安心して生活を送る事が出来るよう、関係機関の職員が、早期に発達障がいの行動特性に気づき、それぞれの特性にあわせた支援を行うための体制づくりを目的に研修会を開催しています。

○発達障がい支援者スキルアップ研修会開催状況

	開催月日	実施内容	参加者
方 部 別 研 修	第 1 回 平成 27 年 8 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 発達障がい疑われる児とその親への支援 －</li> <li>・ グループワーク 「支援の目的と求められる支援」 アドバイザー 針生ヶ丘病院発達心理課長 高橋澄子氏</li> <li>・ 講話 「発達障がい疑われる児とその親への支援」 講師 針生ヶ丘病院発達心理課長 高橋澄子氏</li> </ul>	45 名 市町村、保 育所、幼稚 園、相談支 援事業所等 職員
	第 2 回 平成 27 年 9 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講話 「発達障がいのある乳幼児～青少年の療育の実際」 講師 針生ヶ丘病院発達心理課長 高橋澄子氏</li> <li>・ グループワーク 「発達障がいのある児及び発達障がい疑われる児が地域 で生活していくための支援」～私たちにできること～ アドバイザー 針生ヶ丘病院発達心理課長 高橋澄子氏</li> </ul>	37 名 市町村、保 育所、幼稚 園、相談支 援事業所等 職員

医師向け研修	平成 27 年 11 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講話 「乳幼児健診等における小児科医の役割」 講師 よこはま発達クリニック院長 内山登紀夫氏</li> <li>・ 現状報告 「発達障がい児支援の現状と課題」 報告者 桜が丘学園相談支援アドバイザー 吉田清美氏</li> </ul>	23 名 (医師 14 名、 相談支援事業所職員 2 名、市町村 職員 7 名)
--------	---------------------	---	--

### (3) 女性の健康支援事業

#### ア 不妊・不育症等妊娠に悩む方への支援事業

不妊等に悩む夫婦等を対象として、不妊や不育症治療に関する交流会、個別相談会を開催しています。

##### ○「ふくしま不妊セミナー」の開催

開催日：平成 27 年 12 月 5 日（土）

参加者：12 組 14 名

内 容：個別相談 相談者 10 組(12 名)  
交流会 参加者 9 組(9 名)

##### ○不妊・不育症に関する相談

電話相談：延べ 58 件、来所相談：延べ 93 件

#### イ 女性のミカタ健康サポートコール事業

家族等身近では相談しにくい不妊や不育症治療、人工妊娠中絶等妊娠に関する悩みや女性特有の健康に関する相談に対して、相談専用電話等にて相談や助言、必要な情報提供等を行っています。

○専用電話相談件数：延べ 29 件

### (4) 特定不妊・不育症治療費助成事業

体外受精及び顕微授精による不妊治療を受ける夫婦、妊娠はするが繰り返す流産や死産により赤ちゃんを授けられない不育症の夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊・不育症治療に要する費用の一部を助成しています。

(平成 27 年度)

	申請件数	承認件数
特定不妊	実 86 件 延べ 123 件	123 件
男性不妊	実 3 件 延べ 3 件	3 件
不育症	0 件	

### (5) 医療援護事業

#### 育成医療認定に係る医学的審査

身体に障がいをもつ児童または疾患を放置することで障がいを残すと認められる児童で、手術等の治療により確実な治療効果が期待できる場合に、公費による医療給付が行われます。

平成 25 年度から申請の窓口は市町村になり、県では育成医療の要否等について医学的審査を行っています。

(平成 27 年度、単位：延べ件数)

障害の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	27 年度 計	26 年度 計
	肢体 不自 由	視覚 障が い	聴覚 平衡 機能 障が い	音声 言語 咀嚼 障が い	心臓 機能 障が い	腎臓 機能 障が い	小腸 機能 障が い	肝臓 機能 障が い	その 他の 内臓 障が い	免疫 機能 障が い		
市町村												
須賀川市				2	3						5	2
田村市	1	1	1	1	1				1		6	9
鏡石町											0	1
天栄村											0	3
石川町			2	2							4	1
玉川村											0	0
平田村											0	0
浅川町									2		2	0
古殿町											0	0
三春町											0	0
小野町											0	1
<b>27 年度計</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>17</b>	
<b>26 年度計</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		<b>17</b>

(6) 先天性代謝異常等検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性副腎過形成症等の早期発見・早期治療のため行われる新生児の血液によるマススクリーニング検査の結果、要精密検査となった児について、医療機関との連絡及び必要により保健指導を行います。

(平成 27 年度)

要精密検査件数	疾患内訳件数	精密検査結果内訳
4 件	先天性副腎過形成症 3 件	正常 1 件
		結果待ち 2 件
	ガラクトース血症 1 件	要治療 1 件

(7) 新生児聴覚検査事業

先天性聴覚障がいの早期発見・早期療育のため行われる新生児聴覚検査の結果、精密聴覚検査にて異常があると認められた新生児について、市町村との連絡及び必要に応じて支援を行います。

(平成 27 年度)

要精密聴覚検査件数	精密検査結果内訳		
	異常あり	異常なし	その他(転出)
7	5	1	1

(8) 訪問指導（延べ件数）

	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	就学児	その他	計
26年度	0	19	5	4	13	1	0	2	44
27年度	1	21	2	21	5	3	0	5	58

(9) 市町村母子保健体制強化事業

母子保健推進連絡会議

県中地域における広域的な母子保健施策を推進するための体制整備や、母子保健分野の広域的な計画策定の検討等、母子保健事業を効果的に推進することを目的に会議を開催しています。

開催月日	議題	出席者
平成 27 年 6 月 29 日	1 事業説明 ・平成 27 年度福島県母子保健事業 ・平成 26 年度県中保健福祉事務所事業実績 及び平成 27 年度事業計画 2 情報提供 ・母子の健康支援事業 3 情報交換	16 名 市町村保健師 保健福祉事務所

## 2 児童の福祉

「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならぬ。」という児童福祉法の理念に基づき、子育てしやすい環境づくりに向けて、各種の施策を推進しています。

### (1) 要保護児童の支援

児童福祉法により、施設入所等の措置がなされた児童について、世帯の負担額を決定するとともに、児童福祉施設や里親に対し必要な経費を支弁し、また適切な運営を図るため、助言を行いました。

#### ア 児童福祉施設等

- ・児童養護施設  
保護者のない児童や、その他環境上養護を要する児童の養育を行う施設
- ・障害児入所施設  
日常生活の指導や自活に必要な知識技能の付与や治療を行う施設
- ・乳児院 保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設
- ・児童自立支援施設  
行動上の問題のある児童や環境上生活指導等を要する児童の自立を支援する施設
- ・母子生活支援施設  
配偶者のない女子や児童が共に生活し、自立に向けた生活支援を受ける施設
- ・自立援助ホーム  
義務教育を終了した20歳未満の児童が共同生活を営み、生活指導や就業支援等を受ける施設
- ・ファミリーホーム  
保護者のない児童やその他環境上養護を要する児童を、養育者の住居にて養育を行う施設
- ・里親 要保護児童を家庭に受け入れ、家族の一員として支援を行う養育者

#### イ 管内施設の措置児童数（県中保健福祉事務所管轄のみ／県立・市立を除く）

施設種別	児童数	施設名称
障害児入所施設	28	(社福)桜が丘学園、(社福)安積愛育園入所支援事業所アルバ
里親	16	
児童養護施設	8	(社福)ゆめみの里 森の風学園
自立援助ホーム	0	(特非)ほっとスペースR 自立援助ホーム木もれび
ファミリーホーム	6	(特非)ファミリーホームいぶき
合計	58	

(H28. 3. 31 付)

## (2) 保育対策の推進

保育所や認可外保育施設への立入調査・指導により児童の福祉の確保を図るとともに、補助事業により保護者の経済負担の軽減や児童の処遇向上を図っています。

### ア 多様な保育形態

平成 27 年 4 月、社会全体で子育てを支えるために「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、子どもの年齢や親の就労状況などに応じて様々な支援を受けられるようになりました。また、一時預かりや延長保育等、地域のニーズに応じた様々な支援サービスが行われています。

#### ・ 保育所（0～5 歳）

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。

#### ・ 幼保連携型認定こども園（0～5 歳）

幼稚園や保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。0～2 歳児の保護者は保育所同様だが、3～5 歳児は、保護者の就労状況を問わない。

#### ・ 地域型保育（0～2 歳）

対象保護者は保育所と同様だが、保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0～2 歳児を保育する。

### ※認可外保育施設

都道府県等が認可を行う保育所等以外の保育施設。企業や病院が従業員の児童を保育する「事業所内保育施設」、認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される「へき地保育所」、その他民間の保育施設がある。

### イ 管内保育所等の設置状況

#### ・ 保育所の設置状況

市町村	施設数			認可定員	入所数
	公立	私立	計		
須賀川市	10	1	11	720	644
田村市	5	0	5	380	340
鏡石町	1	1	2	212	157
天栄村	1	0	1	60	29
石川町	3	0	3	255	227
玉川村	0	0	0	0	0
平田村	0	0	0	0	0
浅川町	1	0	1	80	80
古殿町	0	0	0	0	0
三春町	2	0	2	200	183
小野町	3	0	3	225	156

(H28. 4. 1 付)

・ 幼保連携型認定こども園の設置状況

市町村	施設数			入所定員	入所数
	公立	私立	計		
須賀川市	1	6	7	1,215 (506)	1,041 (617)
田村市	0	1	1	445 (185)	370 (171)
鏡石町	0	1	1	105 (115)	126 (108)
天栄村	0	0	0	0	0
石川町	0	1	1	140 (60)	125 (50)
玉川村	0	1	1	210 (140)	202 (139)
平田村	2	0	2	200 (160)	188 (158)
浅川町	0	0	0	0	0
古殿町	1	0	1	200 (160)	167 (128)
三春町	0	1	1	110 (70)	93 (47)
小野町	0	0	0	0	0

※括弧内は1号認定を除いた人数

(H28. 4. 1 付)

・ 地域型保育の設置状況

市町村	施設数					定員	入所数	公立/私立
	小規模保育	家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育	計			
須賀川市	6	0	0	0	6	107	67	私立
田村市	0	0	0	0	0	0	0	
鏡石町	0	0	0	0	0	0	0	
天栄村	0	0	0	0	0	0	0	
石川町	1	0	0	0	1	14	5	私立
玉川村	0	0	0	0	0	0	0	
平田村	0	0	0	0	0	0	0	
浅川町	0	0	0	0	0	0	0	
古殿町	0	0	0	0	0	0	0	
三春町	1	0	0	0	1	19	17	私立
小野町	0	0	0	0	0	0	0	

(H28. 4. 1 付)

※認可外保育施設の設置状況

市町村	施設数				入所数
	事業所内	へき地保育	その他	計	
須賀川市	5	0	3	8	160
田村市	3	0	4	7	75

鏡石町	0	0	0	0	0
天栄村	0	1	0	1	3
石川町	3	0	0	3	16
玉川村	0	0	0	0	0
平田村	1	0	0	1	37
浅川町	0	1	0	1	8
古殿町	0	0	0	0	0
三春町	0	1	0	1	33
小野町	0	0	1	1	66

(H28. 4. 1 付)

ウ 待機児童数の推移

市町村	H28. 4. 1	H27. 10. 1	H27. 4. 1	H26. 10. 1	H26. 4. 1	H25. 10. 1	H25. 4. 1
須賀川市	0	11	0	2	0	0	0
田村市	58	40	26	45	34	25	0
鏡石町	0	0	0	0	0	0	0
天栄村	0	0	0	0	0	0	0
石川町	0	0	0	1	0	0	0
玉川村	0	0	0	0	0	0	0
平田村	0	3	0	0	0	0	0
浅川町	0	0	0	0	0	0	0
古殿町	0	0	0	0	0	2	0
三春町	0	0	1	0	0	0	0
小野町	0	0	0	0	0	0	0

エ 各保育事業の実施状況（施設数）

	延長保育	一時預かり	病児保育	障がい児保育
須賀川市	24	14	0	18
田村市	6	7	0	6
鏡石町	3	2	0	3
天栄村	0	1	0	1
石川町	3	1	0	4
玉川村	1	0	0	1
平田村	0	1	0	2
浅川町	0	0	0	1
古殿町	0	2	0	1
三春町	4	1	0	3
小野町	1	1	0	3

(H28. 4. 1 付)

オ 保育関連補助事業

- ・ふくしま多子世帯保育料軽減事業

保育所や認可外保育施設に入所する児童のうち、満 18 歳に満たない者が 3 人以上いる世帯における第 3 子以降の 3 歳未満児にかかる保育料の減免額を補助し、多子世帯の経済的負担を軽減しました。

- ・地域保育施設助成事業

認可外保育施設（事業所内保育施設を除く）の入所児童の健康診断及び運営に要する経費を補助することにより、乳幼児の処遇の向上を図りました。

- ・ひとり親家庭寡婦（夫）控除みなし適用助成事業

ひとり親のうち婚姻歴のない方の保育料負担額について、税法上の寡婦(夫)控除のみなし適用額を補助することにより、ひとり親家庭の生活の安定を図りました。

### (3)ひとり親家庭等の福祉

#### ア ひとり親家庭等福祉相談

県中保健福祉事務所内に 2 名（兼務含む）、石川福祉相談コーナーに 1 名、田村福祉相談コーナーに 1 名、計 4 名の「母子・父子自立支援員」を配置するとともに、平成 27 年度より新たに 1 名の「ひとり親家庭就業支援専門員」を県中保健福祉事務所内に配置し、母子父子寡婦福祉資金に関する相談や就職に関する相談を中心に、ひとり親家庭等の自立促進に向けた支援を行いました。

- ・のべ相談指導件数

		平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
生活一般	住宅	5	0	1
	医療	1	1	1
	家庭紛争	0	0	4
	結婚	0	1	0
	その他	4	3	5
児童	養育	0	0	0
	教育	0	0	0
	非行	0	0	0
	その他	0	3	2
生活支援	母子福祉資金	976	1,116	1,264
	父子福祉資金	3	0	0
	寡婦福祉資金	19	17	20
	その他	3	1	12
その他	0	0	0	
就労支援	148	1	4	
合計	1,159	1,143	1,313	

#### イ 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子父子寡婦世帯の経済的自立の助成のため、各種資金の貸付を行いました。

・母子父子寡婦福祉資金の貸付状況（平成 27 年度）

資金の名称	新規貸付額		継続貸付額		貸付額（合計）	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修学資金	4	2,394,000	9	4,402,800	13	6,796,800
就学支度資金	7	1,455,000	0	0	7	1,455,000
修業資金	0	0	0	0	0	
就職支度資金	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	2	638,800	0	0	2	638,800
生活資金	1	492,000	0	0	1	492,000
その他	0	0	0	0	0	0
合計	13	4,979,800	9	4,402,800	22	9,382,600

(4)女性の福祉

県中保健福祉事務所内に女性相談員 2 名を配置し（兼務含む）、配偶者等からの暴力、家族関係の悩み、離婚問題等、女性が抱える様々な問題の相談に応じ、助言指導や情報提供を行いました。

・女性相談受付件数

項目		H27 年度	H26 年度	H25 年度	
人間関係	夫等	夫等からの暴力	90	50	48
		薬物中毒・酒乱	0	0	0
		離婚問題	1	4	13
		その他	4	0	0
	子ども	子どもからの暴力	0	0	4
		養育困難	0	2	0
		その他	2	3	0
	親族	親からの暴力	4	2	3
		その他親族からの暴力	0	1	0
		その他	1	5	0
	交際相手	交際相手からの暴力	0	4	2
		同性間の交際相手からの暴力	0	0	0
		その他	0	0	0
	その他の者からの暴力	0	0	10	
	男女問題	1	0	0	
	家庭不和	2	5	10	
経済関係	0	1	1		
医療関係	1	2	2		
その他	1	4	0		
合計		107	83	93	

## 第1-3 障がい者支援チームの業務

### 1 身体障がい者（児）の状況（P62 関連資料(1)参照）

県中地域の身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）は、平成28年4月1日現在で20,818人（前年比526人減）となっています。

障がい種別では、肢体不自由者（54.7%）が最も多く、内部機能障がい者（29.6%）が続いています。

＜管内身体障がい者手帳保持者数の推移＞（各年度4月1日現在）

年度	総数	視覚	聴覚 平衡	音声 言語 咀嚼	肢体	内部
H26	21,412	1,359	1,819	177	11,995	6,052
H27	21,344	1,345	1,826	174	11,829	6,170
H28	20,818	1,294	1,807	158	11,389	6,170

### 2 身体障がい者（児）の福祉

身体障がい者（児）の福祉については、身体障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法等の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用と市町村の支援に務めるとともに、職業能力や生活能力の回復を図り、生活の安定と向上が図られるよう各種福祉施策を推進します。

#### (1) 障害者総合支援法に基づくサービス

対象者は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい（発達障がいを含む。）者及び難病の方々です。

サービスは障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個々に支給決定が行われる「自立支援給付」（介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付）と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分かれます。

#### ア 介護給付（市町村）

##### (ア) 居宅介護（ホームヘルプ）〔障がい支援区分1以上〕

入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる援助サービス

##### (イ) 重度訪問介護〔障がい支援区分4以上〕

重度の肢体不自由者その他の障がい者であって常時介護を要するものを対象に、居宅での介護や外出時における移動中の介護を行う総合的なサービス

##### (ウ) 同行援護〔重度の視覚障がい者〕

移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

##### (エ) 行動援護〔障がい支援区分3以上〕

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者を対象とし

た行動の際に生じ得る危険回避のために必要な援護や外出時における移動中の介護

(オ) 療養介護〔障がい支援区分5、6〕

主として日中に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等

(カ) 生活介護〔障がい支援区分3以上（50歳以上区分2以上）〕

常時介護を要する障がい者を対象に、主として日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生産活動の機会の提供等

(キ) 短期入所〔障がい支援区分1以上〕

介護者の病気等を理由に、障害者支援施設等への短期入所による入浴、排せつ、食事の介護等

(ク) 重度障害者等包括支援〔障がい支援区分6〕

常時介護を要する重度障がい者・障がい児を対象とした居宅介護等の福祉サービスの包括的支援

(ケ) 施設入所支援〔障がい支援区分4以上（50歳以上区分3以上）〕

施設入所者を対象に、主として夜間行われる入浴、排せつ、食事の介護等

イ 訓練等給付（市町村）

(ア) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした身体機能の向上のための有期の訓練等

(イ) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした生活能力の向上のための有期の訓練等

(ウ) 宿泊型自立訓練

家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援等

(エ) 就労移行支援

就労を希望する障がい者に対して提供される就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等

(オ) 就労継続支援A型

雇用契約等に基づき生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等

(カ) 就労継続支援B型

生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等

(キ) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間に行われる共同生活を営むべき住居における入浴、排せつ、食事の介護、相談、その他の日常生活上の援助等

ウ 地域相談支援給付（市町村）

(ア) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者又は保護施設や矯正施設等に入所している障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。

(イ) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する相談その他必要な支援を行う

エ 計画相談支援給付（市町村）

(7) サービス利用支援

障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、サービス等利用計画案等を作成する。

(イ) 継続サービス利用支援

障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、サービス等利用計画等の変更等を行う。

オ 地域生活支援事業（市町村）

(7) 計画相談支援

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行うほか、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。

(イ) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行う。

(ウ) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う。

(エ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行う。

(オ) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

(カ) その他の事業

日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、身体障がい者更生訓練費支給、身体障がい者就職支度金支給等

カ 自立支援医療（市町村、県）

障がい者に必要な医療の給付を行います。

(ア) 育成医療（身体障がい児）

(イ) 更生医療（身体障がい者）

(ウ) 精神通院医療（精神障がい者）

キ 補装具費支給制度（市町村）

身体の部位欠損または身体の機能の損傷を補い、日常生活または職業生活を容易にするために用いられる用具の交付及び修理を行います。

(2) 児童福祉法に基づくサービス

ア 障害児通所給付費（市町村）

(7) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

(イ) 医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行う。

(ロ) 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

(エ) 保育所等訪問支援

障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

イ 障害児相談支援給付（市町村）

(7) 障害児支援利用援助

障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用する障害児通所支援の種類、障害児支援利用計画案等を作成する。

(イ) 継続障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の変更等を行う。

(3) 身体障害者福祉法による援護施策

ア 身体障がい福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 身体障害者手帳交付（県障がい者総合福祉センター）

補装具、更生医療の給付、施設への入所等の身体障がい者福祉法上の各種援護を受ける場合や、税の減免、JR運賃の割引等の各種制度を利用する際に、法に定める身体障がい者であることの証票として交付されます（P60 関連資料(1)参照）。

(4) 特別障害者手当等支給制度（P63 関連資料(2)参照）

在宅の重度障がい者（児）に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい者（児）の福祉の向上を図ります。

(5) 県単独による施策

ア 重度心身障がい者医療費補助金の交付（P64 関連資料(3)参照）

重度心身障がい者の健康保持とその福祉増進を図るため、医療費自己負担額について市町村が補助する場合、当該市町村に対して補助します。

イ 在宅重度障がい者対策事業補助金の交付（P64 関連資料(3)参照）

日常生活において、常に医療的介助を必要とする在宅重度障がい者に治療材料等を給付する市町村に対して補助します。

ウ 人工透析患者通院交通費補助金の交付（P64 関連資料(3)参照）

腎臓機能障がい者の経済的負担の軽減を図るため、障がい者の人工透析のため医療機関へ通院するのに要する交通費に対し市町村が補助する場合、当該市町村に対して補助します。

(6) 県中障がい福祉圏域連絡会

地域自立支援協議会の活動状況、支援体制整備に関する現状及び課題の把握と検討

を行うなど、地域生活支援全般について総合的に協議的に協議しました。

平成27年9月3日 県中保健福祉事務所大会議室 20名

### 3 知的障がい者（児）の状況（P65 関連資料(4)参照）

県中地域の知的障がい者数（療育手帳所持者数）は、平成28年4月1日現在で4,661人（前年比144人増）となっています。

障がい程度別では、A（最重度及び重度）は1,663人（同23人増）で、全体の35.7%を、B（中度及び軽度）は2,998人（同121人増）で、全体の64.3%を占めています。

年齢別では、18歳未満の知的障がい児は1,192人（同63人増）で全体の25.6%、18歳以上の知的障がい者は3,469人（同81人増）で全体の74.4%となっています。

#### 管内療育手帳保持者数の推移

（各年度 4月1日現在）

年 度	総 数	0歳～17歳	18歳～	A	B
H26	4,319	1,078	3,241	1,586	2,733
H27	4,517	1,129	3,388	1,640	2,877
H28	4,661	1,192	3,469	1,663	2,998

### 4 知的障がい者（児）の福祉

知的障がい者（児）の福祉については、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法等の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用と市町村の支援に務めるとともに、職業能力や生活能力の回復を図り、生活の安定と向上が図られるよう各種福祉施策を推進します。

#### (1) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

P52～53、2(1)、(2)を参照ください。

#### (2) 知的障害者福祉法による援護施策

ア 知的障がい者福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 知的障害者更生相談所（県障がい者総合福祉センター）

医学的、心理学的及び職能的判定を行い、指導方針を与えます。

ウ 療育手帳の交付（県障がい者総合福祉センター）（P66 関連資料(4)参照）

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳の交付を行います（P66 関連資料(4)参照）。

エ 職親委託

知的障がい者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の自立更生を図ります（市町村）。

#### (3) 特別障害者手当等支給制度（P63 関連資料(2)参照）

在宅の重度障がい者（児）に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい者（児）の福祉の向上を図ります。

(4) 県単独による施策

ア 障がい児（者）地域療育等支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、県中地域及び圏域における療育機能との重層的な連携を図ることによって、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

【H27委託先（実施施設）】

社会福祉法人桜が丘学園（石川町 桜が丘学園）

社会福祉法人福島県福祉事業協会（田村市 相談支援田村事業所）

イ 発達障がい地域支援マネージャー事業

発達障がい児の地域における生活を支えるため、県発達障がい者支援センターの専門的な相談支援をもとに市町村や関係機関と連携を図りながら、利用できる支援機関をコーディネートし、個別支援計画による支援支援体制の整備を促進することにより、発達障がい児（者）等及びその家族等の福祉の向上を図ります。

【H27委託先（実施施設）】

社会福祉法人桜が丘学園（石川町 桜が丘学園）

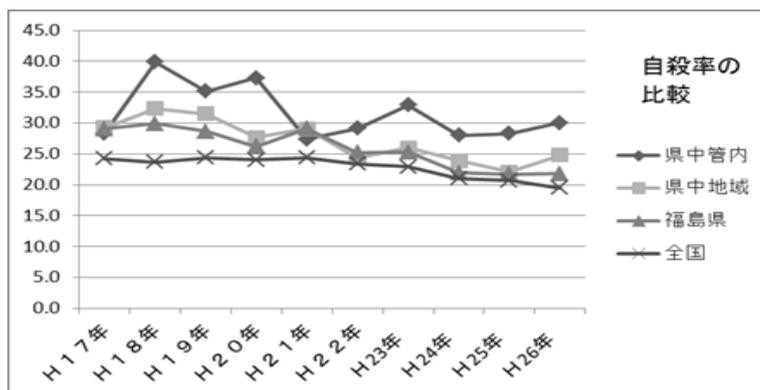
ウ 重度心身障がい者医療費補助金の交付（身体障がい者（児）に同じ）

## 5 精神保健福祉

一般住民への心の健康づくりのための啓発活動を行うとともに、精神疾患を持つ人の早期発見、適正医療ができるよう相談等を実施しています。

福島県の自殺者数は平成24年に453人と500人を割りましたが、平成27年は436人(警察庁統計：発見日、発見地)と増加傾向にあり、依然として自殺率が高いことから総合的な自殺対策を推進します。

また、精神障がい者が自ら望む地域で暮らせるような社会づくりの推進を図ります。



人口動態統計(厚生労働省)より

- (1) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス  
P52～55、2(1)、(2)を参照ください。

- (2) 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談に応じ、精神疾患の早期治療、精神障がい者の社会復帰及び自立を促進し、精神的健康の保持・増進に努めています。

年度	来所相談	所外相談	電話相談	文書相談	計
H25	104	13	636	1	754
H26	65	4	410	1	480
H27	87	0	472	1	560

心の健康相談開催状況(上記再掲)

精神保健福祉業務の一環として、定期的に「心の健康相談会」を開催し、一般的な精神面の悩みはもとより、ひきこもり、自殺関連、思春期・青年期の問題、アルコール依存症など、様々な問題に対し精神科専門医師により対応しています。

年度	実施	相談数 (延)	相談数内訳(再掲)					
			医療保護	社会復帰・ 福祉	診断・ 判定	日常生活	経済	その他
H25	12回	23	4	0	2	12	0	5
H26	11回	21	10	1	1	8	0	1
H27	13回	27	6	2	9	7	0	3

(3) 措置入院及び移送等

精神障がい又はその疑いのある者のうち、「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす恐れがある」として通報等があった者に対し、調査の上必要な場合には精神保健指定医による診察を実施し、必要な者に対し入院措置及び適切な医療及び保護を行っています。

年度	一般人の申請	警察官の通報	検察官の通報	保護観察所の長の通報	矯正施設の長の通報	合計
H25	1	47	14	0	8	70
H26	0	35	12	0	1	48
H27	0	33	7	0	9	49

年度	通報受理件数	診察件数	措置入院		34条移送	退院請求
			継続	新規		
H25	70	56	8	24	14	5
H26	48	37	4	14	3	3
H27	49	30	6	11	7	6

\* H25の退院請求には、調査中に取り下げた1件を含む。

(4) 措置・医療保護入院者等の管理

措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告、入退院届の進達事務、入院措置解除に関する手続きを行っています。

年度	医療保護入院者		応急入院届	定期病状報告		措置解除
	入院届	退院届		医療保護入院	措置入院	
H25	258	250	21	56	2	27
H26	278	276	12	54	2	12
H27	285	303	4	52	1	13

(5) 自立支援医療申請承認及び精神障害者保健福祉手帳交付状況

自立支援医療（精神通院医療）は、精神通院医療の自己負担を軽減する制度です。申請窓口は市町村、有効期限は1年です。

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象で、1～3級に分かれています。申請窓口は市町村、有効期限は2年です。

年度	自立支援医療				精神障害者保健福祉手帳			
	申請		承認		申請		承認	
	郡山市	管内 市町村	郡山市	管内 市町村	郡山市	管内 市町村	郡山市	管内 市町村
H25	4,173	2,382	4,173	2,382	942	480	925	474
H26	4,300	2,331	4,299	2,331	921	450	907	440
H27	4,671	2,555	4,671	2,555	1,054	528	1,041	519

(6) ひきこもり対策事業

ア ひきこもりに関する理解を深め、家族教室へ繋げることを目的として、講演会を開催しています。

開催月日(会場)	内 容	参加者数
平成27年7月1日 (県中保健福祉事務所)	・講演「から・ころセンターの活動を通して 見えてきたこと」 講師：NPO法人から・ころセンター 代表理事 伊藤正俊氏 ・体験発表「ひきこもり10年を経て分かったこと」 講師：元当事者 寒河江亮子氏	77名
平成27年8月4日 (三春町立三春病院)	・講演「思春期危機を乗り越えるためには」 講師：針生ヶ丘病院 保健福祉部副部長 大森洋亮氏	53名

イ ひきこもり本人、家族に対する支援として相談、家族教室を実施しています。

年度	相談件数		家族教室参加者数		
	実数	延数	実施回数	実数	延数
H25	20	47	6	14	48
H26	16	27	6	10	41
H27	21	25	3	4	10

\*H26年度までは、郡山市保健所と合同で開催。H27年度は当所単独で実施。

ウ ひきこもり家族会の修了者による「飛鳥の会(家族会)」が平成18年4月に設立されたため、相談支援を行っています。

年 度	家族会相談支援者数		
	支援回数	実数	延数
H25	7	9	47
H26	5	10	81
H27	1	8	8

(7) アルコール問題への取り組み

アルコール依存症や多量飲酒に対する正しい知識と理解を深めることを目的に、講演会や家族教室を実施しています。

ア アルコール関連の研修会等

開催月日(会場)	内 容	参加者数
平成27年6月17日 (県中保健福祉事務所)	・講演：アルコール関連問題市民講座 「アルコール依存症からの回復と家族・支援者の対応」 講師：東北会病院 院長 石川達氏	47人

イ 家族教室等実施状況

	開催回数	参加人数
アルコール家族教室	9回	実 12人、延 79人

(8) 精神保健普及啓発

住民及び関係者が精神保健福祉に対する正しい知識と理解を深め、精神的健康の保持増進を図ることができるよう講演会等を行っています。

年 度	開催状況	
	開催回数	参加人員
H25	10	588
H26	7	534
H27	7	211

(9) 精神科病院実地指導及び入院者の実施審査

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6及び厚生労働省通知に基づき、人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、担当職員及び指定医が精神病院に立入検査を実施しています。

年度	病院数	実地指導		実地審査		
		一般	特別	措置入院	医療保護入院	措置入院 3か月後
H25	5	4	1	4	20	0
H26	4	2	2	3	17	2
H27	4	2	2	4	16	0

(10) 自殺対策緊急強化基金事業

平成21年度から自殺対策強化のために相談体制の整備や人材育成、自殺対策に関する民間団体の活動支援等を行っています。

ア 普及啓発実施状況

年度	普及啓発				自殺予防セミナー		リーダー研修		会議・研修会	
			内訳回数		回数	人数	回数	人数	回数	人数
	回数	件数	キャンペーン	その他						
H25	9	1,481	4	5	2	319	5	90	3	87
H26	7	1,245	4	3	2	214	8	261	1	24
H27	4	2,795	3	1	1	60	4	159	1	21

イ 家族教室等実施状況

	開催回数	参加人数
うつ病家族教室	4回	実 7人、延 14人
公開講座	2回	実 45人、延 51人

ウ 自殺予防支援者研修会

開催月日(会場)	内 容	参加者数
平成28年2月16日 (須賀川市保健センター)	講演「自殺未遂者等への個別支援」 事例検討 講師：国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 自殺予防総合対策センター 自殺予防対策支援室 室長 川野 健治	14人

エ 自殺対策強化交付金の交付

地域における自殺対策を緊急に強化するために必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む市町村の活動を支援することを目的に、交付金を交付しています。

年度	実施市町村数	事業名（実施市町村名）
H25	12市町村	普及啓発事業他（郡山市を含む管内全市町村）
H26	12市町村	普及啓発事業他（郡山市を含む管内全市町村）
H27	12市町村	普及啓発事業他（郡山市を含む管内全市町村）

(11) 精神障がい者地域生活移行・地域定着推進事業

精神科病院に入院している精神障がい者が、自ら望む地域で自立した生活ができるよう退院に向けた支援を行い、地域の理解を深め、受入体制の整備を図ることを目的に実施しています。

ア 精神障がい者地域移行理解促進基礎研修会

開催月日(会場)	内 容	参加者数
平成27年12月7日 (郡山市労働福祉会館)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政説明「福島県の精神保健福祉行政について」</li> <li>・講演「知っておきたい心の病気」 講師：コスモス通り心身医療クリニック 院長 圓口 博史</li> <li>・体験発表「今、当事者が伝えたいこと」 講師：NPO法人アイキャン ピアサポーター2名</li> </ul>	78人

イ 精神障がい者地域移行・地域定着分野別研修会（精神科病院研修会）  
(精神保健福祉センターと共同開催)

開催月日(会場)	内 容	参加者数
平成27年11月26日 (星ヶ丘病院)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「精神障がい者の地域移行・地域定着を支援する」 講師：相談支援事業所コスモスクラブ 相談支援専門員 佐藤清一郎氏</li> </ul>	27人
平成28年3月17日 (針生ヶ丘病院)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験発表「私のリカバリーストーリー」 講師：ピアサポーター</li> </ul>	59人

## 関連資料

### (1) 市町村別身体障がい者手帳交付状況

(平成28年4月1日現在)

区分 市町村	身体障 がい者数 A	左 の 障 が い 別 内 容					人口 (現住人口) B	手帳交 付率% A/B
		視 覚	聴 覚 平 衡	音 声 言 語	肢 体	内 部		
鏡石町	528	35	38	0	297	158	12,480	4.2
天栄村	302	19	19	2	198	64	5,566	5.4
石川町	705	31	54	4	395	221	15,641	4.5
玉川村	299	17	20	0	171	91	6,745	4.4
平田村	357	23	25	4	194	111	6,409	5.6
浅川町	263	19	13	2	148	81	6,503	4.0
古殿町	292	10	19	0	177	86	5,330	5.5
三春町	728	52	87	8	368	213	18,179	4.0
小野町	511	40	67	2	247	155	10,360	4.9
町村計	3,985	246	342	22	2,195	1,180	87,213	4.6
郡山市	12,090	766	1,089	103	6,527	3,605	335,395	3.6
須賀川市	3,080	172	227	22	1,729	930	77,181	4.0
田村市	1,663	110	149	11	938	455	38,130	4.4
市計	16,833	1,048	1,465	136	9,194	4,990	450,706	3.7
合計	20,818	1,294	1,807	158	11,389	6,170	537,919	3.9

(2) 町村別特別障害者手当等受給状況

(平成27年度)

区分 町村名	特別障害者手当										障害児福祉手当										経過的福祉手当										
	前 年 度 末 受 給 者 数	受 付 件 数	処 理 数		受給資格喪失件数						受 給 者 数	前 年 度 末 受 給 者 数	受 付 件 数	処 理 数		受給資格喪失件数						受 給 者 数	前 年 度 末 受 給 者 数	転 入 件 数	受給資格喪失件数						受 給 者 数
			認 却	下	障 が い 非 該 当	死 亡	施 設 入 所	入 院	そ の 計	認 却				下	障 が い 非 該 当	死 亡	施 設 入 所	入 院	そ の 計	認 却	下				障 が い 非 該 当	死 亡	施 設 入 所	入 院	そ の 計		
																														0	
鏡石町	6	0						0	6	14	1	1							0	15	0	0						0	0		
天栄村	7	0				2		2	5	0	1	1							0	1	0	0						0	0		
石川町	9	0				2		2	7	7	0								0	7	0	0						0	0		
玉川村	6	0						0	6	2	2	2							0	4	1	0						0	1		
平田村	4	1	1					0	5	3	1	1			1			1	2	2	0	0						0	0		
浅川町	0	0						0	0	7	1	1		1				1	2	6	0	0						0	0		
古殿町	2	0						0	2	1	1	1							0	2	0	0						0	0		
三春町	19	1	1					1	1	19	8	0						1	1	7	0	0						0	0		
小野町	6	1	1					1	6	4	1	1							0	5	0	0						0	0		
合計	59	3	3	0	0	4	0	1	1	6	56	46	8	8	0	1	0	1	3	5	49	1	0	0	0	0	0	0	0	1	

注) 受付件数には、前年度末未処理件数を含む。

## (3) 市町村別重度障がい者支援事業給付状況

(平成27年度)

事業 市町村名	重度心身障がい者医療費補助事業		在宅重度障がい者対策事業			人工透析患者通院交通費補助事業	
	給付件数	給付額(円)	治療材料費 給付件数	衛生機材費 給付件数	給付額(円)	補助対象 人員	給付額(円)
鏡石町	4,289	18,649,437	60	25	280,000	3	351,720
天栄村	3,183	14,828,995	12	12	84,000	3	183,267
石川町	7,321	32,120,476	47	51	345,000	12	778,936
玉川村	3,405	13,465,313	88	0	263,299	2	129,609
平田村	3,772	18,368,400	0	3	12,000	9	413,830
浅川町	2,755	12,927,005	24	12	120,000	7	534,678
古殿町	3,591	13,347,100	24	0	72,000	4	278,142
三春町	6,598	31,629,759	81	25	343,000	15	889,937
小野町	4,194	26,144,279	47	15	200,997	4	452,584
町村計	39,108	181,480,764	383	143	1,720,296	59	4,012,703
郡山市	124,918	568,045,000					
須賀川市	34,610	141,311,318	375	66	1,387,892		
田村市	17,435	70,908,501	233	64	954,118	33	2,812,655
市計	176,963	780,264,819	608	130	2,342,010	33	2,812,655
合計	216,071	961,745,583	991	273	4,062,306	92	6,825,358

注1) 中核市の在宅重度障がい者対策事業及び人工透析患者通院交通費補助事業については、補助対象外である。

注2) 給付額は、市町村と県の補助金の合計額である。

## (4) 市町村別療育手帳交付状況

(平成28年4月1日現在)

項目 市町村名	療育手帳									人口	療育手帳 交付率 %
	A			B			合計		総計		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上			
鏡石町	15	29	44	34	49	83	49	78	127	12,480	1.0
天栄村	2	22	24	8	21	29	10	43	53	5,566	1.0
岩瀬郡計	17	51	68	42	70	112	59	121	180	18,046	1.0
石川町	11	44	55	29	84	113	40	128	168	15,641	1.1
玉川村	4	19	23	3	41	44	7	60	67	6,745	1.0
平田村	5	16	21	10	49	59	15	65	80	6,409	1.2
浅川町	4	23	27	7	30	37	11	53	64	6,503	1.0
古殿町	3	19	22	11	44	55	14	63	77	5,330	1.4
石川郡計	27	121	148	60	248	308	87	369	456	40,628	1.1
三春町	6	64	70	27	87	114	33	151	184	18,179	1.0
小野町	4	34	38	12	55	67	16	89	105	10,360	1.0
田村郡計	10	98	108	39	142	181	49	240	289	28,539	1.0
郡部計	54	270	324	141	460	601	195	730	925	87,213	1.1
郡山市	207	710	917	566	1,131	1,697	773	1,841	2,614	335,395	0.8
須賀川市	55	217	272	109	319	428	164	536	700	77,181	0.9
田村市	15	135	150	45	227	272	60	362	422	38,130	1.1
市部計	277	1,062	1,339	720	1,677	2,397	997	2,739	3,736	450,706	0.8
合計	331	1,332	1,663	861	2,137	2,998	1,192	3,469	4,661	537,919	0.9

## 第2 生活保護課の業務

### [生活保護業務]

#### 1 生活保護業務の概況

生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護は、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、就労などによる自立を助長することを目的とするもので、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類の扶助があります。

生活保護では、原則として要保護者本人等からの各町村窓口への申請に基づき、保健福祉事務所が家庭訪問等による面接調査や資産や扶養義務者等への各種調査を実施して保護の要否、種類、程度及び方法を決定します。保護開始後は、生活状況等把握のため定期又は随時の訪問を行って被保護者の自立助長のための援助を行います。就労支援員や退院促進員等による自立支援プログラムに基づく支援と相俟って、被受給者の就労・自立など成果を上げています。

また、扶養義務者、医療機関及び年金事務所、事業主等への照会・調査を随時実施するとともに、町村職員や民生委員、職業安定所等の関係諸機関と緊密に連携をしながら、適正な保護の実施に努めております。

#### 2 管内の状況

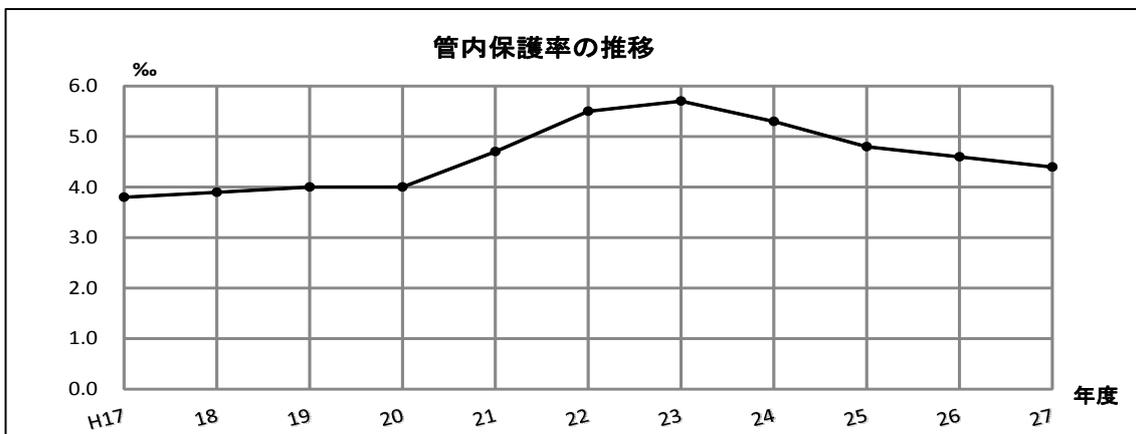
管内の保護率（被保護人員÷管内人口×1000）は、全国、県に比して低い水準で推移しています。

年度別に見ると、高齢化の進展や扶養意識の低下、景気低迷や雇用情勢悪化の影響により、平成21年度以降、稼働年齢層のいる「その他の世帯」を中心として保護率は増加傾向にありました。それが、東日本大震災後の復興需要に伴う雇用改善等に伴い、平成23年度をピークに保護率は減少に転じ、現在も小幅ながらその傾向が続いています。

今後は、医療や介護サービスを必要とする世帯からの申請増加が見込まれます。

町村別には最小が2.3‰、最大が5.9‰（H28.3月分現在）で、交通の便や就労機会の有無、高齢化の進行状況などによって大きな較差が認められます。

保護世帯を世帯類型別にみると、全保護世帯の約85%以上が高齢者世帯、傷病・障がい者世帯というハンディキャップを抱えた世帯ですが、稼働年齢層のいる「その他の世帯」は、25年度以降は、世帯員の就労・自立により減少が続いています。



注) 各年度3月分, ‰:パーミル, 千分率

(1) 被保護世帯数の状況

管内の被保護世帯数は、平成17年度の市町村合併後は増加傾向にありましたが、平成23年度をピークに平成24年度以降は、震災復興等による雇用改善等に伴い減少に転じました。現在も小幅ながら減少傾向が続いており、平成17年度と比較すると約1.1倍になっています。福島県では既に平成26年度から増加傾向に転じており、今後の管内の動向が注目される所です。

区分 年度	管内		福島県		全国	
	世帯数	指数	世帯数	指数	世帯数	指数
H17	283	100.0	10,483	100.0	1,041,557	100.0
H18	296	104.6	10,854	103.5	1,075,824	103.3
H19	309	109.2	11,093	105.8	1,105,274	106.1
H20	314	111.0	11,371	108.5	1,148,766	110.3
H21	348	123.0	12,373	118.0	1,274,239	122.3
H22	388	137.1	13,601	129.7	1,410,063	135.4
H23	394	139.2	13,667	130.4	1,498,375	143.9
H24	374	132.2	13,224	126.1	1,578,628	151.6
H25	344	121.6	13,018	124.2	1,599,264	153.5
H26	335	118.4	13,105	125.0	1,618,817	155.4
H27	327	115.5	13,287	126.7	1,633,301	156.8

\* 管内：各年度3月分，県：平成25年度以降は3月分，それ以前は年度平均値，

全国：平成25年度以降は1月分，それ以前は年度平均値

\* 指数は、市町村合併により管内が9町村となったH17年度を100とした。

\* 管内値：『福祉行政報告例』，福島県値『生活保護速報』，  
全国値：厚生労働省『生活保護速報』『被保護者調査』（以下同じ）

\* 保護停止中を含む。

(2) 被保護人員の状況

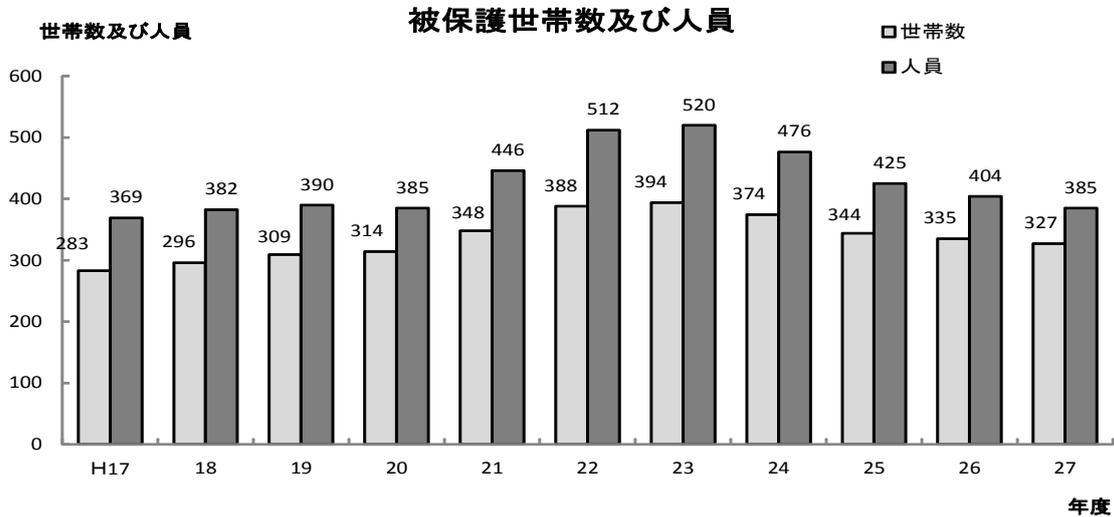
管内の被保護人員は、平成17年度の市町村合併後は（H20年度を除き）微増傾向が続いていましたが、平成21年度からは大きく増加しました。その後は、震災復興による雇用改善に伴う就労自立等により、平成23年度をピークに平成24年度以降減少傾向が続いています。但し、減少幅は年々縮小しつつあり、現在は、平成17年度と比較すると約1.1倍以下になっています。

なお、福島県では平成27年度に増加傾向に転じています。

区分 年度	管内		福島県		全国	
	人員	指数	人員	指数	人員	指数
H17	369	100.0	14,697	100.0	1,475,838	100.0
H18	382	103.5	15,013	102.1	1,513,892	102.6
H19	390	105.7	15,192	103.4	1,543,321	104.6
H20	385	104.3	15,417	104.9	1,592,625	107.9
H21	446	116.8	16,857	114.7	1,827,652	123.8
H22	512	138.8	18,635	126.8	1,998,975	135.4
H23	520	140.9	18,569	126.3	2,091,902	141.7

H24	476	129.0	17,411	118.5	2,161,053	146.4
H25	425	115.2	16,892	114.9	2,168,008	146.9
H26	404	109.5	16,797	114.3	2,170,242	147.1
H27	385	104.3	16,883	114.9	2,163,394	146.6

\* 保護停止中を含む。



### (3) 保護率の状況

管内の保護率は、平成17年度の市町村合併後は（H20年度を除き）微増傾向が続いていましたが、平成21年度からは大きく増加しました。その後は、震災復興による雇用改善に伴う就労自立等により、平成23年度をピークに平成24年度以降減少傾向が続いています。但し、減少幅は年々縮小しつつあり、平成27年度は、途中保護率が下げ止まるかに見えた時期もあったのですが、最終的には減少傾向がストップすることはありませんでした。

なお、全国及び県全体と比較すると、管内の保護率はかなり低い水準にあります。

区分 年度	管内 ‰	福島県 ‰	全国 ‰
H17	3.8	7.0	11.6
H18	3.9	7.2	11.8
H19	4.0	7.3	12.1
H20	4.0	7.5	12.5
H21	4.7	8.3	14.3
H22	5.5	9.2	15.7
H23	5.7	9.3	16.3
H24	5.3	8.9	16.9
H25	4.8	8.7	17.0
H26	4.6	8.7	17.1
H27	4.4	8.9	17.1

\* 保護停止中を含む。

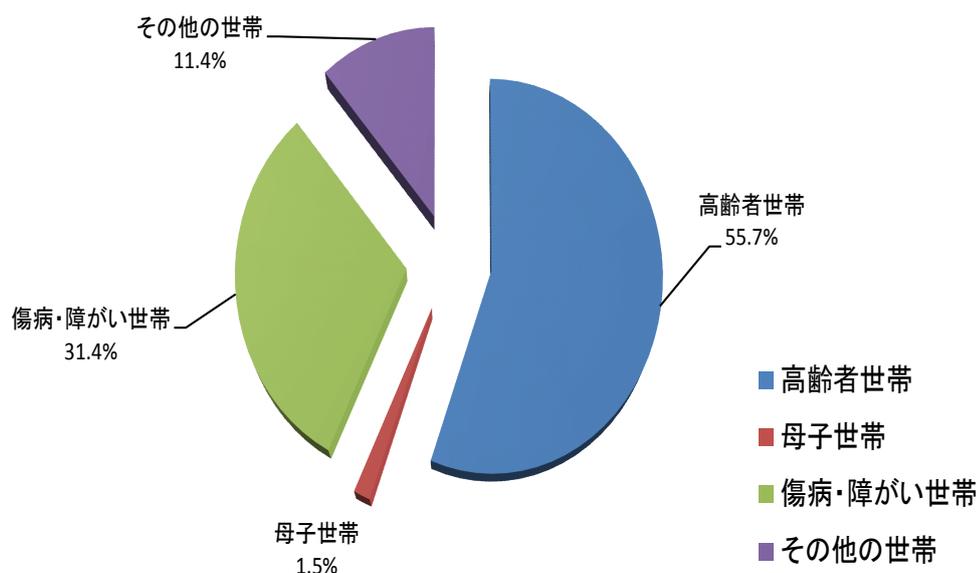
(4) 世帯類型別保護世帯の状況

管内を世帯類型別で見ると、高齢者や傷病・障がい世帯の割合が高くなっていますが、母子世帯の割合は県及び全国より小さくなっています。「その他の世帯」は、21年度以降は（H23年度を除き）増加傾向にありましたが、平成25年度からは減少傾向にあります。

区分 年度	被保護 世帯総数		高齢者世帯		母子世帯		傷病・障がい 者世帯		その他の世帯	
	世帯数	構成	世帯数	構成	世帯数	構成	世帯数	構成	世帯数	構成
H17	* 283	100	118	41.7	7	2.5	133	47.0	25	8.8
H18	295	100	133	44.9	7	2.4	129	43.6	27	9.1
H19	308	100	146	47.2	7	2.3	131	42.4	25	8.1
H20	312	100	157	50.3	7	2.2	127	40.7	22	7.1
H21	347	100	167	48.1	8	2.3	133	38.4	38	11.0
H22	388	100	182	46.9	14	3.6	143	36.6	50	12.9
H23	394	100	180	45.7	13	3.3	152	38.6	49	12.4
H24	374	100	179	47.9	12	3.2	119	31.8	64	17.1
H25	341	100	189	55.4	10	2.9	97	28.4	45	13.2
H26	332	100	179	53.9	8	2.4	106	31.9	39	11.7
H27	325	100	181	55.7	5	1.5	102	31.4	37	11.4
県H27	13,161	100	6,763	51.4	494	3.8	3,758	28.5	2,146	16.3
国H27	162,489	100	806,606	49.6	104,747	6.4	443,507	27.3	270,035	16.6

\* 保護停止中の世帯を除く（現に保護を受けている世帯）。

世帯類型別被保護者の状況(平成27年度)



(5) 扶助別被保護人員の状況

各扶助別の構成比をみると、生活、医療扶助は8割を超えています。住宅扶助、教育扶助の受給割合が県及び全国と比べ低いものの、高齢化の進展等により介護扶助及び医療扶助の受給割合は県及び全国を上回っています。

区分 年度	保護 人員	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助	
		人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成
H17	*369	302	81.8	171	46.3	20	5.4	43	11.7	324	87.8
H18	382	318	83.2	170	44.5	21	5.5	49	12.8	329	86.1
H22	512	450	87.9	297	58.0	39	5.8	77	15.0	406	79.3
H23	520	443	85.2	288	55.4	35	6.7	81	15.6	432	83.1
H24	476	387	81.3	261	54.8	26	5.5	79	16.6	426	89.5
H25	425	345	81.2	223	52.5	20	4.7	74	17.4	382	89.9
H26	404	327	80.9	214	53.0	18	4.5	78	19.3	365	90.3
H27	385	312	81.0	195	50.6	13	3.4	80	20.8	360	93.5
県H27	16,883	14,919	88.4	12,748	75.5	809	4.8	2,926	17.3	14,167	83.9
国H27	2163394	1933791	89.4	1845102	85.3	141733	6.6	336539	15.6	1773938	82.0

\* 保護停止中を含む。

(6) 保護開始・廃止世帯数の状況

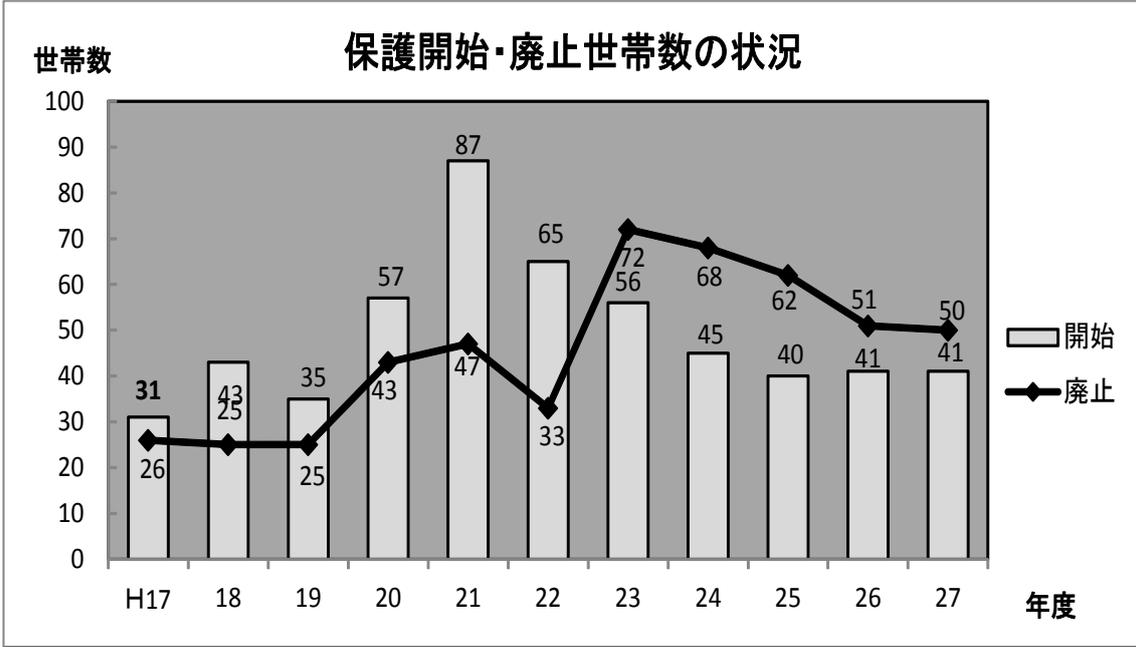
開始世帯数は、管内では平成24年度以降年間40件台が続いていますが、県内では平成25年度以降漸増傾向にあります。

廃止件世帯数は、平成24年度以降微かに減少していますが、県内ではほぼ同じ水準で推移しています。

(管内年度合計)

区分 年度	開始世帯数		廃止世帯数	
	管内	県	管内	県
H17	31	1,505	26	1,148
H18	43	1,539	25	1,214
H19	35	1,406	25	1,194
H20	57	1,797	43	1,341
H21	87	2,681	47	1,356
H22	65	2,562	33	1,415
H23	56	1,876	72	2,684
H24	45	1,519	68	1,684
H25	40	1,551	62	1,662
H26	46	1,752	51	1,670
H27	41	1,823	50	1,639

(葬祭扶助のみ開始・廃止を除く)



(7) 管内町村別の保護の状況 (平成28年3月分)

町村名	被保護 世帯数	被保護 人員	保 護 率 (%) (H28.4月 人口比)	保護の種類別(単位 ; 人)						昨年度 同時期 保護率 増減
				生活 扶助	住宅 扶助	教育 扶助	介護 扶助	医療 扶助	生業 扶助	
鏡石町	58	69	5.5	55	45	4	10	64	0	6.9 -1.4
天栄村	13	14	2.5	11	3	0	3	12	0	2.1 +0.4
石川町	72	84	5.4	68	47	3	15	77	1	4.7 +0.7
玉川村	17	23	3.4	19	10	1	6	21	1	4.7 -1.3
平田村	23	28	4.4	24	6	0	10	28	0	4.5 -0.1
浅川町	30	37	5.7	27	15	1	7	35	0	5.2 +0.5
古殿町	23	27	5.1	24	11	0	3	26	0	5.3 -0.2
三春町	40	42	2.3	33	24	0	12	38	0	2.3 -
小野町	51	61	5.9	51	34	4	14	59	3	6.4 -0.5
計	327	385	4.4	312	195	13	80	360	5	4.6 -0.2

\* 保護世帯数、人員には、停止中2ケースも含む。

## [生活困窮者自立支援事業]

### 1 業務の概況

(1) 生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、自立支援策の強化を図るため、自立相談支援及び住居確保給付金支給を行っています。

#### ① 自立相談支援事業

生活困窮者の抱えている様々な課題を評価・分析してニーズを把握、それに基づいて自立支援計画を策定、それに基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を実施する事業です。地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも視野に入れています。

#### ② 住居確保給付金支給

離職等により経済的に困窮し住居を失った又はその恐れがある者に対し、就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る事業です。

\*支給期間：原則3か月間

給付額：生活保護住宅扶助基準額上限

(2) 管内9町村においても、県の業務委託を受けて設立された自立相談支援機関（生活自立サポートセンター県中・県南事務所）を拠点にして事業実施に当たり、県中保健福祉事務所はそれを支援を展開する形で業務を行っています。

自立相談支援事業：本事業のPR、委託業務遂行状況の確認・指導、支援調整会議への出席・指導、生活保護との連携・調整  
住居確保給付金：支給審査、支給決定、支給事務

### 2 管内の状況

(1) 自立相談支援機関の活動と関係機関（町村担当課、県中保健福祉事務所、HW、民生委員等）との連携により、自立相談支援事業はかなり浸透して来ました。

新規相談受付実績（H27.4月～H28.3月分）：89件

プラン作成実績（H27.4月～H28.3月分）：22件

(2) しかし、生活困窮者からの相談が殆どない町村も複数残っており、それらの町村においてどの様にして利用促進を図って行くかが今後の課題です。

(3) 支援プランの検討・評価等を行う支援調整会議（町村別に開催）は回を追って内容が充実しつつあり、町村内の関係機関相互の協力体制が構築が進んだ町村も出てきました。

支援調整会議（H27.4月～H28.2月）：9回開催

(4) 県中保健福祉事務所と自立支援相談機関はこれまで円滑な協力関係にあり、今後も生活困窮者が生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の狭間から落ちこぼれることのないようシームレスな対応を心懸けて参ります。

(5) 住居確保給付金はこれまで利用が進んでいませんが、今後は自立相談支援等の機会を捉えて制度を積極的に紹介して利用促進を図っていく予定です。

### 第3 健康増進課の業務

#### 1 健康づくりの推進

県民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を基本目標として策定された「第二次健康ふくしま21計画」に基づき、県民健康づくり運動の総合的推進を図っていきます。

特に、働き盛りの世代を中心とした生活習慣病を予防するため、地域保健と職域保健が連携した対策を推進する必要があります。また、生活習慣の改善につながる健康情報の提供や、飲食店や給食施設等、食を提供する施設における食環境の整備を進めていくことが重要となっています。

##### (1) 地域・職域連携推進事業

「第二次健康ふくしま21計画」の目標を達成するため、平成25年度に作成した5か年計画に基づき、地域保健と職域保健の連携による健康づくり事業を推進しています。特に県中圏域の重要な健康課題である高血圧対策として、減塩及びたばこ対策（禁煙・受動喫煙防止対策）をメインテーマに掲げ、取り組んでいます。

ア 地域保健と職域保健の連携推進のための検討

・ 県中圏域地域・職域連携協議会の開催 2回

イ 定期健康情報「健康はなまるだより」の発行 3回

ウ 事業主向け講習会の開催 1回

期日・場所：平成27年11月12日 県中保健福祉事務所

参加者：県中圏域事業所の事業主等 41名

内容：①報告「県民の健康の現状について」

「みんなで減塩、健康ライフに向けて」

②講演「事業所におけるたばこ対策」

エ 事業所における出前講座「健康はなまる講座」の開催 7回

オ 県中圏域地域・職域連携協議会構成機関の会議等での情報提供 3回

カ キャッチコピー「みんなで減塩、健康ライフ」の普及

##### (2) 喫煙対策（受動喫煙防止）事業

喫煙は、各種がんや循環器疾患・呼吸器疾患等様々な疾病の誘因の一つとなります。中でも、非喫煙者にとっての受動喫煙や未成年者の喫煙は、特に健康に悪影響を及ぼします。

このため、禁煙対策、分煙対策、防煙対策を推進しています。

ア 「世界禁煙デー及び禁煙週間」

(ア) 世界禁煙デー街頭キャンペーンの実施 1か所

(イ) 当所作成チラシの配布 13か所

(ウ) 禁煙週間ポスターの掲示 15か所

(エ) ホームページへの情報掲載

(オ) 禁煙相談

イ 禁煙の害及び受動喫煙防止対策についての普及啓発

県中圏域地域・職域連携推進事業での情報提供 3回

ウ 受動喫煙防止対策推進事業（創意事業）

管内の事業所等に通知し、調査申込みのあった4か所で喫煙所内外の空気環境測定を行い、測定結果に基づき、効果的な受動喫煙防止対策について指導助言を実施しました。

エ 禁煙相談の実施

（ア）相談件数

電話相談 : 2件

（イ）ホームページへの掲載

(3) 「健康長寿」啓発活動事業

がんを含む生活習慣病を予防するため、「みんなで減塩、健康ライフ」というキャッチフレーズを掲げ、さらに啓発用マグネットを作成・配布し、地域住民への高血圧予防の普及啓発を行っています。

・「みんなで減塩、健康ライフ」のマグネットの配布 241枚

(4) 市町村健康づくり推進協議会への出席

市町村が設置する健康づくり推進協議会において、健康づくり対策についての助言をしています。

・出席回数：延12回（9市町村）

(5) 食育推進支援事業

ア 「ふくしまのおいしい『食』で元気になろう食育プロジェクト」

平成27年度「ふくしまのおいしい『食』で元気になろうワークショップ」

「災害時の栄養・食生活支援に関する市町村実態調査」結果から見えてきた課題を共有し、災害時の栄養・食生活支援体制の整備についてワークショップを実施しました。

開催期日：平成27年9月2日（水）

参加者：県中管内市町村栄養担当者

内容：テーマ1「市町村における災害時の栄養・食生活支援体制の現状」  
テーマ2「県中管内における災害時の栄養・食生活支援体制の整備に必要なこと」

イ 食育月間の取組み

「うつくしま健康応援店健康情報だより」及び「はなまるだより」へ記事を掲載し周知を図っています。

また、特定給食施設等へ当所作成のチラシを送付し、HPにも掲載しました。

(6) 食環境整備推進事業

ア ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業

食育推進の観点から保健福祉事務所・農林事務所・教育事務所等関係機関が連携し、家庭・学校・地域が一体となって地域における食育推進体制を構築し、「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備を推進しています。

（ア）県中圏域子ども食を考えるネットワーク会議ワーキング部会

開催期日：第1回平成27年10月29日（木）

第2回平成27年12月3日（木）

出席者：第1回14名

第2回13名

内 容：リーフレット「健やかな『けんちゅうキッズ』を育むために」(案)  
の作成

(イ) 県中圏域子どもの食を考えるネットワーク会議

○県中圏域子どもの食を考えるネットワーク会議の開催

開催期日：平成28年2月23日(火)

出席者：30名

内 容：①「ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備  
事業」取組状況について

②平成27年度各構成機関の食育推進事業等における活動状況に  
ついて

③リーフレット「健やかな『けんちゅうキッズ』を育むために」  
について

④情報提供「地域連携による食育で子どもたちを元気と笑顔に」

⑤平成28年度事業計画(案)について

○リーフレット「健やかな『けんちゅうキッズ』を育むために」3,000部作成

(ウ) 県中管内保育所を対象とした食の指導者育成研修会

開催期日：平成27年11月26日

参加人数：22施設 27名

内 容：①講義・グループワーク「家庭向けおたより・ポスター等を通し  
た情報発信～ヘルスリテラシーの手法を用いて～」

②情報提供「食育に関するアンケート集計結果について」

「食育に関する参考資料について」

「食物アレルギーについて」

「地域の子育て食環境支援事業の運営調整について」

(エ) 地域の子育て食環境支援事業の運営調整・指導助言

県中管内の保育所、幼稚園、認定こども園等に本事業の周知を図っています。

(オ) 福島県食育応援企業等におけるスリムアップイベントの実施

○酪王乳業(株)

開催期日：平成27年9月27日(日)

場 所：酪王乳業(株)大槻工場

参加者：423名

内 容：体験型の食育ブースを5つ設置し、スタンプラリー形式で実施。

スタッフ：県中保健福祉事務所職員2名、福島県栄養士会 栄養士6名

○東部ガス(株)

開催期日：平成27年10月24日(土)

場 所：東部ガス(株)

参加者：150名

内 容：体験型の食育ブースを3つ設置し実施。

スタッフ：県中保健福祉事務所職員1名、福島県栄養士会 栄養士3名

イ 健康ふくしま21推進食環境整備事業

飲食店等に対し、個人が望ましい食生活を選択し実践できるよう、メニューの栄養成分表示や健康に配慮した食事の提供に取り組んでもらうことで、安心して外食

を楽しむことのできる食の環境整備を図るため、市町村、食生活改善推進員等の協力を得ながら事業を実施しています。

(ア)事業の周知・普及と応援店の広報について

a 所ホームページによる事業の周知

b 「うつくしま健康応援店だより」の発行 2回 延207店舗

(イ)うつくしま健康応援店の登録

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
店舗数(累計)	87	91	95	99	100	110	
内 訳	新規	7	8	5	5	3	12
	取消等	1	4	1	1	2	2

(ウ) うつくしま健康応援店実態調査

調査実施店舗数：3店舗

(26年度中に実施できなかった店舗の実態調査を実施)

(エ) 情報提供・相談 34 件

(7) 特定給食施設等管理事業

健康増進法に基づき、給食を通して喫食者の健康増進を図ることを目的に、巡回指導及び講習会を実施しています。

ア 給食施設数及び栄養士配置状況

区分	平成26年度			平成27年度		
	給食施設数	栄養士配置施設数(配置率)	県内栄養士配置率(%)	給食施設数	栄養士配置施設数(配置率)	県内栄養士配置率(%)
特定給食施設	89	73(82.0%)	81.6	92	73(79.3%)	
小規模特定給食施設	95	57(60.0%)	54.8	92	52(56.5%)	
合 計	184	130(70.7%)	68.2	184	125(67.9%)	

\* 特定給食施設：1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

小規模特定給食施設：1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設

イ 巡回指導・書面指導による給食施設の状況(評価)

喫食者の健康の維持・増進のため、特定給食施設等において、栄養管理基準に基づく適正な食事が提供されているかを、栄養管理点検票により評価しています。

また、健康に配慮した食事の提供と食品安全対策についても評価し、毎年度の推移を確認しています。

(平成27年度)

施設の種類	施設数	実施設数	指導率(%)	総合評価			食品安全対策			健康に配慮した食事の提供		
				A	B	C	A	B	C	A	B	C
学 校	46	6	13.0	6	0	0	6	0	0	6	0	0
病 院	11	11	100.0	11	0	0	11	0	0	11	0	0
介護老人保健施設	9	1	11.1	1	0	0	1	0	0	1	0	0
老人福祉施設	42	5	11.9	3	2	0	3	2	0	2	2	1
児童福祉施設	46	5	10.9	5	0	0	5	0	0	5	0	0
社会福祉施設	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事 業 所	16	14	87.5	12	2	0	12	2	0	10	3	1

寄 宿 舎	4	3	75.0	1	0	2	1	0	2	1	0	2
一般給食センター	2	2	100.0	2	0	0	2	0	0	1	1	0
そ の 他	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	184	47	97.3	41	4	2	40	5	2	37	6	4
改善 状況	平成27年度評価 (%)			87.2	8.5	4.3	85.1	10.6	4.3	78.7	12.8	8.5
	平成26年度評価 (%)			95.5	4.5	0.0	97.2	2.8	0.0	93.9	5.6	0.5
	平成25年度評価 (%)			94.8	4.6	0.6	97.1	2.9	0.0	91.4	6.9	1.7

(評価の判定) A : おおむね良好 B : 少し改善が必要

C : 早急に改善するために保健所の指導が必要

ウ 講習会・個別相談件数

- ・ 特定給食施設等講習会 4回 126施設 延160名
- ・ 個別相談 76件

(8) 国民健康・栄養調査

実施無し

(9) 市町村栄養改善事業

ア 管内市町村栄養・食生活事業担当者会議の開催

1回 7市町村 14名

イ 「災害時の栄養・食生活支援に関する市町村実態調査」結果から見えてきた課題についての検討会

1回 7市町村 10名

(10) 災害時における栄養・食生活支援

ア 今年3月に策定した「福島県災害時健康支援活動マニュアル」について特定給食施設等講習会で説明を実施

イ 「災害時の栄養・食生活支援に関する市町村実態調査」結果から見えてきた課題についての検討

(11) 地域の栄養サポート体制整備支援事業

県中地域において優先すべき健康課題である「心疾患」及び「脳血管疾患」の発症予防及び重症化予防を目的に、3か年で「心疾患及び脳血管疾患対策」に向けた栄養に関する要因分析と効果な取組を検討・実施します。

県中地域の栄養サポート体制整備支援検討会

開催期日：平成28年3月10日(木)

参加人数：県中管内11医療機関管理栄養士等及び管内市町村栄養担当者 25名

内 容：「県中地域の健康課題の要因の特定」のための講義及びグループワーク

(12) 地区組織（食生活改善推進員）育成支援事業

当管内市町村における食生活改善推進員の組織はボランティア化が進み、自主性のある組織運営が求められていることから、市町村を通して会員増、組織強化に向けた支援を行っています。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
会員数	397名	359名	372名	365名	367名

- ・ 研修会 1回 60名

(13) その他の事業

ア 特別用途食品許可事務及び栄養表示基準制度等普及啓発事業

特別用途食品の申請事務指導、栄養表示に関する指導及び誇大広告防止に関する指導を随時行っています。

指導、相談等 9業者6食品24回

イ 栄養指導事業

個別 3名、 集団 6回 170名

ウ 栄養士・管理栄養士免許申請等事務

申請等 42件、相談等 延 26名

## 2 歯科保健対策の推進

地域住民が歯の健康を保ち、生涯自分の歯で食べる楽しみを持つなどの質の高い生活を送るためには、ライフステージに応じ、具体的な目標を掲げた歯科保健計画を立て、関係機関との連携のもと、推進していく必要があります。

(1) ヘル歯ケア推進事業

口腔のケアの自立と介護者による援助を支援するため、口腔保健指導の必要な在宅療養児者及び障がい児者施設の入所者、職員等に対し、口腔のケアの助言指導を行っています。

口腔保健指導実施状況（平成27年度）

○ 在宅療養者

訪問指導実施者数（延べ）		
難病患者	心身障がい児・者	その他
0名	1名	1名

○ 施設入所者・通所者

訪問回数		指導実施者数	
実	延べ	実	延べ
5施設	8回	91名	93名

(2) 市町村歯科保健強化推進事業

地域特性に応じた支援体制の構築を図り、市町村における歯科保健対策の充実を図ることができるよう支援を行っています。

市町村歯科保健強化推進検討会の開催 1回 18名

(3) 地域歯科保健活動推進事業

歯科・口腔に関する地域住民の健康の保持及び増進を推進することを目的に事業を行っています。

ア 市町村への技術的支援の実施 9回

イ 市町村への助言、情報提供等の実施 25回

ウ 歯科健康教育の実施 10回 685名

(4) 幼児う蝕予防対策推進事業

1歳6ヵ月児健康診査後に、う蝕ハイリスク児等へのフォローアップ事業を実施していない市町村に対して、乳歯う蝕の予防を目的にフォローアップ事業及び検討会を行っています。

・幼児う蝕予防対策フォローアップ事業 6回 156名

・幼児う蝕予防対策検討会 1回 8名

(5) 歯科保健思想の普及啓発

- ア 歯と口の健康週間の周知
- イ 歯っぴいライフ8020運動の周知

### 3 原爆被爆者対策の推進

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、各種手当等の支給を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図っています。

(1) 被爆者健康手帳所持者 7名（平成28年3月末日現在）

(2) 原子爆弾被爆者健康診断

定期健康診断は年2回（6月、11月）、がん検診は年1回（11月）実施しています。

- ア 原子爆弾被爆者健康診断実施人数
  - 平成27年 6月 一般検査 1名
  - 平成27年11月 一般検査 1名、がん検診 0名
- イ 被爆二世健康診断実施人数
  - 平成28年 1月 2名

(3) 原子爆弾被爆者各種手当支給 (平成27年度)

手当の種類	支給要件	人数
健康管理手当	造血機能障害等の11障害を伴う疾病にかかっている被爆者に支給。	5名
葬祭料	被爆者が死亡した時、葬祭を行う方に支給。	0名

### 4 難病対策の推進

(1) 特定疾患治療研究事業及び難病法に基づく新たな医療費助成制度

特定疾患治療研究事業は、原因が不明で治療方針が未確立であり、かつ、生活面への長期にわたる支障がある56疾患を対象としていましたが、平成27年1月1日より難病の患者に対する医療等に関する法律が施行されたことに伴い（5疾病を残して）、新たな医療費助成制度（特定医療費支給認定）に移行し、対象疾病（指定難病）数も110から平成27年7月1日より306に増えています。

ア 特定疾患治療研究事業及び特定医療費支給認定の対象患者承認数（P83参照）

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
承認者数	1,397	1,379	1,386	1,467	1,451	1,544

イ 指定医療機関と指定医

指定難病の患者に医療を提供する医療機関（薬局、訪問看護ステーション含む）や臨床調査個人票を作成する医師は、予め申請により都道府県の指定を受けることとなりました。

(ア) 指定医療機関の申請（累積件数）

申請件数：169件（病院又は診療所88件、薬局70件、訪問看護ステーション11件）

(イ) 指定医の申請（累積件数）

申請件数：118件

(2) 難病在宅療養者支援体制整備事業

長期療養を続ける在宅難病患者の日常生活動作（ADL）の程度や病態等に応じた保健・医療・福祉サービスの提供等の適切な支援を行うことにより、患者及び家族の生活の質の向上を図っています。

ア 難病患者地域支援連絡調整事業

(ア) 難病患者地域支援連絡会議

《 開催状況 》

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
回 数	1	1	0	1
参集者数	44	28		50

(イ) 難病患者在宅ケア調整会議

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実2件、延2件	0件	0件	0件
対象疾患：神経系疾患			

当所の難病患者ケア調整会議は開催せず、関係者打ち合わせや介護保険法に基づくサービス担当者会議で検討を行っています。

・他機関が主催する地域ケア会議への出席 : 出席回数2回

イ 相談指導事業

電話、来所相談、家庭訪問等により、療養生活に関するサービス等の情報提供を随時行い、療養生活を支援しています。

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
家庭訪問件数	56	51	15	9
来所相談件数	1,958	2,240	2,915	3,249
電話相談件数	892	815	2,201	2,288

ウ 医療相談事業

神経難病の疾患を中心に、患者や家族に対して、難病に関する専門医師等による医療及び療養生活に係る相談や助言等を行い、疾病に対する不安の軽減や患者・家族の交流を深めることを目的に実施しています。

《平成27年度実施状況》

膠原病のうち結合組織病の患者・家族等の疾病等に対する不安の軽減や生活の質の向上を図ることを目的に実施しています。

対象疾病：高安動脈炎、巨細胞性動脈炎、結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、原発性抗リン脂質抗体症候群、全身性エリテマトーデス、皮膚筋炎・多発性筋炎、全身性強皮症、混合性結合組織病、シェーグレン症候群、I g G4関連疾患

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
開 催 回 数	3回	3回	1回
出 席 者	患者等 28名 関係者 38名	患者等 51名 関係者 25名	患者等 24名 関係者 0名

エ 訪問診療事業

理学療法士が患者宅を訪問し、患者や家族の相談を行っています。

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施回数	1	0	0
件 数	2	0	0

オ 難病患者支援職員研修会の開催

難病患者の支援関係職員が脊髄小脳変性症・多系統萎縮症についての理解を深め、日常の業務で直面する課題を踏まえた適切な支援ができるよう資質の向上を図るとともに、地域における支援体制整備の一助とすることを目的に開催しています。

・開催回数 1回 参加者数 50名

(3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

人工呼吸器を使用している難病患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施しています。

年 度	患者数	訪問看護ステーション数	訪問看護の回数
平成23年度	2	4	285
平成24年度	4	5	336
平成25年度	4	5	344
平成26年度	2	5	307
平成27年度	2	5	277

(4) 在宅重症難病患者一時入院事業（平成25年度開始事業）

在宅重症難病患者の介護の負担軽減を図るため、家族等の休息（レスパイト）又は、事故等の理由により、在宅での介護が一時的に困難になった患者を一時入院させ、患者の安定した療養生活の確保とその介護者の福祉の向上を図ることを目的に実施しています。

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利 用 患 者 数	2名	0名	0名
管内の契約医療機関数	3病院	3病院	2病院

## V 生活衛生部の業務

### 第 1 医療薬事課の業務

#### 第1-1 医事薬事チームの業務

#### 1 医 務

高度化・多様化するニーズに応じた良質な医療サービスを県民が必要なときに適切に受けられる体制の確立を目指し、医療体制の整備、医療施設の監視・指導、許認可等を実施しています。

##### (1) 医療施設

(平成28年3月31日現在)

区分 市町村	病 院						診 療 所			歯 科 診 療 所	施 術 所	歯 科 技 工 所	助 産 所
	施 設 数	病 床 数					有 床		無床 施 設 数				
		精神	結核	感染症	療養	一般	施 設 数	病 床 数 一般 療養					
須賀川市	7	215		6	206	707	4	54		55	36	54	15
田 村 市	1					32	5	59	15	18	16	33	9
鏡石町										11	3	12	3
天栄村										4	2	2	2
岩瀬郡										15	5	14	5
石川町							1	8		10	8	15	3
玉川村										4	2	6	1
平田村	1				112	30				3	3	1	
浅川町										3	2	4	1
古殿町										2	2	1	
石川郡	1				112	30	1	8		22	17	27	5
三春町	1					86	1	19		11	6	16	2
小野町	1				59	60	2	36		6	4	8	2
田村郡	2				59	146	3	55		17	10	24	4
管内計	11	215		6	377	915	13	176	15	127	84	152	38

※ 施術所数：出張専門は含まず。

助産所数：同上

##### (2) 医療従事者数（総務企画課担当）

(平成26年12月31日現在)

区分 市郡名	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯 科 技 工 士	歯 科 衛 生 士
須賀川市	122	47	119	36	26	727	315	44	14
田 村 市	29	18	36	19	0	60	107	22	9
岩 瀬 郡	12	7	15	10	0	22	26	1	33
石 川 郡	22	27	42	22	0	83	121	14	5
田 村 郡	28	510	28	14	0	130	95	17	8
管 内 計	213	109	228	101	26	1026	664	98	73

##### (3) 医療従事関係者・免許申請手続きについて

厚生労働大臣、都道府県知事の免許申請等の手続きを行っています。

##### ア 厚生労働大臣

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士

イ 都道府県知事

准看護師

※次に掲げる免許は、厚生労働大臣指定登録機関が申請窓口です。

歯科衛生士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、  
柔道整復師、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、歯科技工士

(4) 医療監視実施状況

関係法令に適合しているか立入検査を実施し、適正な医療が提供されるよう指導しています。

(平成27年度)

病 院	診 療 所		施術所	歯科技工所	合 計
	一 般	歯 科			
11	38	21	9	2	81

2 救急医療 (県中地域保健医療圏：郡山市含む) (平成28年3月31日現在)

救急患者の症状に適切に対応できるよう初期救急から第三次救急までの体系的な救急医療体制を整備しています。

(1) 初期体制 (第一次) (入院を必要としない軽症者に対するもの)

ア 休日・夜間急患センター

名 称	所 在 地	開 設 者
郡山市休日・夜間急病センター	郡 山 市	郡山市
須賀川地方休日夜間急病診療所	須賀川市	須賀川地方保健環境組合
田村地方夜間診療所	田 村 市	田村市

イ 在宅当番医制

地 域 名	実施主体
郡 山 市	郡山医師会
田村市・田村郡	田村医師会
石 川 郡	石川郡医師会

(2) 第二次体制 (入院を必要とする中等症・重症患者に対するもの)

ア 病院群輪番制

地 域 名	市 郡 名	参加病院数	参 加 病 院 名
郡 山	郡 山 市	6	今泉西病院・太田熱海病院・太田西ノ内病院 寿泉堂総合病院・総合南東北病院・星総合病院
	田 村 市		
	田 村 郡		
須賀川	須賀川市 岩 瀬 郡	3	池田記念病院・公立岩瀬病院・須賀川病院

イ 救急病院

市 郡 名	病 院 数	病 院 名
郡 山 市	7	今泉西病院・太田熱海病院・太田西ノ内病院 桑野協立病院・寿泉堂綜合病院・綜合南東北病院 星綜合病院
須賀川市 石川郡	4	公立岩瀬病院・独立行政法人国立病院機構福島病院 須賀川病院・ひらた中央病院

ウ 救急協力病院（診療所）

市 郡 名	医療機関数	医 療 機 関 名
郡 山 市	1	佐藤胃腸科外科病院
田村市・田村郡	2	町立三春病院・大方病院

(3) 第三次体制（生命の危機が切迫している重篤患者に対するもの）

救命救急センター

（財）太田綜合病院附属太田西ノ内病院（郡山市西ノ内二丁目5-20）

3 薬 事

(1) 薬事関係営業

薬事法に基づき、保健衛生の向上を図るため、医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器について、監視・指導を実施しています。

ア 薬事関係営業業者数

（平成28年3月31日現在）

区分	薬 局	医 薬 品						医 薬 部 外 品		化 粧 品		医 療 機 器					体 外 診 断 用 医 薬 品		販 再 生 医 療 等 製 業 品	
		製 造 販 売 業		製 造 業		卸 売 業	店 舗 販 売 業	配 置 販 売 業	製 造 販 売 業	製 造 業	製 造 販 売 業	製 造 業	製 造 販 売 業	製 造 業	修 理 業	販 高 度 管 理 与 業 器	販 管 理 ・ 医 療 与 業 器	製 造 販 売 業		製 造 業
		医 薬 品	薬 局	医 薬 品	薬 局															
市町村																				
郡 山 市	1	6	84	20				2	6	15	53						1	1	3	
須賀川市	32	5	3	5	1	10	4	1	2	1	3	2	35	167				1		
田村市	14					9	5	1	2	1	2		7	66						
鏡石町	4	2	1	2	1	3							3	24						
天栄村	2					1					2		1	5						
石川町	7	2		2		6			1	1	1	1	5	65						
玉川村	2					2						1		13						
平田村	1					2							2	7						
浅川町	2					2					1	1	1	15						
古殿町	1					2							1	10						
三春町	5					0							3	34						
小野町	2					2	1						2	38						
合 計	72	1	9	10	9	86	39	30	0	2	1	7	10	25	55	60	444	1	2	3

イ 薬局・医薬品等販売業等の許可等事務処理件数

(平成27年度)

区 分	新規	更新	書換 交付	再交 付	変更 届	休廃止 等 届	届出済 証交付	販売先 変 更	承 認	配 置 従事届
薬 局	3	18	2		250	2				
(薬局)医薬品製造販売業		1								
薬局製造販売医薬品製造業		1								
一 般 販 売 業										
卸 売 販 売 業	3	7	3		59	8				
薬 種 商										
特 例 販 売 業										
店 舗 販 売 業	3	6			65	2				
配 置 販 売 業		2			3	3				
配置身分証明書	12	46	17			25				118
高度管理機器販売業	5	3			22	3				
管理医療機器販売業	157				18	12				
合 計	183	84	22	0	417	55	0	0	0	118

ウ 医薬品等製造業等の許可等事務処理件数

(平成27年度)

区 分	新規	更新	区分 追加	区分 変更	書換 交付	変更 届	休廃 止届
医薬品製造販売業							
医薬品製造業						20	
医薬部外品製造販売業							
医薬部外品製造業		1				8	
化粧品製造販売業							
化粧品製造業		2	1			11	
医療機器製造販売業	1	1				2	1
医療機器製造業	5	1				3	
医療機器修理業	5	8	2		2	24	2
体外診断用医薬品製造販売業						3	
体外診断用医薬品製造業						3	
合 計	11	13	3		2	74	3

(2) 医薬分業

医薬分業の推進を図り、医薬品の適正で安全な使用と医療の質の向上を目指しています。

処方せんの発行及び応需状況

年 度	応需枚数	応需薬局数	発行医療機関数	処方せん受け取り率
平成17年	2,719,415	165	205	51.7
平成18年	2,808,986	180	238	54.3
平成19年	2,927,405	181	249	55.9
平成20年	2,949,488	187	267	56.8
平成21年	2,942,933	180	277	58.3
平成22年	3,071,842	186	302	60.9
平成23年	3,136,955	187	325	63.7
平成24年	3,323,563	193	286	64.0
平成25年	3,205,681	199	286	68.3
平成26年	3,170,494	199	270	67.4
平成27年	3,274,993	202	286	

(3) 血液確保

安全な輸血用血液を確保するため、献血の必要性について普及啓発に努めるとともに、事業所訪問や街頭献血キャンペーン等を実施し、血液の確保を支援しています。

また、骨髄バンクに対する県民への普及啓発を推進するとともに、献血併行型骨髄ドナー登録会を開催し、登録者の確保に取り組んでいます。

ア 献血実績

区 分	献 血 者 数 (人)				赤血球 換算数	達成率 (%)	
	200mL	400mL	成 分	計		献血者数	赤血球換算数
平成16年	2,411	3,166	393	5,970	-	73.9	-
平成17年	2,224	3,648	139	6,011	-	97.3	-
平成18年	2,035	3,848	-	5,883	-	95.3	-
平成19年	1,469	4,344	-	5,813	10,157	96.2	96.8
平成20年	1,520	4,644	-	6,164	10,808	101.7	98.8
平成21年	1,410	4,324	-	5,734	10,058	95.1	91.1
平成22年	1,493	4,954	-	6,447	11,401	98.0	95.1
平成23年	1,387	4,403	-	5,790	10,193	84.6	82.0
平成24年	1,549	4,927	-	6,476	11,403	96.9	94.3
平成25年	1,125	5,099	-	6,224	11,323	96.1	97.0
平成26年	647	4,544	-	5,191	9,735	-	84.1
平成27年	323	4,488	-	4,811	9,299	-	89.1

※平成26年度に指標が「献血者数」から「献血量」へ変更となった。

イ 愛の血液街頭献血キャンペーンの実施

(ア) 平成27年7月10日 (金)

リオン・ドール船引店、田村市役所

献血者数：97人

(イ) 平成27年7月25日 (日)

イオンタウン須賀川、メガステージ須賀川

献血者数：78人

ウ 市町村別献血実績 (平成27年度)

区 分		須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村
献 血 者	400ml 献血者数(人)	1,782	852	323	91	226	143
	200ml 献血者数(人)	127	41	27	12	34	13
	計	1,909	893	350	103	260	156
献血量(L) (A)		738.2	349.0	134.6	38.8	97.2	59.8
目標量(L) (B)		843.8	365.8	130.4	58.2	164.6	70.8
達成率(%) (A)/(B)		87.5	95.4	103.4	66.7	59.1	84.5
献血車1稼働当たり献血者数		34.3	37.2	35.0	25.8	29.9	31.2

区 分		平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町
献 血 者	400ml 献血者数(人)	110	189	157	370	245
	200ml 献血者数(人)	6	8	16	17	22
	計	116	197	173	387	267
献血量(L) (A)		45.2	77.2	66.0	151.4	102.4
目標量(L) (B)		64.6	64.6	51.8	172.6	100.8
達成率(%) (A)/(B)		70.0	119.5	127.4	87.7	101.6
献血車1稼働当たり献血者数		29.0	39.4	43.3	33.7	33.4

(4) 骨髄バンクドナー登録（平成27年度）

・受付件数：133名

4 毒物劇物

毒物及び劇物取締法に基づき、保健衛生上の危害を防止するため、製造業者、販売業者及び業務上毒物劇物を取扱う業者等の監視・指導を実施しています。

(1) 毒物劇物営業者数 (平成28年3月31日現在)

区分 市町村	製造業	輸入業	販 売 業			業務上取扱者			特定毒物 研究者
			一 般	農 業 用 品 目	特 定 品 目	電 気 メ ツ キ 業	金 属 熱 処 理 業	運 送 業	
郡山市	10	1	-	-	-	-	-	-	5
須賀川市		1	12	25	2	3	2		1
田村市			5	21					
鏡石町	1		3	1					
天栄村				2					
石川町			5	6					
玉川村			1	3					
平田村			2	1					
浅川町			2	2		1			
古殿町			1	2					
三春町	1		5	5					
小野町	1		2	4					
合 計	13	2	38	72	2	4	2		6

(2) 販売業者の登録等の処理件数 (平成27年度)

区 分	新 規	登録更新	登録票		変更届	責任者 変更届	廃 止
			書換交付	再交付			
販 一 般	3	7	1		4	2	2
売 農 業 用 品 目	20	10	13		29	10	14
業 特 定 品 目							
特定毒物使用者					2		4
特定毒物研究者	3		2		2		1
合 計	26	17	16	0	37	12	21

5 麻薬・覚せい剤・大麻・向精神薬

麻薬向精神薬取締法等関係法令に基づき指導取締を行っています。

(1) 麻薬取扱者数 (平成28年1月1日現在)

麻薬卸 売業者	麻薬小 売業者	麻薬施用者		獣医師	麻薬管 理者	麻薬 研究者	特定麻薬等原料 卸小売業者	合計
		医 師	歯科医師					
4	174	899	45	27	79	3	14	1,245

## (2) 免許申請等事務処理件数

(平成27年度)

区 分		新 規	書換交付	再交付	変 更	廃 止
麻 薬	卸 売 業 者					
	小 売 業 者	11	7	1		6
	施 用 者	105	295			61
	管 理 者	11	1			4
	研 究 者					2
	特定麻薬等原料卸・小売業者					
覚 せ い 剤	施 用 者					
	研 究 者					
	原 料 取 扱 者	1			1	
	原 料 研 究 者					1
大 麻 取 扱 者		6				
向 精 神	製 造 製 剤 業 者					
	試 験 研 究 者		1	1	1	
	卸 業 者					
合 計		134	304	2	2	74

## (3) 不正栽培けし抜去本数

6,787本

(平成27年度)

## 6 薬物乱用防止事業

麻薬・覚せい剤等の薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師等からなる地区薬物乱用防止指導員協議会を中心に中・高・大学生のヤングボランティアの協力を得て啓発活動を実施しています。

また、平成27年度は、高校生が自らの目線で同世代の若者等に対して危険ドラッグ等の薬物乱用の恐ろしさを訴え、薬物乱用防止を推進することを目的に事業を実施しました。

## (1) 626 ヤング街頭キャンペーン（4地区で実施）

郡山地区：ザ・モール郡山店      須賀川地区：イオンタウン須賀川

田村地区：メガステージ田村、リオン・ドール船引店

石川地区：県立石川高校前、学校法人石川高校前、県立小野高校平田校

## (2) 薬物乱用防止教室

小学校数：2校（参加児童数：87名）      中学校数：5校（参加生徒数：285名）

高等学校数：1校（参加生徒数：286名）

## (3) 危険ドラッグ等撲滅啓発事業

研修会の実施、県政ラジオでの呼びかけ、啓発資材の作成、街頭キャンペーンの実施

## 第1-2 感染症予防チームの業務

### 1 感染症・感染症患者の発生状況

感染症対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）、福島県感染症予防計画及び福島県感染症対策マニュアルに基づき実施しています。

感染症法第6条に規定されている感染症は、発生動向を踏まえ随時改正されており、主な改正は次のとおりです。

- ・平成18年：結核が二類感染症に位置付けられ、これにより結核予防法が廃止。
- ・平成20年：鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加、感染症の類型に新型インフルエンザ等感染症を新設。
- ・平成23年：チングニア熱を四類感染症に、薬剤耐性アシネトバクター感染症を五類感染症（定点把握）に追加。
- ・平成25年：重症熱性血小板減少症候群（SFTS）を四類感染症に追加。
- ・平成27年1月：中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザ（H7N9）が二類感染症に追加。
- ・平成28年2月：ジカウイルス感染症を四類感染症に追加。

また、平成26年8月には、四類感染症のデング熱が約70年ぶりに国内発生し、東京都近郊で流行したほか、西アフリカでのエボラ出血熱の流行等に伴い、国内における新興・再興感染症への対策強化が求められています。

なお、管内の平成27年（1月～12月）の感染症発生届出状況及び定点医療機関からの届出状況は下記のとおりです。

感染症分類	一～五類感染症（全数把握）*（平成27年）				定点把握（平成27年）	
	二類	三類	四類	五類	五類感染症	
疾病名	結核	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症	つが虫病 レジオネラ症 E型肝炎	侵襲性肺炎球菌感染症 カルバペネム耐性腸内細菌感染症	(週報) 小児科定点(6か所) 5,387件 インフルエンザ <sup>※</sup> 定点 (10か所) 1,599件 眼科定点(1か所)	(月報) 性感染症 (2か所) 44件
届出件数	25件 (LTBI 8件含む)	11件	12件	4件	26件	

\* 診断をした医師の所属する医療機関の最寄りの保健所に届出をすることとなっていますが、結核については患者の住所地の保健所において届出の受理をしています。

### 2 予防接種実施状況（定期）

予防接種は、予防接種法に基づき伝染の恐れのある疾病の発生、まん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として実施されており、定期予防接種は市町村長が行うこととされています。

平成25年4月1日に予防接種法の改正があり、定期予防接種はA類・B類に類型化され、平成26年10月1日からは水痘ワクチン及び高齢者の肺炎球菌ワクチンが定期接種（A類）

に追加されてきています。また、平成27年3月27日に麻しんの国内排除認定を受けましたが、今後もMRワクチン1期・2期接種の更なる接種率向上に向け、市町村と協力しながら予防接種の重要性について継続して周知する必要があります。

類型	対象疾病
定期接種 (A類疾病)	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)、 麻しん、風しん、日本脳炎、結核、水痘、Hib感染症、 小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症
定期接種 (B類疾病)	季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症 (65歳以上の者もしくは60歳以上65歳未満の者であって心臓や免疫機能等に障害のある者)

【麻しん・風しん予防接種接種状況】(平成26年度)

平成26年度麻しん風しん定期予防接種率(1期)

市町村名	麻しん風疹 ワクチン接 種対象者数 (人)	MRワクチ ン接種者数 (人)	麻しん単抗 原ワクチン 接種者数 (人)	風しん単抗 原ワクチン 接種者数 (人)	麻しんワク チン摂取率 (%)	風しんワク チン接種率 (%)
須賀川市	611	588	0	0	96.2	96.2
田村市	253	224	0	0	88.5	88.5
鏡石町	113	84	0	0	74.3	74.3
天栄村	45	43	0	0	95.6	95.6
石川町	97	100	0	0	103.1	103.1
玉川村	57	49	0	0	86.0	86.0
平田村	46	56	0	0	121.7	121.7
浅川町	44	41	0	0	93.2	93.2
古殿町	36	36	0	0	100.0	100.0
三春町	127	113	0	0	89.0	89.0
小野町	74	64	0	0	86.5	86.5
合計	1,503	1,398	0	0	93.0	93.0

平成26年度麻しん風しん定期予防接種率(2期)

市町村名	麻しん風疹 ワクチン接 種対象者数 (人)	MRワクチ ン接種者数 (人)	麻しん単抗 原ワクチン 接種者数(人 (	風しん単抗 原ワクチン 接種者数 (人)	麻しんワク チン接種率 (%)	風しんワク チン接種率 (%)
須賀川市	724	671	0	0	92.7	92.7
田村市	268	270	0	0	100.7	100.7
鏡石町	124	114	0	0	93.2	93.2
天栄村	47	46	0	0	97.9	97.9
石川町	145	135	0	0	93.1	93.1
玉川村	49	47	0	0	95.9	95.9

平田村	46	42	0	0	91.3	91.3
浅川町	59	52	0	0	88.1	88.1
古殿町	45	44	0	0	97.8	97.8
三春町	139	133	0	0	95.7	95.7
小野町	86	61	0	0	70.9	70.9
合計	1,732	1,615	0	0	93.2	93.2

(※上記データは、「都道府県別麻しん・風しんワクチン接種対象群別結果(厚生労働省作成)」から引用。)

\*対象者 1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

2期：5歳以上7歳未満の者で小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

### 3 結核予防対策

#### (1) 結核登録状況

平成27年末の登録者(潜在性結核を除く)34名中21名(61.8%)が、新登録者においては17名中10名(58.8%)が高齢者(65歳以上)であり、高齢者等のハイリスク層への結核対策を重点的に推進する必要があります。

また、治療中の者の確実な服薬のための支援や、患者との接触により結核にかかっていると疑われる者に対する健康診断(接触者健診)の推進など、リスクに応じた効率的な健康診断の強化が求められています。

(平成27年 ※なお、( )は潜在性結核感染症(LTBI)で別掲)

区分 市町村別	前年末現在 登録患者数	新規登録		登録除外数		年末現在 登録患者数
		新規	転入	登録除外	転出	
平成25年	33(10)	19(7)	1	8(2)	1	44(15)
平成26年	44(15)	12(1)	3	20(3)	2	37(13)
平成27年	37(13)	17(8)	2	21(9)	0	34(12)
須賀川市	17(11)	6	1	7(8)	0	16(3)
田村市	3	7(4)	0	5	0	5(4)
鏡石町	1	0(1)	0	0	0	1(1)
天栄村	1	0	1	0	0	2
石川町	2	2	0	2	0	2
玉川村	(1)	1	0	1	0	(1)
平田村	2	0	0	1	0	1
浅川町	2	0	0	1	0	1
古殿町	1	0	0	0	0	1
三春町	7(1)	0(3)	0	4(1)	0	3(3)
小野町	1	1	0	0	0	2

#### (2) 結核定期健康診断実施状況

結核の早期発見対策として行われてきた一律的・集団的な定期の健康診断は、罹患率の低下と患者数の減少により、平成17年4月1日に対象者の見直しが行われました。市町村の行う健康診断は65歳以上の者を対象に、また、学校、医療機関、老人保健施設、社会福祉施設の従事者は年1回の定期健康診断を実施しています。

なお、学校における定期の健康診断は、高校以降の生徒、学生に対し入学した年

度に1回実施しています。

	事業所	学校（高校、 各種学校等）	施設入所者	一般住民	計
対象者	6,917	1,988	1,095	54,394	64,394
受診者	6,694	1,979	1,058	16,401	26,132
受診率	96.8%	99.5%	96.6%	30.2%	40.6%
間接撮影者数	2,063	1,888	198	12,028	16,177
直接撮影者数	4,626	91	860	4,373	9,950
喀痰検査者数	8	0	0	399	407
発見 患者	結核患者数	0	0	0	0
	発病の恐れがある者	1	0	0	1

### (3) 接触者健診

結核患者が発生した場合、家族及び接触者の健康状況を確認するために、医療機関等において健康診断を実施しています。（平成27年度）

対象者数	受診者数	受診率%	要医療	潜在性結核感染症	異常なし	経過観察
725	724	99.9%	0	4	684	36

(内訳)

	対象者数	受診者数	要医療	潜在性結核感染症	異常なし	経過観察
保健カード	81	80	0	4	72	4
T-スポット	624	624	0	0	593	31
病状照会等	20	20	0	0	19	1

### (4) 結核患者登録者に対する管理健診

結核治療終了者、治療放置及び病状不明者等の者に対して再発等がないか確認するため、健康診断を実施しています。（平成27年度）

対象者数	受診者数	受診率%	要医療	発病の恐れのある者	異常なし	経過観察
63	61	96.8%	0	0	54	7

(内訳)

	対象者数	受診者数	要医療	発病の恐れのある者	異常なし	経過観察
保健カード	33	31	0	0	28	3
病状照会	30	30	0	0	26	4

### (5) 県中地区感染症診査協議会による診査状況（平成27年度）

感染症法第24条に基づき感染症診査協議会を置いて、知事の諮問に応じ法第37条の2第1項の医療費公費負担申請及び就業制限、入院勧告、入院期間の延長について審議し、答申しています。

感染症診査協議会委員は6名で構成され、委員の任期は2年です。

開催回数 20回（定例13回 臨時7回）

診査件数

医療費公費負担	38件
就業制限	20件
本入院勧告	9件
入院期間延長	9件

(6) 結核対策特別促進事業

ア 保健衛生ミニ講座

開催回数 4回 人数 84名  
対象者 一般住民

イ 高齢者の結核予防対策

研修会 1回 人数 60名  
対象者 高齢者福祉施設従事者

ウ 結核患者療養支援 (DOTS)

DOTS 対象者：実人数29人

うち、地域 DOTS (訪問) 実施数：実人数29人、延人数87人

エ モデル診査会

開催回数 1回 人数 85名  
対象者 医師、看護師、放射線技師等

#### 4 エイズ予防対策

HIV 感染に関する正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、検査・相談体制を充実させるなど、感染予防対策を推進しています。

(1) エイズ相談及びH I V抗体検査

HIV 抗体検査は、週1回迅速検査を実施しています。

(平成27年度)

相談等件数			H I V抗体検査実施件数		
電 話	来 所	計	男	女	計
86	71	157	44	23	67

(2) 世界エイズデーキャンペーン

① 街頭キャンペーン

(平成27年度)

開 催 日	開催場所	開催内容	配布枚数
27. 12. 1 (火)	須賀川駅前	啓発用資材配布	310

②啓発資材の配布

開 催 日	開催場所	開催内容
27. 11. 20 ～27. 12. 6	管内市町村、 娯楽施設 (カラオケボックス5店舗、 ゲームセンター1店舗、漫画喫茶2店 舗)	ポスター掲示、啓発資材配布
27. 11. 20 ～27. 12. 6	福島空港展示スペース、 当事務所内	ポスター掲示、啓発資材設置

## 5 ウイルス性肝炎対策

ウイルス性肝炎は国内最大級の慢性感染症であり、平成22年1月1日に施行された肝炎対策基本法に基づき、肝炎患者の早期発見・早期治療の促進及び将来の肝硬変・肝がんの予防、肝炎ウイルスの感染防止を図るため対策を推進しています。

(1) ウイルス性肝炎一般相談及び検査実施数 (平成27年度)

相談等件数			HCV検査件数			HBs検査件数		
電話	来所	計	男	女	計	男	女	計
45	345	390	2	1	3	2	1	3

(2) 肝炎治療特別促進事業

平成20年度よりB型及びC型肝炎患者のインターフェロン治療にかかる医療費の助成を実施しています。

治療薬の開発と共に助成対象の拡大も図られており、平成22年度からはB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、平成23年度にはインターフェロンを含む3剤併用療法、平成26年度には内服薬のみで治療するインターフェロンフリー治療が追加されています。

年度	承認件数	備考(承認件数以外の者等)
平成25年度	145 件	
平成26年度	215 件	取り下げ3件
平成27年度	319 件	

(3) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業

B型及びC型肝炎ウイルス陽性者に対し、定期的に医療機関受診状況等を確認し、未受診の場合は受診勧奨するとともに、検査(初回及び年1回の定期検査)費用等を助成する事業を平成27年2月(平成26年4月1日適応)から実施しています。

年度	フォローアップ事業	初回精密検査
平成27年度	1 件	1 件

## 6 新型インフルエンザ等対策

平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、本法に基づき、同年6月には国の行動計画が、12月には本県でも「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定されました。

また、平成26年10月には「福島県新型インフルエンザ等対策マニュアル」が策定され、県の役割等について具体的に明記されています。

なお、地域の医療体制については、平成21年度より「県中地域医療会議」において検討しています。平成26年度は、下記のとおり関係機関による会議を開催し、新たな県中地域の体制について確認しています。

開催月日：平成27年7月16日

参加機関数：医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防、市町村、  
福島空港事務所、地方振興局 計36機関

## 7 高病原性鳥インフルエンザ対策

県中農林事務所を事務局とした福島県高病原性鳥インフルエンザ県中地方連絡会議が年2回開催されており、当所は、当該会議の構成員として会議に参加しています。

また、本県では、養鶏場で鳥インフルエンザが発生した場合の疫学調査等に加え、防疫作業員に対する作業前後の健康調査について保健所等の役割を明確にした防疫マニュアルを平成27年3月に策定し、所内での体制を整備しています。

## 第 2 衛生推進課の業務

### 第2-1 環境衛生チームの業務

#### 1 環境衛生

旅館、公衆浴場、理容・美容所、クリーニング所、興行場等は生活に密着し、かつ多数の人が利用する営業施設であることから、衛生的でかつ安全に利用できることが求められるため、定期的に立入検査を行っています。また、理容・美容所で使用する器具や、旅館、公衆浴場における浴槽水等について細菌検査等を行い、結果を踏まえ施設の衛生確保について指導するとともに、自主管理の強化を促しながら、衛生水準の維持向上のための指導・助言を行っています。

さらに、大型店舗、旅館、事務所など多数の人が利用する特定建築物の衛生的環境を確保するため、立入検査を行い適正な維持管理について指導・助言を行っているほか、遊泳用プール、コインオペレーションクリーニング等の生活衛生施設についても、管理状況の監視を行い、適正管理の指導・助言を行っています。

このほか、家庭用品による消費者の健康被害を防止するため試買検査を行うほか、居住環境におけるシックハウス対策、衛生害虫駆除方法など生活衛生に関する相談対応や情報提供を行っています。

なお、墓地等の事務については、平成24年度から地方分権第2次一括法により市へ、さらに、平成25年度からは福島県が推進しているオーダーメイド権限移譲により三春町へ移譲されましたので、移譲市町分は統計から除外しています。

#### (1) 生活衛生営業施設の衛生確保

##### ア 施設数、監視指導件数等の状況

(平成27年度)

区 分	年度末 施設数	新 規 施設数	廃 業 施設数	監 視 指導件数	違 反 件 数
ホ テ ル	9		1	4	
旅 館	118		2	58	
簡 易 宿 所	36			5	
下 宿	2			1	
常 設 興 行 場	8			4	
その他の興行場					
普通公衆浴場	1			2	
その他の公衆浴場	59		2	32	
理 容 所	330	6	8	23	
美 容 所	395	11	6	31	
クリーニング所(一般)	38	1	2	25	
取 次 所	109		34	1	
計	1,105	18	55	186	

#### イ 理容所、美容所における使用器具類の消毒効果確認検査

・指標細菌(ブドウ球菌)の検出状況(平成27年度)

(理容所)

(美容所)

検査対象	検査数	検出数
くし等	15	9
はさみ	15	2
かみそり	15	8
計	45	19

検査対象	検査数	検出数
くし等	17	3
はさみ	18	6
かみそり等	19	9
計	54	18

## (2) その他の生活衛生施設及びビル管理登録業

## ア 施設数、監視指導件数等の状況

(平成27年度)

区 分	年度末現在 施設数	新 規	廃 止	監視指導件数	違反件数
火 葬 場	2			2	
墓 地 ・ 納 骨 堂	419			2	
特 定 建 築 物	52			34	
ビル管理業登録業者	9			3	
コインオペレーションクリーニング	31			1	
一 般 プ ー ル	21			19	
計	534			61	

## イ 浴槽水中等のレジオネラ属菌検査

## 公衆浴場、旅館の浴槽水の検査

(平成27年度)

施設区分	検査数	検出数	施設指導・啓発内容
旅 館	9	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴施設の循環経路の清掃・消毒の実施</li> <li>浴槽水の定期的な換水の実施</li> <li>浴槽水及びシャワー給湯水の消毒の実施</li> <li>浴槽水の自主検査（レジオネラ属菌）の実施</li> </ul>
公衆浴場	6	0	
計	15	6	

## ウ 普通公衆浴場の水質検査

(平成27年度)

対象施設	浴槽数	検査件数	不適件数	検査項目及び水質基準
1	2	2	0	濁度（5度以下） 過マンガン酸カリウム消費量（25mg/L以下） 大腸菌群（1個/ml以下）

## エ 家庭用品試買検査

(平成27年度)

検 査 項 目	検 体 区 分	試買件数	検査結果
ホルムアルデヒド	生後24ヵ月以内乳幼児用繊維製品	5	適 合
	生後24ヵ月以上乳幼児用繊維製品	4	適 合
水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム	家庭用の洗浄剤で液体のもの (水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する製剤たる劇物を除く。)	2点×3	適 合

## オ 衛生害虫の相談、受付

(平成27年度)

衛生害虫の種類	ねずみ	ハエ	ゴキブリ	アタマジラミ	その他のシラミ	ダニ	ハチ	その他※
件 数	1	0	0	5	0	2	8	6
相談等の内容	駆除方法			発生報告		駆除方法	駆除方法	同定駆除方法

※虫の種類：ヨウトウムシ、カ、クモ（咬傷）、コウモリ、アズキゾウムシ、セアカゴケグモ

## 2 水 道

県中地域の水道事業（市町村営）は、地形的要因から中小規模の水道施設が複数点在しており、その維持管理に多大な労力を要するとともに、老朽施設の更新や耐震化等災害に強い水道施設の整備が求められている一方で、節水による水需要及び人口の減少に伴う水道料金収入の減少など、年々経営環境が厳しくなっています。

また、阿武隈高地などの山間部は、水道施設の整備効率が悪く、採算性が低いため水道施設の整備は困難な状況にあります。このため、山間部に点在する集落の多くは、地下水などの自己水源を利用し、集落で管理する給水施設や個人で管理する飲用井戸等により給水されています。

安全な飲料水が安定的に供給されるよう、水道施設及び給水施設等の立入検査を行い、水道事業者等に対し適正な水質管理や水道施設の維持管理の徹底を図るよう指導助言を行うとともに、水道国庫補助事業及び県費補助事業の活用による水道施設の計画的な整備促進の支援を行っています。

さらに、東京電力(株)福島第一原子力発電所における放射性物質放出事故以降、放射性物質の影響による水道水等の安全確保に万全を期すため、「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づき、管内の水道水等の放射性物質検査を実施しています。

なお、専用水道等の事務については、平成25年度から地方分権第2次一括法により市へ移譲されましたので、移譲市分は統計から除外しています。

### (1) 施設数、監視指導件数等の状況 (平成27年度)

区 分	年度末施設数	新規施設数	廃 止 数	監視指導件数
上 水 道	8			15
簡 易 水 道	13			13
専 用 水 道	14		2	14
簡易専用水道	77	1	2	9
準簡易専用水道	55			0
給 水 施 設	23	1		21
計	190	2	4	72

### (2) 水道普及率 (平成26年度)

市 町 村	25年度普及率 (%)	26年度普及率 (%)	市 町 村	25年度普及率 (%)	26年度普及率 (%)
郡 山 市	96.6	96.7	玉 川 村	83.5	83.7
須賀川市	92.0	92.5	平 田 村	43.1	44.7
田 村 市	61.6	59.7	浅 川 町	98.9	98.8
鏡 石 町	94.8	94.8	古 殿 町	82.0	83.4
天 栄 村	95.2	95.5	三 春 町	92.7	93.8
石 川 町	72.2	72.5	小 野 町	48.4	51.7
			管 内 普及率	90.5%	90.8%

(3) 水道関係施設の整備事業（平成27年度）

ア 水道施設等耐震化等事業（国庫）

事業者	事業区分	事業内容
須賀川市	緊急時給水拠点確保等事業	城山配水池更新
〃	〃	西川浄水場更新
小野町	〃	重要給水施設配水管 布設
玉川村	〃	〃
〃	簡易水道再編推進事業	簡易水道統合整備事業
石川町	〃	〃
天栄村	〃	〃
田村市（旧滝根町）	生活基盤近代化事業	水量拡張事業
田村市（旧常葉町）	〃	基幹改良事業
平田村	〃	〃

イ 福島県簡易水道等施設整備事業補助金（県費）

事業者	事業区分	事業内容
平田村	生活基盤近代化事業	基幹改良事業

(4) 飲料水の放射性物質モニタリング検査（平成27年度）

区分	検査検体数	検査結果
上水道・簡易水道	2, 206	全て検出下限値未満
専用水道	88	全て検出下限値未満
給水施設	107	全て検出下限値未満
一般飲用井戸水	933	全て検出下限値未満
合計	3, 334	

※検出下限値は、セシウム 134 と 137 の合算値で 2 Bq/kg

### 3 温泉

温泉資源の適正な利用を図るため、温泉の掘削等の許可申請に係る審査を行うとともに、源泉の温度、湧出量及び温泉利用状況等を調査し、温泉資源の適正な維持管理について指導・助言を行っています。

また、温泉利用施設におけるレジオネラ症発生防止のため、入浴施設の清掃・消毒の実施等衛生管理について指導するとともに、併せて温泉成分等の掲示について、指導・啓発を行っています。

#### (1) 温泉源泉数及び利用許可施設数 (平成27年度)

区 分	源 泉 数			利用許可施設数
	計	利用数	未利用数	
須賀川市	20	11	9	17(3)
田 村 市	3	1	2	1
鏡 石 町	5	4	1	5(1)
天 栄 村	24	21	3	18
石 川 町	13	12	1	10
玉 川 村	2	1	1	1
古 殿 町	1	1	0	1
三 春 町	6	5	1	9(2)
小 野 町	5	4	1	4
計	79	60	19	66(6)

(注) ( ) x内数値は、飲用利用許可施設数を再掲

#### (2) 新規温泉利用許可状況 (平成27年度)

温泉利用許可		温泉利用廃止	
浴 用	飲 用	浴 用	飲 用
1	0	0	0

#### (3) 温泉関係立入指導状況 (件数) (平成27年度)

源泉調査	利用許可施設立入調査	計
4	51	55

## 第2-2 食品衛生チームの業務

### 1 食品衛生

食品の製造加工技術の進歩や流通の広域化、グローバル化が進展し、多種多様な食品が流通する一方で、食品に関連する様々な事件・事故の発生により、健康被害への危惧が高まり、消費者の食の品質や安全性に対する要求はますます強まっています。

このような状況を踏まえ、不良食品や食中毒の発生を防止するため、広域流通食品製造施設や食中毒の発生頻度の高い営業施設及び集団給食施設等に対し重点的な監視指導を実施するとともに、流通食品の収去検査による不良食品の発見と排除、営業施設における自主的衛生管理の強化支援等を実施しています。また、食品衛生講習会や行政機関、食品関連事業者及び消費者による食品衛生懇談会の開催により、食品衛生知識の普及啓発及び情報共有と相互理解を図っています。

さらに、原子力災害発生以降、市場に流通する食品等の安全を確認するため、県内産の農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に放射性物質検査を実施しています。

#### (1) 食品営業許可と監視指導状況

##### ア 営業許可施設

営業許可を要する3,928施設に対して、延べ1,941施設の監視指導を実施しています。また、6件の食品衛生法違反の事例について行政措置を行っています。

(営業許可施設：2-1)

(平成27年度)

業 種	項 目	施設数 (年度末)	営業許可施設数		廃業施設数	違反件数	処分件数					処分以外の措置件数	告発件数	調査監視指導件数	
			新規	継続			許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	回収命令				その他
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	770	71	105	136	1			1						231
	仕出し屋・弁当屋	122	9	24	18	1						1			65
	旅 館	100	2	11	6										98
	そ の 他	720	100	66	24	1						1			488
	臨時営業（再掲）		50												
	（小計）	1,712	182	206	184										
菓子製造業		323	24	54	21										367
	臨時営業（再掲）		7												
乳処理業		1	1												2
特別乳さく取処理業															
乳製品製造業		3	1			1						1			5
集乳業															
魚介類販売業		306	24	29	30										110
魚介類せり売り営業															
魚肉ねり製品製造業															

(営業許可施設：2-2)

(平成27年度)

業種 項目	施設数 (年度末)	営業許可数		廃業 施設数	違反 件数	処分件数					処分 以外 の措置 件数	告 発 件 数	査 視 指 導 件 数
		新 規	継 続			許 可 取 消	営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	回 収 命 令			
食品の冷凍又は冷蔵業	8	1	1										10
かん詰又はびん詰食品製造業	24	1	4										10
喫茶店営業	431	31	54	50									95
臨時営業（再掲）		6											
あん類製造業	6		1	1									3
アイスクリーム類製造業	15	2	4	5									8
乳類販売業	550	28	80	47									157
臨時営業（再掲）		3											
食肉処理業	8		3										5
食肉販売業	319	27	37	30									107
食肉製品製造業	5	2											14
乳酸菌飲料製造業	1	1											1
食用油脂製造業	3												2
マカロン又はショートニング製造業													
みそ製造業	39		3	3									25
醤油製造業	4			1									4
ソース類製造業	3	1											2
酒類製造業	7												5
豆腐製造業	26	3	5	2	2					2			40
納豆製造業	1												1
めん類製造業	41	1	4	3									37
そうざい製造業	72	8	10	1									29
添加物製造業	2												1
清涼飲料水製造業	12		2										17
冰雪製造業													
冰雪販売業	6		2										2
合    計	3,928	338	499	378	6			1		4	1		1,941

イ 営業許可不要施設

営業許可の不要な3,038施設に対して、延べ630施設の監視指導を実施しています。  
また、3件の食品衛生法違反の事例について行政措置を行っています。

(営業許可不要施設)

(平成27年度)

業 種	項 目	施設数 (年度末)	違 反 件 数	処分件数					処 分 以 外 の 措 置 件 数	告 発 件 数	調 査 視 導 指 導 件 数
				営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	廃 棄 命 令	そ の 他			
集 団 給 食	学 校	49								19	
	病院・診療所	8								6	
	事業所	6								2	
	その他(社会福祉施設等)	71								12	
	(小計)	134								39	
	乳さく取業	129									
食 品 製 造 業	漬物製造業	161	2					1	1	45	
	野菜類(漬物を除く)加工業	29								13	
	魚介類加工業	2									
	こんにゃく製造業	18								5	
	その他	18								10	
	野菜果物販売業	271								108	
	どうざい販売業	274								84	
	菓子(パンを含む)販売業	737	1					1		112	
	食品販売業(上記以外)	980								63	
	添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものを除く)の製造業										
	添加物の販売業	76								52	
	冰雪採取業										
	器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業	209								99	
	合 計	3,038	3					2	1	630	

※参考 食中毒発生状況

	年 次	H23	H24	H25	H26	H27
管 内	発生件数	2	1	1	1	3
	患者数	75	14	12	7	88
県 内	発生件数	19	10	14	20	16
	患者数	340	73	156	456	272

(2) 食品等の検査状況

市場に流通する食品111検体の収去検査を実施したところ、2検体で法違反が確認されたことから、違反した食品の自主回収等について指導しています。

①発酵乳から大腸菌群が検出（食品衛生法第11条第2項違反）

②酢漬から表示されていないサッカリンが検出（食品表示法第5条違反）

また、加工食品等の放射性物質検査では、598検体の検査を実施し、食品衛生法に基づく基準値超過は、確認されておりません。

ア 収去検査実施状況

(平成27年度)

食品等	項目	収去したものの実数	試験場所		不良検体数	不良理由（延べ数）								
			衛生研究所	その他		大腸菌群	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗菌性物質	その他		
魚介類		6	6											
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品													
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	2	2											
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品													
	生食用冷凍鮮魚介類													
	魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）	1	1											
	肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	9	9											
	乳・乳製品	1	1		1	1								
	乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む）													
	アイスクリーム類・氷菓	2	2											
	穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	24	24											
	野菜類・果物及びその加工品（かん詰・かん詰を除く）	39	39		1									1
	菓子類	20	20											
	清涼飲料水	7	7											
	酒精飲料													
	氷雪													
	水													
	かん詰・びん詰食品													
	その他の食品													
	添加物及びその製剤													
	器具及び容器包装													
	おもちゃ													
	合計	111	111		2	1								1

イ 加工食品等の放射性物質検査

(平成27年度)

検査検体数	598	左のうち基準値超過検体数	0
-------	-----	--------------	---

(3) 食中毒予防啓発事業

衛生教育の実施状況

(平成27年度)

対象者等	開催回数	受講人数	うち出前講座（再掲）	
			開催回数	受講人数
食品等取扱者（営業者）	27	995	21	746
集団給食施設従事者	5	314	5	314
消費者	3	43	3	43
その他				
食品衛生責任者養成講習	4	208		
食品衛生責任者再教育講習	15	325		
計	54	1,885	29	1,103

(4) 小中学生の食の安全教室

小中学校へ食品衛生監視員を派遣し、児童・青年期から正しい食品の選択や食中毒から身を守るために必要な基礎知識の普及啓発を進めています。

実施した小学校の数及び受講者数	14校	1,039名
実施した中学校の数及び受講者数	1校	52名

## 2 動物愛護管理

日本は狂犬病の発生が人及び動物いずれにもなく、オーストラリア、英国等、一部の国や地域に限られる世界でもまれな狂犬病清浄国の一つとなっています。しかしながら、日本を取り巻く海外の国や地域では依然として多くの発生が認められており、年間約5万5千人が亡くなっています。陸海空路において交通手段が発達し、動物の輸送手段も多様化するとともに、海外でウイルスに暴露した方が国内で発症し死亡する等、狂犬病を取り巻く状況は決して安心できるものではなく、実効性のある狂犬病予防対策を継続して図っていくことが重要です。

一方、少子高齢化社会の中で、犬や猫を中心としたペットが伴侶動物として生活に欠かせない存在となりつつあり、愛玩動物の適正飼養や動物愛護に関する住民の関心が一層高まっています。

そのような中、飼い主の動物に対する知識不足や適正飼養に関するモラルの欠如により、未だ飼い犬や飼い猫に関する苦情や安易な引取依頼が行政に寄せられていることから、人と動物の調和のとれた共生社会を目指した施策に今後も取り組んでいく必要があります。

さらに、動物愛護関連法令の改正により、動物取扱業者に対して、より一層、動物の生態や習性に応じた取扱いが求められていることから、営業者に対し動物愛護に関する知識や情報を周知するとともに、必要な監視指導を実施していく必要があります。

(1) 狂犬病予防及び犬による危害の防止

ア 犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病の発生を未然に防止するため、管内市町村と連携し、未登録犬の解消と狂犬病予防注射の実施率の向上に取り組んでいます。

	年度末登録数	狂犬病予防注射頭数
須賀川市	4,704	3,653
鏡石町	842	617

天栄村	481	334
田村市	2,581	1,704
三春町	1,064	731
小野町	734	539
石川町	991	862
玉川村	558	407
平田村	523	380
浅川町	411	287
古殿町	470	365
合計	13,359	9,879

#### イ 放置犬等の抑留と返還

狂犬病の蔓延及び犬による危害を防止するため、法令に基づき、放置犬等の抑留を行うとともに、飼い主が判明した犬については、返還時にその飼い主に対して適正飼養を指導しています。

犬の抑留数	犬の返還頭数
147	49

#### ウ 犬による咬傷事故

咬傷事故に関する飼い主からの届出及び被害者からの通報があった場合には、咬傷犬の発見抑留に努めるとともに、飼い主が判明している場合には再発防止の指導を行っています。

区分	事故件数	被害者数	咬傷犬数	左のうち放し飼いだった数
飼い犬（登録犬）	9	9	9	7
飼い犬（未登録犬）	0	0	0	0
飼い主不明犬	1	1	1	1
野犬	0	0	0	0
合計	10	10	10	8

#### (2) 犬の苦情処理

犬の苦情は放置犬等の抑留依頼に関するものが最も多く、ついで放し飼い、啼き声の順となっています。これらの苦情に対しては、人への危害防止、生活環境保全の観点から、抑留業務、飼い主への指導等を行っています。

内 訳		件 数
放し飼		31
捨て犬		8
迷い犬		38
放浪犬		92
野犬		10
家畜田畑の被害		0
管理不良	咬傷の危険	0
	臭気・糞等	2

啼き声	11
脱糞	2
その他	9
合計	203

### (3) 動物愛護事業

#### ア 犬及び猫の譲渡事業

やむを得ない理由により飼い主から引き取った犬及び猫、並びに法令の規定により抑留又は保護した飼い主の判明しない犬又は猫について、可能な限り生存の機会を与え、適切な飼養方法を啓発していくために、譲り受けを希望する住民への犬及び猫の譲渡事業を推進しています。

区分	譲渡頭数
子犬（生後90日以内）	40
成犬（生後91日以上）	43
子猫（生後90日以内）	27
成猫（生後91日以上）	6

#### イ 飼い犬のしつけ方教室

犬の無駄吠え等の問題行動は、地域のコミュニティーに重大な悪影響を及ぼしかねないものであり、これは、散歩、給餌等における飼育犬に対する飼い主の接し方が不適切であることが原因となっている場合があります。

そのため、飼い犬の様々な問題行動に対しその改善方法を講習し、飼い犬とともに円滑な地域社会を営むための一助としてもらうために、当教室を開催しています。

学科	実施回数	5
	受講者数	24
実技	実施回数	5
	受講者数	24

#### ウ 小学校への獣医師派遣事業

小学生が動物についての学びや動物とのふれあいを通じて、自分と身近な動物との関わりに関心を持つとともに、命の大切さや相手を思いやる気持ちを育むことを目的として、小学校へ獣医師を派遣し、学校飼育動物の正しい飼育方法の指導や、犬及び猫等の身近な動物によるふれあい活動を行っています。

実施小学校数	22校
派遣回数	22回
受講者数（児童等）	1,071名
ボランティア参加者数	延べ21名

### (4) 動物取扱業者に対する監視指導

近年、犬の販売業者による売れ残った犬の遺棄事件や、動物の生態に配慮しない展示等、営業者による不適切な動物の取り扱いが問題となる等、動物取扱業者に対する適切な指導が重要となっています。

そのため、犬・猫等の哺乳類、鳥類、爬虫類を営利目的で販売、保管、貸出し、訓

練及び展示等している者（以下、「第一種動物取扱業者」という。）、並びに営利を目的とせずにこれらの動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練及び展示を業として行なっている者（以下、「第二種動物取扱業者」という。）の事業所への監視指導を行い、取り扱い動物の適正管理を指導しています。

第一種動物 取扱業者	販売	保管	貸出 し	訓練	展示	競り あつせん	譲受 飼養	計
登録数	24	17	2	8	7	0	0	58(44)
監視件数	22	18	2	7	7	0	0	56(40)

( ) 内の数字は実施設数

第二種動物 取扱業者	譲渡 し	保管	貸出 し	訓練	展示	計
届出数	1				1	2(2)
監視件数	1				1	2(2)

( ) 内の数字は実施設数

## VI 東日本大震災等被災者支援

### 1 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに続いた東京電力福島第一原子力発電所事故災害により管内に避難等をしている被災者に対して、被災市町村、保健医療福祉関係団体、ボランティアなどと密接に連携、協力しながら、保健医療福祉に関わる各種支援を実施しました。

### 2 健康サポート事業

#### (1) 町村別被災者健康支援活動打合せの開催

##### ○富岡町

開催期日：5月29日（金）

出席者：9名

##### ○双葉町

開催期日：①5月25日（月）

②3月28日（月）

出席者：①9名

②7名

##### ○葛尾村

開催期日：3月23日（水）

出席者：4名

#### (2) 保健医療専門職の健康支援活動の調整

関係機関等との打合せ2回、被災市町村との電話連絡調整等 198回

#### (3) 健康支援内容

仮設住宅や借り上げ住宅入居者に対する家庭訪問等による健康状況調査、仮設内集会所やサポート拠点を活用した健康相談、健康教育等を支援しました。

また、総合健診の結果説明会での指導や特定保健指導等を実施しました。

##### ア 仮設住宅入居者の健康支援

・健康サロン等における健康教育 54回 474人

・個別の健康相談 891世帯(内331不在世帯)812人

##### イ 借り上げ住宅等入居者の健康支援

・ひとやすみの会、絆カフェ等における健康教育 24回 371人

・個別の健康相談 155世帯(内36不在世帯)275人

・健康状況調査等 119世帯(内61不在世帯)161人

##### ウ 特定保健指導等の支援

4市町村 112世帯(内32不在世帯) 107人

##### エ その他

・健康教育、警戒隊健康支援 51回 837人

(市町村別支援状況)

支援先市町村名	集 団		個 別	
	回 数	人 数 (延)	世帯数 (内不在)	人 数 (延)
南相馬市	0	0	114 (53)	162
富岡町	71	531	112 (32)	204
川内村	2	39	137 (55)	97
双葉町	6	122	53 (16)	55
葛尾村	44	700	756 (204)	741
大熊町	0	0	11 (0)	11
浪江町	0	0	91 (29)	83
飯館村	0	0	3 (1)	2
その他	6	290	0	0
合 計	129	1,682	1,277 (460)	1,355

### 3 被災者の心のケア、心の健康推進事業

(1) 心のケアセンター県中・県南方部センター運営に関する支援

- ① 県中・県南方部連絡調整会議 1回
- ② 定例の情報交換会、研修会や会議の企画運営に関する打ち合わせ等 12回
- ③ 自殺予防セミナー 1回（共催）
- ④ 復興支援者のための研修会 1回

長期間ストレス状態にある支援者が心身の健康を維持し、活動が継続できるように、心のケアセンター県中・県南方部センターと共催で研修会を開催しました。

開催月日	内 容	参加者数
平成28年3月4日 (金)	会場：郡山市音楽・文化交流館 内容：「復興支援者のための研修会」 (1) 講演「活動の軌跡を振り返る」 講師 防衛医科大学校 准教授 重村淳氏 (2) グループミーティング (3) リラクゼーション	50人

- (2) 被災市町村における処遇困難ケースへの相談、支援  
 緊急性の高いケースの受診援助や、他県に避難した精神障がい者の帰住に係る相談、支援を行いました。  
 また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請、通報、届出に係る個別支援を実施しました。

(3) 被災地を含めた精神保健担当者会議 1回

(4) 被災地を含めた自殺予防支援者研修会 1回

#### 4 妊産婦、母子への健康支援事業

##### (1) 子ども健やか訪問事業

震災と原発事故により被災した南相馬市、双葉郡、相馬郡から管内に避難している1歳児、4歳児、小学1年生の子どもを持つ家庭を訪問し、育児や児童の心身の健康に関する不安や悩みの傾聴や相談を行い、対象者の状況に応じて生活や育児に関する助言、子育てに関する情報提供や専門の支援機関の紹介などを行っています。

- ・訪問件数 延べ137件
- ・電話対応 延べ56件

##### (2) 母子の健康支援事業

妊産婦や乳幼児を持つ保護者等の健康や育児の様々な不安や悩みを解消し、安心して出産、子育てができるよう相談体制の充実を図るため、一般社団法人福島県助産師会に委託し訪問指導を実施しました。

訪問した中で、対象者の同意が得られたものについて、訪問結果を市町村に報告しました。

・実施状況		(平成27年度)
訪問件数		市町村報告件数
実件数	延べ件数	(延べ件数)
85	137	132

##### (3) 子どもの心のケア事業

市町村が実施する乳幼児親子の心の相談事業等に対して、ふくしま子ども支援センターが行う専門職派遣のための連絡調整を実施しました。

- ・事業利用市町村：4町村（鏡石町、天栄村、平田村、小野町）

#### 5 東日本大震災における高齢者への支援事業

東日本大震災により被災された高齢者の方々の、避難生活の長期化による心身機能の低下や健康状態の悪化、孤立が懸念されることから、介護予防や地域交流の場の提供等のサポートが必要になってきています。

このため、県、市町村では、保健師や栄養士、歯科衛生士が仮設住宅や借り上げ住宅等の高齢者に対し、集会場等を活用した健康相談、健康教育、交流づくりなどの支援を実施しています。また、病院、施設の理学療法士、作業療法士等のリハビリ専門職や歯

科衛生士、健康運動普及サポーター等のボランティアの協力を得て、転倒予防や生活不活発病予防のための運動教室、口腔機能向上のための支援が行われています。

当管内では、県中地域リハビリテーション広域支援センター（太田熱海病院）が、双葉町の生活支援相談員や保健師等専門職を対象に、県からの委託事業である「仮設住宅における生活機能支援事業」を実施しました。

## 県中保健福祉事務所連絡先等

部 名	課・チーム名	電話番号	F A X 番号
総務企画部	総務企画課	75-7800 75-7805	
健康福祉部	保健福祉課	高齢者支援チーム	75-7808
		児童家庭支援チーム	75-7809・7810
		田村福祉相談コーナー	(0247)62-2654
		石川福祉相談コーナー	(0247)26-2123
		障がい者支援チーム	75-7811・7823
	生活保護課	75-7812・7813	75-7824
	健康増進課	75-7814	
生活衛生部	医療薬事課	医事薬事チーム	75-7817
		感染症予防チーム	75-7818
	衛生推進課	環境衛生チーム	75-7820
		食品衛生チーム	75-7821
			75-7825
市外局番の記載がない場合 (0248)			

☆ホームページアドレス

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21120a/10164.html>

☆Eメールアドレス

kentyuu.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp



平成28年度版

平成28年7月発行

## 業 務 概 況

編集・発行

福島県県中保健福祉事務所

〒962-0834

福島県須賀川市旭町153-1